

第8日目（12月19日）

○議 長（黒滝松男君） おはようございます。傍聴者の皆様早朝から大勢の方からおいでをいただきまして大変ありがとうございます。

それでは、延会前に引き続き本会議を再開いたします。

○議 長 ただいまの出席議員数は26名であります。

これから本日の会議を開きます。

なお、病院事業管理者から欠席の届け出が出ておりますので報告いたします。

〔午前9時30分〕

○議 長 本日の日程は一般質問といたします。

質問回数は一括質問一括答弁方式は3回まで、一問一答方式は制限なしとし、質問時間制限はいずれの方式も1人30分以内といたしますが、1人当たりの質問総時間のめどを60分以内とするよう努めていただくようお願いをいたします。なお、総時間50分を過ぎたところで「残り10分を切りました」とご案内をしますので、よろしく願いいたします。あわせて、演壇と質問席に今回から時計を置いてありますので、ご確認をお願いいたします。

初回の質問時に限り登壇して行っていただきます。降壇後は質問席に着席をお願いいたします。質問内容を制限するものではありませんが、極力皆さん方から簡潔明瞭に質問していただきたく、ご協力のほどをお願いいたします。あわせて、答弁につきましても簡潔明瞭に答弁いただきますようお願いをいたします。

なお、一問一答方式の登壇での質問及び答弁は、最初の質問項目についてのみまとめて行っていただきます。

また、会議規則第62条第4項に基づき、市長が質問者に質問の趣旨を確認する質問をする場合は、当該発言の前に「質問します」と挙手をし、議長に発言を求め、許可を受けてから行ってください。市長の質問回数に制限はありませんが、議員の市長質問に対する答弁は議員の質問時間には含めないことといたします。よろしく願いをいたします。

質問順位1番、議席番号4番・永井拓三君。

○永井拓三君 おはようございます。林新市長のもとでの一番最初の一般質問を行います。林市長の考えのもとで答弁を期待いたします。

## 1 スノートピア事業について

第1問、スノートピア事業についてです。南魚沼市は日本でも有数の豪雪地であり、その雪があることでスキー産業が発展し、それが観光につながっていることも事実です。つまり経済循環の一翼を雪が担っているわけでございます。一方で住民は雪に困らされていることも事実です。住民は雪に困られながらもかつての38豪雪、56豪雪、59豪雪、また平成18年豪雪のような豪雪時に比べると市街地の除雪機能や機械除雪体制が発達したため、同量の雪が降ったとしてもかつてのような状況ではないということは理解ができます。

とはいえ、市街地の除雪機能が発達しても、次々に雪に関する問題は発生いたします。特に六日町の中心市街地では融雪のための井戸水を新たに掘って使うことが認められていないため

に、市街地の住宅が空洞化し、中心市街地であるにも関わらずなかなか都市計画どおりに発展しないのが現状だと私は認識しております。

そこで、以下の問いを市長にいたします。

1、これまでの事業成果と今後の計画について。2、事業計画と現実のギャップをどのように埋めていくか。3、除雪問題を解決する都市計画はいかに。

その他の質問は質問席で行います。

○議 長 永井拓三君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 傍聴の皆様、大変ありがとうございます。記念すべき1回目の一般質問ということでありまして、多少緊張もしておりますが、お答え申し上げたいと思います。

永井議員のご質問にお答えいたします。

### 1 スノートピア事業について

スノートピア事業についての中でこれまでの事業成果と今後の計画についてというご質問であります。

昭和63年度にスノートピア道路事業として計画面積192ヘクタールが採択され、現在までに取水ポンプ場、中継ポンプ場、送水管約8キロメートル、また流雪溝本体のうち約20キロメートルが整備されております。流雪溝本体は整備計画全長32キロメートルのうち現在は61.8%の整備率となっております。六日町駅東地区——計画区域内の上越線より東側の地区であります——ここにつきましては、平成7年度から順次区域を拡大しながら供用を開始しております。現在は駅西地区を中心に流雪溝本体の整備など全区域の供用開始に向けて事業を進めております。

しかしながら、スノートピア道路事業の計画策定から30年近くが経過しておりまして、策定時と比べ運用方法や利用実態など状況が変わってきております。こうした変化に対応すべく未整備路線の必要性なども再検討しながら、適切な必要取水量を算定しております。不足となる水量につきましては、現在取得している魚野川からの水利権は、毎秒1.392トンであります。約1.4トン。これに加え、新たに十二沢川からの再取水によって補う方向で、水利権の取得に向けて現在新潟県と協議を進めています。この十二沢川からの再取水であります。これは魚野川から取水し流雪溝として使用した水が十二沢川に排水される。この水量分を十二沢川から取水する内容で水利権の許可を得るということであります。十二沢川からの新たな水利権が許可された後、全体整備計画を見直して残る事業については順次整備をしております。

2番目のご質問。事業計画と現実のギャップをどのように埋めていくかというご質問であります。当初計画では区域を6ゾーン、6つのゾーンに分け、それぞれ6つのゾーンごとに通水範囲を切りかえながら、6日に1回通水するという計画でありました。供用開始当初は通水範囲が今より狭かったために、住民の利便性を考慮して通水を2日から3日に1回、このような程度にしておりました。現在も駅東地区についてはそのような運用をしております。ご存じのとおりであります。

今後整備が進んで、計画当初の6日に1回の通水とすればやはり住民サービスの低下になり

まして、利用者からの理解が得られないというふうに考えています。現在の住民サービスを維持しながら供用範囲を広げるためには、現在よりも多くの水量が必要であります。このため、先に申しあげましたとおり十二沢川から取水するための水利権を確保すべく現在作業を進めているということでもあります。水利権の確保と全体整備計画の見直しによりまして、スノーピア道路事業の早期完了に向けて、スピード感を持ってこれに取り組んでまいり、そういう所存であります。

3つ目のご質問、除雪問題を解決する都市計画はいかに、ということでもあります。南魚沼市都市計画マスタープランの中では、都市防災の方針の1つとして冬期間の降雪による災害防止のための消融雪施設の整備、また、救急や消防活動の円滑化を図るため、狹隘道路——道幅の狭い道路、狹隘道路の除雪など雪害対策を掲げています。市街地では排雪できる場所の減少、非常に少ない、機械除雪が不可能な路線が多く、六日町市街地のように地盤沈下区域であっても消雪パイプは必要不可欠な施設であります。また、スノーピア道路事業による流雪溝整備——先ほど申しあげましたスノーピア道路事業です。地盤沈下対策として導入されまして、人的労力が必要ではありませんけれども、積雪時における敷地内や道路路肩等の雪処理を容易に行うことができ、冬期間の防災にも寄与しています。今後、六日町駅西地区での早期供用開始に向け鋭意努力をしてまいります。

また、狹隘道路の除雪につきましては、その解消こそが最も望ましいことでもあります。事業を進めております市道旭町上町線、市民会館の近くから通っているところですが、この拡幅改良工事のように地元と協議し、整備する条件が整う路線につきましては、今後も改良を進めていきたい、そういうふうに考えているところであります。以上です。

○議 長 4番・永井拓三君。

○永井拓三君 1 スノーピア事業について

再質問ですが、まず1番ですね。この達成率61.8%というところは理解をしましたけれども、その達成率でいくと、今までのスピードでいくと年率でいって大体2%くらいずつ進んでいるのではないかなというところですが、では、計画を100%まで持っていくというふうに考えると、残り40%近くを年率2%ちょっとで進めていくと。かなりの時間がかかるわけですが、その間随時問題というのは発生してくるわけです。そのあたり今後20年、まだ市長就任からほんの少ししかたっていないけれども、20年先までに起こり得ることも含めて、今後その達成率を速めていくのは当然理解できるのですけれども、これに対して残り40%に対する市長の意見をまず先に伺います。

○議 長 市長。

○市 長 1 スノーピア事業について

ご指摘のとおり、スピード感を持ってやっていきたいということでもあります。まだちょっと就任間もないものですから、今回、議場の皆さんにもお断りしますが、なるべく正確を期したいというところがありまして、頭で理解しているところもありますが、なるべく担当部課長にその辺のところを答えてもらってまいりますので、お断りしておきます。この件につきまして

は担当部課長から答えます。

○議 長 建設部長。

○建設部長 1 スノートピア事業について

今、やっと十二沢川の取水について、水利権の関係ですが、申請ができたところですので、これからその審議を経て許可をもらってということになりますので、実際これから進むわけですが、あとは予算との関係ということで、随時私どもは計画を立てた中で短期間——短期間といってもまだ4割から残っておりますので、1年、2年ということで終わるわけではありませんが、地域の方々に説明をした中でご理解いただける、そんなスケジュールを組めればと考えておるところです。以上です。

○議 長 4番・永井拓三君。

○永井拓三君 すみません。議席番号を間違えました。

1 スノートピア事業について

まず今、部長の答弁どおり、このまま十二沢川から計画どおり取水ができてとなると、駅西側の流雪溝の整備もある程度はめどがつくのではないかなというふうに思いますので、今後、駅西に何とか水を通してもらえるようにしていただきたいなというふうに思うのです。今、駅西に水を通すというところは、2番にも結局つながっていくと思うのですが、スノートピアという事業が昭和63年に始まりまして、合併をしてそのまま引き続き南魚沼市として継続されていくわけですが、その経緯を見ると、国道17号を挟んで、駅を挟んで西と東というところでかなり大きなギャップが生まれてきている。

ただし、それは都市計画の段階でいったら優先的にやらなければいけない、後に回せばいいと、そこはすごく難しい判断だというふうに思うのですけれども、駅の東側が整備され始めたと同時に駅の西側というのはそれにおくれをとっているわけです。その全ての理由が水を通せるか通せないか、取水ポンプがあるかないかというだけの問題ではないと思うのですね。例えば東側に水が通るようになって東側の生活がある程度は楽になってくると同時に、同じように西側にも何かを施さなければいけないわけですね、平均的にものごとを進めていくというふうに考えれば。そうなったときに、水は通せないのだけれども、除雪を機械でできると。機械でできるから水を通したのと同じようなことが同時に進んでいるのだよというのであればある程度はわかるのですけれども、何かどうもその水を通すか通さないかでその計画が進んでいるように私は見えてしまう。今後の駅の西側の雪をどうやって消していくか、どうやって除雪していくか、そのあたりの考えをまずお聞かせください。

○議 長 市長。

○市 長 1 スノートピア事業について

ご質問にお答えします。詳細についてはまた担当部長から答えてもらいますが、この水の問題。今、永井議員がおっしゃったとおり、いろいろな形でやはり対応する必要があると思います。きちんと水が本当に確保できる、まだこれも例えば十二沢川の取水がなったとしても、やはり使い勝手が悪いというのはもう住民の皆さんからたくさん聞いてまいりました。できれば

今あるこの十二沢川の取水が一番先に進めなければいけません、その後本当にこの水の量で満足いただけるのかという思いは私にもありまして、できれば新たな水源等も含めて、今後はじっくり考えていかなければならない、そういう気持ちもしております。詳細につきましては担当部長から答えさせます。

○議 長 建設部長。

○建設部長 1 スノートピア事業について

流雪溝の整備につきましては、西側について本体そのものが全くしていないということではありません。道路改良に合わせて県道では計画に合わせて布設をしていただいておりますし、市道の関係では駅裏線、そして野際病院線というあの高校通りから病院までの通りのあの道路ですけれども、そこについては整備済みです。あわせて昨年、駅から中学校までの間につきましても、これは流雪溝の計画にあわせて雨水対策を目的ともしておりますけれども進めております。もともと既に駅西に渡す送水管については、JRのところも工事が終わっておりますし、ポンプ場もできております。稼働すれば水は駅西には行くのですけれども、今の駅東でやっているようなサービスがとてできなくなるという状況ですので、私どもとしましてはそのサービスができるようになってから水を送るのが望ましいだろうというような判断のもとで、今、十二沢川の再取水の手続きをさせていただいているところです。

それまでの除雪等につきましては、機械除雪を基本としておりますので、駅西地区だけではなくて市内どこでもですけれども、万全な除雪をさせていただこうと思っておりますし、そのようにしているつもりです。ただ、幹線につきましては、降雪によっては、常時出ているわけはありませんので、以前駅裏線が圧雪になりましたようにそういうところ、そして押す場所がないところについては、地盤沈下区域内ではありますが道路法による道路については審議会を通して井戸が掘れるということでありましたので、そのような形で必要最低限の路線については消雪パイプをふせさせていただいております。今後につきましても同じ考えでいきたいと思っております。以上です。

○議 長 4番・永井拓三君。

○永井拓三君 1 スノートピア事業について

わかりました。今の答弁のように計画が進んでいってもらいたいものですが、ちょっと改めてここで確認しなければいけないのは、もともと6日に1回通水する予定で組んでいたところを、まだ通水が駅西のほうにできないという状況の中から、通水量を多くする、それが市民の生活にかなりよい影響を与えるという理由で、駅の東側には何日かに1回、3日に1回とか、かなり頻度が上がったわけですので。これをベースにちょっと考えなければいけないのは、このスノートピアの事業を行いながら市民サービスを平均化していくことを考えなければいけません。通水を3日に1回、2日に1回にすることで、確かに駅の東側は生活がしやすくなったと思います。ただしそれは本来であれば6日に1回だったものを、西側が通水できないという理由で通水量を増やしたわけですね。つまり、一時的に始めたことが十数年間繰り返されていることでそれが日常化になったわけですね。逆に言ったら駅の東側に住んでいる

人は、では駅の西側に通水ができるというふうになれば通水量が減るわけですから、おいおい、ちょっと待ってくれよという話になるはずですが。けれども、もともと一時的というか計画とは違ったやり方をしたことが日常になった。その日常からそのもとの計画どおりに戻す。おいおい、ちょっと待てというところのギャップをどうやって埋めていくか。反対に駅の西側に関しても、市民の感情としてはなぜ計画どおりに行っているにもかかわらず駅の東側とこれだけ大きな差が出てくるのかと。その駅の東側を今までどおりやるためにという話が上がってしまうと、その平均化という意味ではかなりギャップが出てくるのですね。そのあたりの考えを聞かせてください。

○議 長 市長。

○市 長 1 スノートピア事業について

この件につきましても担当部長に答弁をさせます。

○議 長 建設部長。

○建設部長 1 スノートピア事業について

当初6日に1回というのが昭和の時代ですので、屋根に雪が乗っかっていて、積もっていてそれをおろす。1週間に1回程度だろうということで6日に1回というふうになったと聞いております。現在はそれでもいいわけですがけれども、落雪屋根だとか市民の生活からすると駐車場の確保等によりまして、降った雪を1週間そのままというふうなことができるような時代ではございませんので、供用開始を始めた区域から取水できる量を最大限有効的に使うために、当初の6日に1回という通水よりも細かな形で通水をして現状に至ったというのが実情でございます。

同じように西側についても6日に1回の形で通水をすれば、まだ一部ですけれども通水は可能なわけですがけれども、現在の生活の形態からすると6日に1回で通水しても、さほど効果が望めないというように思っているところもございまして、最低限今のサービス水準は確保して西側のほうにも水を回したいというような考えから現在に至ったということでございます。このような説明を西側の方々にもさせていただき、ご理解を得て今後も進めていきたいと思っております。以上です。

○議 長 4番・永井拓三君。

○永井拓三君 1 スノートピア事業について

押し問答をするつもりはないのですけれども、やはり、今後市民の生活を平均化するという事を考えていったら、今の段階ではその西側と東側ではかなり大きなギャップがあるわけです。かといって、東側に比べたら機械除雪の量が西側は3倍入っているのだ、4倍入っているのだというような数字は、わからないわけです。平均化ということをやはりきちんと説明をしていかなければ、その西側、東側で住みたい、住みたくないという話が出てきてしまう。今後考えていかなければいけないのは、東側に今度は通水量を減らすよというような説明をせざるを得ない場合が出てくるわけですね、その通水量だけで考えていったら。その東側を今のまま維持していきたいという気持ちはわからなくはないのです。わからなくはないのですけれど

も、それと同様に西側もきちんとケアしているのだということを、生活の中から感じられるような除雪体制をとってもらいたい。そこがこの2番、3番で共通している市民感情とのギャップなのですね。要は西側に住んでいる人たちというのは、東側の人に比べると少し生活がしにくいというふうに感じていられる方が多いと思うので、その点を、例えば機械除雪量が東側に比べて何倍になっているのだと、除雪量でいったら通水している分と相殺できるくらいの量になっているのだというような、数字的な根拠があればそれをお知らせください。

○議 長 市長。

○市 長 1 スノートピア事業について

そういうギャップがあるということは、私は甚だ遺憾だと思いますので、ぜひ今後、皆さんからのまたそのお話も伺いながら、やはりそのところを埋めていく。これが大きな仕事になると思いますので、一生懸命取り組んでまいりたいと思います。詳細についてもし必要があったら部長から説明をいたします。

○議 長 建設部長。

○建設部長 1 スノートピア事業について

駅西地区の除雪につきまして数字的なものと言われますと、そういう数字は持っておりません。丁寧な除雪をさせていただきたいというふうに、今も思っておりますけれども、これからはさらにその辺も、平均化ということも念頭に置きまして、対応をできる中でさせていただければと思っております。以上です。

○議 長 4番・永井拓三君。

○永井拓三君 1 スノートピア事業について

はい、わかりました。今後は西側と東側がどれだけ平均に近づけるかという努力をまずしてもらいたい半面、早く西側も進めてもらいたい。優先的に進めてもらいたい部分はあるのですが、その西側、東側の皆さんに今の事業の内容を進める、こうである、ああであるということを理解していただくに当たり、やはり数字的な根拠が必要になってくると思います。その根拠なしに話を進めるのはちょっと難しいなと思っています。例えば、東側の通水量が3日に1回でこれくらいであると。それでできる除雪量があらかじめ見えてくるわけですから、その除雪量と同じような量を、実は西側でも機械除雪していますとか、していないようだったら今後しますとかというような数字的なものをベースに、市民との協議をしてもらいたいと思います。今ここでは数字的なものは出てこないと思いますから、今後の議論としてそのようなことを進めてもらうことを期待して第2問に移ります。

## 2 南魚沼市の英語教育について

第2問目、南魚沼市の英語教育についてです。実際、私たちが南魚沼市に生活していて英語というものを使う機会というのは、ほぼほぼないに近いと思います。私も生活の中で英語を使うかといったら、よほどのシチュエーションでない限りありません。例えば国際大学の学生さんから何かしらの相談を受けるとか、外国から友人が来るということ以外はほとんど使わないわけです。

それでも、日本という国自身が、英語教育を進めていくということがグローバル化であるというふうに言っておりますので、英語の教育がカリキュラムの中に入っているわけですが、果たしてそのグローバル化というのは何なのかということをごきちんと理解をした上で、英語教育をすることには大きな意味があると思うのです。ただカリキュラムをこなすだけのための英語教育というのは、それほど大きな意味はなさないのではないかなと私自身は感じております。それなので、1番の英語教育の本質はどこにあるのかということをごまず聞かせてください。

○議 長 市長。

○市 長 ちょっと登壇します。

## 2 南魚沼市の英語教育について

永井議員の南魚沼市の英語教育について、英語教育の本質をどのように理解しているかという点だと思っております。

グローバル化は従来の国家、国、地域の垣根を超えて、地球規模で資本や情報のやり取りが行われることであると思っております。ご質問のとおり世界に多種多様な文化や社会があることを理解し、それに対して壁を持たないようにすることがグローバル化の本質であるということについては私もそういうふうに思っております。

私は英語教育の本質を次のように考えています。英語教育を推進すること、イコールグローバル化ではなく、英語は世界中に存在する何百、何千という言語のうちの一つに過ぎません。言語は人と人が意思疎通に使う道具であって、書物などの文字からさまざまな情報を読み取る時に必要な手段でもあります。したがって、世界のさまざまな国や地域で母国語として、あるいは公用語として使用されている英語を学ぶことは、グローバルな発想や行動につながる手段の一つであると理解しております。

体育などの……。ここはいいのだな、後で。失礼。

○議 長 4番・永井拓三君。

### ○永井拓三君 2 南魚沼市の英語教育について

今、市長が登壇されて、いただいた言葉が、もう、まさにそれなわけなのですけれども、我が市はほかの地域に比べると、圧倒的に優位な部分があると。それは国際大学という大学が市の中にあるということなのです。かなり多くの文化を持った方たちがそこにいるわけなので、私自身はその英語というのは、いわゆるグローバル化という言葉の中にはめ込むただ一つのキーワードでしかないと思うのですけれども、結局多種多様な文化、社会が世の中にはたくさんあるということをご子供たちに知らせることが、実は一番大事なわけで、それに対して南魚沼市はどのようなことをやっているのか。それはもう以前、一般質問をしたときにもお答えの中にあつたとおり、中学生、小学生が年に1回国際大学に行って、イングリッシュビレッジをやっているというようなことは聞きましたけれども、せっかく国際大学が身近にある中で、その回数が本当に1回でいいのか。あとはほかの地域と独特な、特殊な英語教育をしてもいいのではないかということを感じております。

ただ、英語の授業というのは、あくまでクラスルームで行うものと、それ以外で行うものと

というのが必要だと思うので、例えば——それが2番につながっていきまだけれども——身体を使いながら言語を覚えるというのは、ものすごく重要なわけですね。幼稚園、保育園の見学に行くと、子供たちは身体を動かしながら日本語の勉強をしているわけです。英語の勉強をしていくというのは、私も自分の英語というのは、外国人にしてみたらかなり幼稚な英語をしゃべっているわけです。その幼稚な英語も、結局ゼロ歳のようなところからスタートしなければいけないので、では、身体を動かしながらその言語を習得したらいかがなのかというふうに感じています。それはある程度調べてはきたのですけれども、日本でなかなか小学校・中学校、義務教育の中で身体を動かしながら英語教育をしているというところがないものですから、あえてそこに注目して言語教育をしてみたらどうかというふうに思うのですけれども、その点はいかがでしょう。

○議 長 市長。

○市 長 2 南魚沼市の英語教育について

永井議員の考えに私もすごく同感するところがいっぱいあります。ありますが、教育分野にかかることになりますので、これは教育長のほうから答弁をさせていただきます。

○議 長 教育長。

○教 育 長 2 南魚沼市の英語教育について

まず、国際理解的な取り組みは、中学生の海外派遣だけではなくて、実はうちの目玉は小学校の1年生から6年生まで国際理解教育、これは文部科学省で教科のできない中を内閣府で特区という形で日本で初めて取り入れて、それが文部科学省に取り入れられてきているという部分で、中学校のみならずどちらかなら小学校で力を入れているということをご理解願いたいと思います。

この経過については、元泉田知事が南魚沼市を訪れて、国際大学があるから英語特区を取り組んだらどうかという話があったときに、元市長、私の前任者の遠山教育長が自分としては英語特区という英語だけがすばらしいのではないという考えのもとに、うちにある国際大学の、紛争をしているかわからない国の人たちが、そこで平和を学ぶその思いやり教育が大事だということでもって、ここに取り組んだ経過があります。そういう面ではさっき永井議員が言われるように、南魚沼市としては本当に恵まれた環境でありますので、引き続きこの国際理解、1年生から6年生までの授業にさらに力強く取り組んでまいりたいと思っています。

ほかのカリキュラムに、というご質問があります。英語の視点からすれば、全ての授業で英語を取り入れるということは恵まれた環境にはなりますが、各教科には学習指導要領が定められておまして、各教科の狙いがあります。よって、他教科で、他教科も含めて英語でやることについては、現時点ではかなりの無理があるのですが、2020年に教育学習指導要領の改正があります。その大きな目玉が英語のさらなる教科化、強化をするということで、多分、先陣を切っている南魚沼市に続き、全国が小学校で英語の科目を設置するという大きな動きになっております。その中で15本ずつ数回をモジュール的に組み合わせる英語の授業をするというようなその自治体で特有のやり方ができるようになりますので、今ほど言われるような体育の教科

でも取り入れるということについては、国際科の中で検討してまいりたいと思いますし、今、国際科の中でも身体を動かしながら、国際大学の生徒から来ていただいて、ただ話を聞くだけでなく身体を動かしながらの英語活動もやっております。それをさらに拡充して体育という切り口でできるかどうかについては、今後検討してまいりたいというふうに思っております。

○議 長 4番・永井拓三君。

○永井拓三君 2 南魚沼市の英語教育について

わかりました。国際理解教育というところで南魚沼市は進んでいて、それに対して時代がもう少し先を行けば、さらなることができるのではないかなということ、今の答弁から期待できるところなのですけれども、現実の話をしますと、中学生から英語の授業がぼくらは始まった世代なのですね。今、もしかしたら小学校から始まっているところも多いとは思いますが、小学校から始めて中学・高校・大学、大学を出ても英語を話せる人というのはほとんどいないのが現実なのです。そうすると、今まで培ってきた英語教育というのは、一体全体何なのという話ですね。私の母親は英文科を出ているのですけれども、びっくりすることに、父親が肉離れをしたことを外国人に伝えるのに「ミート・グッバイ」と言ったのです。英文科を出ているのにミート・グッバイですよ。履歴書に書くのに。

その程度の英語しか日本の教育というのはできないのではないかなということで、ある意味、期待と半面すごくギャップを感じているところなのですね。そこにきて、言語はしょせん言語だという考えも私は持っていますので、うちの子供がしゃべっている幼児的な日本語も当然日本語ですし、外国人の子供が話している幼児的な英語も当然言語なわけです。では、その言語というものを今後どのように教育現場で理解させていくかということが、極めて重要だなというふうに感じているのです。今後、南魚沼市の——わかりました。先ほどの答弁でわかりました、国際理解教育というものを、どれくらい膨らませていくのか。ほかの地域とどれくらい差をつけていくのか。その心構えとか心意気をちょっと聞かせていただきたいのですが。

○議 長 市長。

○市 長 2 南魚沼市の英語教育について

引き続き教育長から答弁してもらいます。

○議 長 教育長。

○教 育 長 2 南魚沼市の英語教育について

心構えとしてはさらに膨らませていきたいというのは思っておりますし、今、CCRC構想においても、また新たな国際的ないろいろな知識を持った方がいられますので、一緒になって取り組んでまいりたいというふうに思っています。

今、2点だけ追加してご説明したいのは、この夏から小学校から中学校へこの国際科英語教育をやったもののつなぎとして、夏休みに5回、中学生向けの——うちには5人のALTという財産がありますもので、土曜学習とはまた別な形で取り組んでおります。それと今、フォニックスの英語学習ということで、発音と文字の関係性をもってより発音をうまく話すことが実感できるような取り組みも、南魚沼市としては始めていますので、この動きを含め、市全体の

CCRCと連動しながらさらなる充実をやってまいりたいと思っています。心意気は強く、熱くありますもので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議 長 4番・永井拓三君。

### ○永井拓三君 2 南魚沼市の英語教育について

はい、わかりました。今の決意はものすごく大きいものだと思います。

最後に、教育に関して言えば、英語教育というのをどのように理解しているかという、それはもう前に写真を見せたとおりです。教育長は踊りの中で外国人とコミュニケーションをとれているということが、私は英語教育を飛び越えたコミュニケーションだと思っています。そのコミュニケーション能力を高めるという意味での英語教育なのであれば、ただ、机に向かって椅子に座って構えて勉強するのが私はコミュニケーション能力を高めるための英語教育ではないと思ひます。今後、国際大学との交流をさらに図ってもらって、今は年に1回、2回というところをもっともっと増やして、ほかの地域にはないような、南魚沼市は英語教育がものすごくよく進んでいますね、国際理解をきちんとされていますね、というようなことを進めるような教育計画を策定してもらえたらなというふうに感じております。

### 3 今後の防災教育について

最後は3番、今後の防災教育についてです。これはですね、防災教育というのは、これはあくまで教育現場でのその部分であるのですけれども、前回、前々回もしているとは思ひのです。これは井口前市長にも問うていたことなのですけれども、果たしてどのようなことをやっていけば未然に防げるかとか、最小限にくい止められるかというのが、この防災教育にかかっていると思ひのです。南魚沼市は本当に自主防災組織が九十数%という高い数値で組織されていますので、その点では極めて安心なのです。今回これを題材にしたのは、今後、南魚沼市がどのような方針をとっていくかということ改めて知りたひ。その本質はどこにあるのかということを知りたいわけ。その点をまずお聞かせください。

○議 長 市長。

○市 長 登壇します。

### 3 今後の防災教育について

永井議員の今後の防災教育について。教育なので本来であれば教育長から答弁させる所ありますが、私のほうでやはり思ひをひとつ語らせていただいてから、不足のところはですね、足りないところにつきましては、教育長から答弁させます。

これまでどのようにと、変わっていくのかということだと思います。本質の部分。当市の小中学校と総合支援学校では、各校の教育計画に防災教育全体計画を位置づけまして、具体的な年間指導計画をまず作成しています。年間2回から3回の避難訓練を実施しています。平成26年からは新潟県防災教育プログラムを活用しながら、地震災害、洪水災害、雪の災害、土砂災害、津波災害、原子力災害の6つの災害について学んでいます。その目的は、災害に遭遇しても生き抜ける知識と力、これを育成する。自然の恵みと災ひの二面性を理解する。そして生涯使える災害から生き抜く力を身につけることなどの5点に整理され、子供たちの防災力の向上

を目指して取り組んでいるところであります。永井さんは本当に専門家でありますので、十分ご理解されていると思います。

5点。これは1点目、災害に遭遇しても生き抜ける知識と力を育成する。2点目、自然の恵みと災いの二面性を理解する。3点目、姿勢の防災教育を通じて、主体性を身につける。4点目、生涯使える災害から生き抜く力を身につける。5点目、防災教育の積み重ねにより災害に強い地域をつくる。これが指針となったみたいですが、以上5点であります。

今年度は9月から10月にかけて起震車、確か永井議員もこの議場でよくお話をされた、地震を体験する例の車です。この起震車体験を実施しまして、市役所、各庁舎と9つの小学校を会場にしまして、合計1,109人だったそうです、の体験がありました。揺れの強さに驚いて、もう泣きだしてしまうそういう子供さんもいらっしまったというように聞いておりますが、これらの疑似体験が有効な企画だったと考えているところであります。

学校では教育活動全体を通して安全に対する意識、あらゆる災害に関する知識や防災への理解を深めていかなければならない、当然のことであります。具体的には子供たちが災害発生時のさまざまな危険を予測して的確な思考、考え、判断に基づいて意思決定を行って、みずから行ってより安全で危険度の少ない行動選択ができるかが、それが評価の観点であるというふうを考えます。

そのためには学校だけではなくて、先ほど話もありましたとおり、自主防災組織等もあります。学校だけではなくて、家庭や地域社会が安全性や地域コミュニティへの関心です。地域社会への関心も高めて、人と人のつながりの大切さを理解しながら、ともに行動できるようにすることも大きなポイントだと思います。きずなの強化を意識して社会全体の中で取り組む、そういう必要があると思います。

例の東日本大震災においては、もうご存じのとおりでありますけれども、徹底した防災教育によって全ての小中学校が、学生がですね、生徒さんたちが生き抜いた地域もありましたが、反面、逆にですね判断に迷って大きな被害を出してしまった学校もありました。現実であります。改めて指導の重要性を再認識したところですよ。皆さん等しくそう思われたと思います。ともに生きる、助け合う共同体としての意識の育成も含めて、防災教育の推進と充実に努めてまいりたい、そういう思いであります。以下、不足のところは教育長に答えさせます。

○議長 永井議員に、一問一答ですから(1)番、(2)番は別々にお願いいたします。続けてください。

4番・永井拓三君。

### ○永井拓三君 3 今後の防災教育について

市長の今の答弁である程度理解できる部分がありまして、今後進めていってほしい部分は、何のために防災教育をやっていくのかという点です。今、説明があったとおり起震車の回数を増やして1,000人強の子供たちに体験をさせることで、彼らは地震がどういうものなのかということを理解できたわけですね。南魚沼市が今後想定しなければいけない災害というのは、地震がまず1点大きくありまして、もう1つは水害です。この1、2点はかなり頻繁にあるも

のなので身近なものだと思います。日常的にある雪害というものも、当然私たちは考えていかなければいけないのですけれども、雪害に関してはもう日常化しているので、かなり強いわけですね。この日常化しているということが強いというのは、要はトレーニングされているわけです。だから、東京の人たちをこちらに連れてきてこの雪の量を体験させると、では屋根の雪どかしてみろとか、車の周りの雪をどかしてみろというのは、やらせようと思ってもなかなかできないわけですが、こちらの住民の方たちはみんなさささとこなしてしまうわけです。

それがいわゆるトレーニングで、それは雪害に対する防災教育ができていているというふうに私は認識しているのですけれども、当然地震も水害も同じようなことが言えるわけです。その点を今後南魚沼市はきちんと理解してもらえれば、先ほどの起震車の回数をもっと増やすとか、または水害も、この間の防災訓練のときにものすごくいいなと思った、水を流してその水流の強さを体験させる、30センチの水の勢いがどれくらいなものかというのを体験させるのは、極めて重要だと思っています。それは、そういうことを続けると、例えば川の流れに流されないような子供たちも増えてきますから、私は防災教育というもののあり方が、日常生活にきちんと落とし込まれるものではあるのではないかというふうに思っています。

どのように変わっていくのかというのは今理解したので、あとはどれくらいの頻度を上げられるのか、その点に関して教育上カリキュラム的に難しいとかそのあたりの答弁をもう1回いただければ。

○議 長 市長。

○市 長 3 今後の防災教育について

例の水流のこととか、例えば防災訓練のときには、砂防の事務所の皆さんがいらっしゃってこういったことでこういう土砂災害が起きるのだよとか、さまざまやっております。ああいうことに目を触れさせることも非常に大事だと思いますし、やはり疑似体験的なものが一番いいと思います。例えば、災害があったところに、前回の地震のときには子供たちがボランティアに行ったり——ありました。水害のときもそうでした。高校生たちが頑張ってくれた——あります。それぞれそういう本当の現場を見てもらうということが、私は生きた防災の教育というものもあると思いますし、頻度等これからできることにつきましては増やしたいという気持ちはありますが、この点につきましては専門分野である教育長から答えさせます。

○議 長 教育長。

○教 育 長 3 今後の防災教育について

永井議員からは平成26年12月議会でこの防災に関する質問をしていただきました。そのとき、課題は今訓練をやっていることが子供たちにどう落ちて、どの程度わかっているのか、それが課題であり、その評価だという話をさせていただきました。その評価をして次につなげるということについては、その質問の後2年間やってまいりましたが、急激に進んでいるわけではありません。ただ、毎年防災教育の推進に関する取組状況ということで調査をしております。この11月にも調査をしました。その結果、まずは時間数の確保、それから指導者の確保、それから教材や資料の不足に対する対応という点が出てきておりますから、この辺について今後対

応じてまいりたいというふうに思っております。

ここで1つ永井議員にお願いがあるのは、指導者不足ということがありますもので、永井議員が主催しております新潟県環境防災研究所からも協力をいただいて、学校現場でいろいろな話をさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議 長 4番・永井拓三君。

○永井拓三君 3 今後の防災教育について

はい、わかりました。幅が難しい。その時間をとるのが難しいというのは理解しましたので、引き続き今のような防災教育であったり、訓練時間を確保してもらいながら、うちの研究所としても一生懸命協力していきますので、引き続き連携をさせてもらえればと思ひます。

2番ですね、防災教育の本質という部分ですけれども、これはちょっともう1回考えなければいけないのは、南魚沼市は年間約400人の方が外に出て行ってしまっているという現実があります。この現実をよくよく考えてみると、万が一、都市部であったり人口が集中しているところで大きな地震があった場合に、きちんとそこに防災教育を受けた人間が行って、要は生き残らなければいけないという現実を何とか切り抜けるというか、サバイブしてもらいたいわけですね。そうなったときに防災教育を受けていた、受けていない、平均的なものだったのか、それ以上のものだったのか、それによって大きく違うと思ひます。人口流出も含めて今後その防災教育の量だったり質だったりというのが、例えば東京のほうが大ダメージになってしまったときに、きちんと帰ってこられる、生き残れる、南魚沼市に戻ってこられるということにつながっていくと思ひますが、その点はいかがお考えでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 3 今後の防災教育について

自分の体験からちょっと述べたい。ちょっと的外れかもしれませんが、10年くらい前に石打地震というのがあったのです。そのとき私は山の上で、うちは食堂を経営していますが、そのときお客さんがたくさんいました。その中で私は実は突っ立ったまま、ちょっと驚いて動けなかったのです。そのときに高校生のアルバイトの子はですね、いち早くエレベーターをとめに行き、そしてお客さんの皆さんに伏せてくださいと、私より先にやったのです。私は非常に恥ずかしい思いをしました。

これこそが永井さんも言っている、私もそれを目指そうと思っている防災教育のあらわれだと思ひます。訓練、そして知識を持つこと。このこと1つで大きな、私は差が出るのだなというのを身を持って、実は恥ずかしかったけれども体験をしました。

今、関東のほうに子供たちが400人出て行っているという現実があります。その子供たちも1人も欠かすことなく安全を確保するというのも、もしかして我々の責務だというふうに思ひます。そういう意味も含めてこれからの防災教育のあり方をきちんともう1回見直しもして、必ず伝えていく、そういうことが大事かなというふうに思ひます。

○議 長 総時間残り10分を過ぎておりますので、よろしくお願ひいたします。

○永井拓三君 終わります。

○議長 長 質問順位2番、議席番号9番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 改めましておはようございます。ほぼ満席に近い傍聴席、身の縮む思いであります。大変ありがとうございます。4番議員の次ということで、私、勝又が一般質問をします。私の議席番号は9番であります。昔は旅館やホテル、あるいは病院の入院病棟あたりには、9号室というものがありませんでした。今、市民病院や基幹病院に行ってみますとごく当たり前のように9号室があります。そんなわけで時代は変わったなど、そんなふうに思うのでありますが、私は何も病人として9番の議席に座っているわけではありません。いたって健康で元気であります。さあ、林新市長に一般質問であります。私より若く、私より元気で新進気鋭の林新市長に3つのテーマで一般質問を行います。

井口前市長から林新市長にかわったわけですから、市長もかわり、時代も変わったのだなど、そのように市民が思えるような明快な答弁をお願いしたいと思います。私に与えられた時間は30分であります。時間内に収めるつもりであります。答弁のほうも要領よく明快にお願いしたいと思います。

さあ、私の質問項目は3つありますが、今ほどの4番議員が私の質問とほぼダブるような質問をしてくれました。自分の直前に私が行おうと思っていた質問を直前にしていただいたのは初めての経験であります。そんなわけでダブらないようにと思ってもみるのですが、傍聴席の皆様遅れてきた方もあろうかと思しますので、多少のことは我慢していただいて普通のご答弁をお願いしたいと思います。

議員同士でどういうテーマで質問するかというのは、打ち合わせはしないわけです。あとはどういう質問順位になるかは、私の後ろにいる議長がくじを引いてくれると。そんなわけで私、それから私の前の永井さん、そして私の後の中沢さん、雪対策、あるいは条例改正についての質問が3人オンパレードで続くということになります。

## 1 雪対策について

では、1つ目の質問であります。井戸規制の条例改正に向けて、さまざまな課題、問題をクリアすると公約がありましたが、具体的にはどのように考えているのでありましょうか。来年の9月議会で条例改正を行いたいとしていますが、井口前市長が井戸規制の条例改正の方向を示したからといって、林新市長がほいきたほいとやれるような問題ではないと、私はそんなふうに思っています。これからどのような過程で、どのようなスケジュールで作業を進めていくおつもりでありましょうか。

私の感想としては、大変スケジュール的に無理があるのではないかと。委員会の資料の中にもありましたが、これから3月に向けてデータを収集し、6月までにまとめて。9月に条例改正に向けて動くというようなお話、そういう資料もありますが、どうもスケジュール的に無理があるのではないかと、そんなふうに思ってしまうのであります。

2つ目ですが、流雪溝の水確保対策について。具体的に市民の目に見える形でいつごろまでにどの水で対応しようとしているのか。この点についてお尋ねします。

さあ3つ目です。除雪・消雪等及び井戸による地盤沈下も含めた雪対策専門の担当課を設置

するべきとの考え方がありますが、これについて市長はどのようにお考えでありましょうか。

以上で壇上からの私の質問を終わります。

○議 長 勝又貞夫君の質問に対する視聴の答弁を求めます。

市長。

○市 長 勝又議員の質問にお答えしたいと思います。

### 1 雪対策について

雪対策についてであります。まず1番目の井戸規制の条例改正に向けてさまざまな課題・問題をクリアするとの公約があったが、具体的にはどのように考えているかというご質問であります。南魚沼市地下水の採取に関する条例の一部改正につきましては、井口前市長からの地盤沈下区域の消雪用井戸の掘削を認め、引き続き総揚水量の規制をする、そういう方針が示され、来年9月を目標として改正内容の検討を行っています。私も今それを引き継ぐ立場であります。この条例改正は、地盤沈下を抑えつつ、消雪用井戸の掘削を認めるという非常に難題を解決しなければなりません。そのためにクリアすべき課題として次の点を考えています。

まず1点目、総揚水量の規制を行うことになった場合の方法と効果であります。節水に勝る地盤沈下対策はないと言われておりますが、1つは高感度降雪検知器、スノーコンのようなものや節水タイマーなど、高度の節水機能を持った機器設置の義務づけや推奨をする方法があると思います。これには義務づけや推奨する区域の設定、また推奨する機器、その効果の検証、取り付け費用に対する助成制度、こういったことが検討課題になると思います。節水タイマーの検証は、市内の一般家庭に実験の協力をお願いしています。

また、地盤沈下区域のみの節水だけではなく、周辺地域の節水も肝要であるということが専門家から指摘をされていまして、その周辺区域における取水が地盤沈下区域に及ぼす影響等についても検証する必要があります。このことにつきまして今議会12月定例会の初日の第21号報告で皆様から承認をいただきまして、水位観測計5か所の追加設置によりましてこれらを観測してまいります。なお、同時に総揚水量の40%を占めている公共施設、道路も含まれます、この消雪用の水についてもです。国県、国や県を含めた節水対策を行っていく必要が私はあると思います。

次に新条例、制定すべき新条例における規制区域の線引きにつきましては、現在の地盤沈下区域の範囲を、合理的、また必要最小限の範囲に再検討する必要があると思います。水準点測量の成果をもとにしまして専門家等の皆さん等の意見を伺った上で、結論を出したいと考えています。

また、規制区域内の新規の掘削井戸にかかる深度規制、深さ——深度規制を何メートルにすべきかということにつきましては、十分な検討が必要だと考えています。深い層から取水することによりまして水位の低下にタイムラグ、時間差をつくることができ、地盤沈下を引き起こす危険ラインに到達することを遅らせる効果があると指摘をされています。標準時には80メートルより深く掘っていただくことを考えておりますが、場所によってはその深さに至る前に岩盤に到達するとか温泉がわき出してしまうなどの問題があると思いますので、その対応について

も十分な検討が必要だと思えます。

このほか、一般家庭における消雪面積の適正範囲、1平方メートル当たりの適正散水量とか、井戸の共同設置の方策とか、節水巡視員、監視する巡視員の設置、その権限、例えば大規模店舗に対する規制のあり方を考えること。また同時に地下水以外の消雪施設の研究、普及——地下水だけに頼らない、そういう研究、普及などさまざまな課題が山積していますが、来年9月を目標としてまことに議員がおっしゃるとおり限られた時間ではありますが、効率的にスピード感を持って検討したい。これはこの地域に住む、地盤沈下も怖い、しかし、地域沈下はもっと怖いという多くの市民の皆様の本当の切なる声だというふうに思っています、どうしてもこれには力強く対応してまいりたい、そういう決意であります。

○議 長 9番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 1 雪対策について

ご答弁いただきました。言うまでもなく、最大の問題は地盤沈下であろうと思えます。我々がいただいている資料を見る限り、今後10年の間に200ミリ以上の地盤沈下なきようにというそういう目標であるというふうに我々は聞いているのですが、平成6年から今までの間、この規制のかかっていた今までの間、どの10年をとっても200ミリ以上の沈下があったわけであり、どこをとっても200ミリ以上であります。そんな中で井戸規制を大幅に解除すると、何か市民の中には不安を持っている人もあろうかと思えますが、その点についていかがお考えでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 雪対策について

詳細にわたるところの説明がいるかと思えますので、ただ簡潔にお願いしたいと思います、担当の部課長から答えさせます。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 1 雪対策について

おっしゃるとおり、10年間で200ミリというのは、非常に厳しいラインであります。これはあくまで目標として、我々は今年1年間20ミリという規制を持っているわけでありましてけれども、これも大きなハードルであります。1つ大きな雪が降りますと、豪雪になりますと、1週間くらい続くわけですね。そうしますやはり危険ラインを優に超えた取水がどうしても必要になる。我々はその際に何を優先すべきかです。地盤沈下は大変大きな問題でありますけれども、人の生命、あるいは経済活動そのものが全くとまってしまうと、危険にさらされるという事態は、これは避けなければなりません。何としてもそういうときには地盤沈下の危険があろうとも取水をしなければならぬ。これは我々も規制をかける上で、一番大きな課題とせざるを得ないわけですね。

その上で、ではこの年は大雪であったと。したがって4センチ下がってしまった。それは10年間で何とか取り返しがつかないものだろうかということでもあります。1年単位でもって2センチがクリアできなかったということであっても、雪の降り方というのは毎年毎年豪雪ではな

い。このことが我々は1つ希望を持てるところであります。雪が少ない年ほど節水に励む。このことで今まで3センチであったものが2センチ以下にとどまれば、10年間の積算によって20センチというクリアが可能になるのではないかと。

去年のような少雪というのはまことに珍しいでしょうけれども、平均的な雪の降り方、2メートル内外の雪の降り方のときにこそ、我々は節水を心がけるべきだと。来るべき豪雪、必ず10年に1度は来るだろうというその豪雪のときには、その貯金をはたいてでも生命を守る、その覚悟が必要ではないかということで、10年200ミリという考えを持っているわけでありまして。この点は大きな課題でありますけれども、ご理解をいただきたい。

○議 長 9番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 1 雪対策について

大変失礼しました。9番であります。今ほどご答弁いただいた話は、私も納得できないわけではありません。市民からのアンケートの結果などを見ますと、地盤沈下に対して大変不安を持っているという市民が非常に多いと、そういう円グラフなどを見ながら、やはり心配であったので聞いてみたのですが、節水を心がけ、何とかその沈下量を最小限にとどめてもらいたいと、そのように思います。

では2つ目に行きます。流雪溝の水確保についてのお話ですが、この流雪溝については、上越線を境にして西と東では事情が全く違い、公平性に欠けるという市民の多くの声があります。市民の中には決して満足していないと、これを何とかしてくれという、そういう強い声がありますので、私はこの質問をしたのですが、私の前の議員も同じ質問をしてくれました。こういうふうな質問がダブるということは、それだけ市民の関心事であると。血の叫びであるというふうにご理解いただきたいと思っております。

西側の流雪溝については、いつ整備されたかというお話ですが、早いものは平成元年あたり、あるいは高校通りでも平成6年ころから平成18年ごろまでの間。道路整備と同時に流雪溝が整備されたというお話であります。その周辺の人たちにしてみれば、いよいよ我々のところに来たと、そう思っていたら20年たっても水を流してもらえないと、そんな思いでいるわけでありまして。いつになったら水を流してもらえるのか。努力するとかスピード感を持ってというお話は従来もあったと思っておりますけれども、市民が知りたいのはいつから流してくれるのかと、そういうお話であろうと思っております。具体的な答弁は大変難しかろうと私も思うのですが、この点についていかがお考えでありましょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 雪対策について

2番目の流雪溝の水確保対策について、具体的に市民の目に見える形でというご質問であります。議員、あまりご心配なさらずに。例えばラジオ放送とかもですね、このことを聞いている人はたくさんいます。1回あったからといってはしよることはありませんので、先にちょっときちんと述べたいと思っております。

先ほど永井議員の答弁におきましてもお答え申し上げましたけれども、既存の水利権では毎

秒 1.4 トン、魚野川からの取水ですね、この取水を許可されておりますが、全体計画面積の 192 ヘクタール、今ほどお話のありました駅東地区及び駅西地区につきまして、現在の流雪溝の運用状況を維持するためには水量が不足している。もうご指摘のとおりであります。これを解決するために十二沢川からの水の再利用という形の取水、これを県に 9 月に申請書を提出させてもらいまして、現在県の河川管理課で審査中であります。来年度中には許可されるものとまずは思います。見込んでいます。

そして、今後につきましては、平成 29 年度にその十二沢川からの取水施設の設置、水をくみ上げる施設の設置です。そして、流雪溝施設整備の全体計画の見直しを行って、平成 30 年にこれに伴う道路管理者 4 者——これはちょっと聞きなれないかもしれませんが、17 号の管理者である国、そして一般国道 291 号の管理者である県、そして県道の管理者の県、我々の市道管理の市であります、この 4 者。この 4 者と取水施工工事、そして維持管理に関する負担協定の変更、これらも出てまいります。そういった協議を行う予定であります。

協議の後に平成 31 年から平成 32 年度に取水、先ほど言いました新しい水を上げる施設の工事、そして送水管工事を行いまして、平成 33 年度から駅西地区の整備済みの路線において管理運営組合が組織化されたところ——これを管理する住民の皆さんの組合ですね——その管理運営組合が組織化された路線から供用を開始する予定です、ということであります。その後は順次未整備路線の整備を進めていく。このスケジュールは、許可も含めて全てがスムーズに進んだ場合の年次でありますので、その点をご承知おきをいただきたい。これに向けてスピード感を持ってやっていくということと、先ほど永井議員にもお答えしたとおり、それに伴う、まだまだ皆さんから不満が多いということは非常に認識しているところでありますので、さまざまな除雪等も含めまして同時に進めていきたい、そういう思いであります。

もう 1 つは根本的な水量の問題は、十二沢川からの水を入れてもなお、私は残ると思う。回数等のことにつきましてありますので、新しい水源化これはまだ軽々には言えませんけれども、そういったことも視野に入れるべきだろうという思いであります。

○議 長 9 番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 1 雪対策について

今、市長からご答弁をいただきまして、大変安心の思いがしました。最大限の努力をもって、前進していただきたいと思えます。市民もきょうのこの話を聞いて、多少安心したのではないかなと、そのように思います。

さあ、3 つ目の質問であります。除雪・消雪等を含めて雪対策専門の担当課を設置するべきではないかというお話をしました。この件に関する専門委員会のようなものを設置し、地元の業者を交えて集中的に検討を重ねることが必要ではないかと、私はそんなふうにあります。新潟大学や長岡技術科学大学の先生を招いて意見交換をしたというお話があります。しかしながら、地元の井戸のことです。現場で実際に作業している地元の業者のほうが、より詳しい実際のデータを持っているはずであります。そんなわけで地元の地下構造や地下の流水、その方向、そういうものに非常に詳しい業者を交えて早いうちに繰り返し検討を重ねるべきであ

ろうと、私はそんなふうに思うのですが、いかがでございましょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 雪対策について

ただいまのご質問、専門の担当課を設置すべきとの考え。私の選挙戦のうちにいろいろなところで訴えさせていただいたことに基づいてお話をいただいていると思います。その中では最高で不変の専任チームと、例えば公開公聴会等を行いながら市民の皆さんと一緒に進めていくのだということを書きました。その気持ちに今、全く偽りはございません。ただ、この中で、私が就任後、既にこの問題に取り組むぞという話は当然しているわけでありまして、その中で話し合われている内容ですが、その分野だけを切り離して例えば専門の課を設置することについては、ちょっと皆さんやはり異論があるということでありました。これは正直な気持ちなのだと思います。ほかに関係する業務があるのでなかなかそぐわない。そして、業務内容が冬季に集中をして、冬の間集中して年間の業務体制に偏りが生じてしまう恐れもあるというのが、市役所内の空気です。

しかし、現在庁内には、副市長をトップとした地盤沈下研究会が設置されているのです。このメンバーはほとんど横断的な皆さんが入っている。庁内にありますね。これに私は専門家の皆さん、議員がおっしゃるとおり、もう専門的知見の多い皆さんがたくさんいるわけでありませう。学校関係の皆さんもいるだろうし、業者の方もいるでしょう。そういった皆さんから私もいろいろな意見は聞いているつもりです。それらの皆さんにも加わっていただく中で、この現在ある地盤沈下研究会を中心としたそういう私はチームをつくって、これにいち早く取り組んでいくことというふうに今、考えておりまして、既にその考えを伝えたところであります。

○議 長 9番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 ご答弁をありがとうございます。時間配分の関係もありますので、次の質問に移ります……。

○議 長 それでは、質問の途中ですが、休憩したいと思いますので、休憩に入ります。再開は11時10分といたします。

[午前10時51分]

○議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

[午前11時08分]

○議 長 質問を続行いたします。

9番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 時間配分の件ですが、私は時間内で終わるようにいたしますので、ご答弁のほうも要領よく、おおむね1時間で終わるようにお願いいたします。

2 行財政改革と経営改善について

では、大項目2つ目の質問であります。行財政改革と経営改善について。市長の公約で民間目線で無駄を省き、実質公債費比率県内ワーストワンから脱却するとありましたので、次の3点についていお尋ねします。

まず1つ目であります。無駄を省くということは、市行政の組織全体やその運営に無駄があるという考え方でよろしいのでしょうか。市行政のどこにどの程度の無駄があると認識しているかについてお尋ねします。

○議 長 市長。

○市 長 2 行財政改革と経営改善について

勝又議員の行財政改革と経営改善の1番目。市行政のどこにどの程度の無駄があると認識しているかというご質問にお答えいたします。

12年間の井口前市政におきまして平成の大合併によるスケールメリットによりまして、業務改善や行政のスリム化は相当図られたものと思っております。大いに評価をしているところであります。ただし、民間目線から——私も民間の出身であります。民間目線からするとまだまだ経費の削減ができる余地が多く残っているのではないかというふうに考えています。今後は具体的な洗い出しを進めた中で行政事務の流れを把握し、私自身の民間経験も生かしながら、改善できるところから始めていきたいと思っております。これは常に不断の気持ちでその姿勢を持ち続けることだというふうに思っています。

現在進めている業務改善としましては、来年度から六日町・塩沢の両給食センターの調理業務を民間委託する予定となっております、これもコスト削減と人員配置の見直しにつながるものと期待しているところであります。保育施設の民営化による統廃合なども具体化しておりまして、民間でできることは民間へ任せることによって行政の無駄が省いていける。同時に民間の雇用拡大も期待できる、そういうふうに考えているところであります。このために行うということです。

ただし、行政と民間の違いは、行政が市民の安心安全な暮らしを守るため市民サービスを提供することに対しまして、民間は、その存続のために利益を生み出さなくてはなりません。当然のことです。この違いを踏まえた上で、市民生活を脅かすような誤りや業務の停滞が生じることがないように、十分に見極めながらこれから新しい市政を担わせてもらう一人として、市長としまして行財政改革を進めていきたい。そういう思いであります。

2番目の……。失礼しました。

○議 長 9番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 2 行財政改革と経営改善について

今の市長答弁の中に、給食センターと保育所について具体的な話がありました。それで私も思うのですが、何が無駄なのか、それがわからなければ改善もできないわけでありまして。全ての部署で無駄があるか否かを洗い直してみる必要があるのではないかと、私はそのように思っているのであります。これはあまり申し上げるべきことではないかもしれませんが、市役所に勤めていた、かつて勤めていたOBの人の中にも、まだまだ費用削減といいたまいますか、削れる部分はまだまだかなりあるのではないかというような話をする人もいなくはないと、そんな話も聞いています。あらゆる部署で無駄があるかないか、それを洗い直してみる必要があると私は思いますが、いかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 2 行財政改革と経営改善について

おっしゃるとおり、先ほど私の答弁もそういう趣旨で話をしておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議 長 9 番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 2 行財政改革と経営改善について

では、2つ目の質問に移ります。民間の経営感覚とコスト意識は重要であると考えます。市行政のシステム全体の中の無駄をどのようにして省いていく予定かをお尋ねします。この類の話は市民になかなかわかりづらいお話であります。選挙のたびに行政の無駄を省くという話が出ますが、選挙が終わってしまうともうその話はどこかへ行ってしまいうような、市民目線からするとそんな印象さえあるわけであります。その繰り返しであると、そんなふうに思っている市民もあろうかと思えます。

そんなわけで市民にわかるように、具体的に長期計画を立て、4年間でその無駄を金額にして幾ら省くかとか、あるいは全体の何%省くかとかというような話ならわかりやすいだろうと、私はそんなふうに思います。具体的な目標について、期間と数値を上げて財政改革をするべきではないかと、そんなふうに思うのですが、この点についていかがお考えでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 2 行財政改革と経営改善について

今、この時点で何%削減するかとか、ちょっと具体的なことはまだこれから見守っていただきたいと思えます。市民の皆さんから、市長になったらそういう考えを全部捨てたと言われないうちに、これから頑張るつもりであります、一応考え方の根本をちょっと述べさせていただきます。

民間の経営感覚・コスト意識については、これは多分私がいなかった議会、この9月議会です、先の9月議会で井口前市長がこの議場で答弁されていると思えます。私も本当に重要なことだと思って後で聞いております。先ほど申し上げましたように、民間でできることは民間にという言葉の中にはアウトソーシング、いわゆる外部委託等これらによってコストの削減も当然ですが、この地域の雇用にも、民間の雇用にもつながるということは先ほど申し上げました。安心安全を確保した上で可能なものは積極的に民間活用を進めたい、そういうふうに思っています。

加えて職員の意識改革を図りまして、私は地域を経営する会社だと、そういう位置づけの中で市役所があるべきだというふうに前から思っていますが、その職員一人一人が社員だという気持ちで自覚を持って、コスト意識、スピード意識、サービス意識などをやっていってほしい。これはこの後いろいろなご質問の中でもあります、例えばふるさと納税の返礼品等にも、その根底にあるのはこういう意識が大事だということで思っています、具体的な数字は今ここで述べませんが、常にそういう意識を持って行財政を進めてまいりたいと、そのように考えているところであります。

○議 長 9番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 2 行財政改革と経営改善について

おおむね新市長のものの考え方がわかりましたので次へ移ります。

3つ目として行政の運営に中間決算という考え方を取り入れ、上期の反省点を教訓に中間で計画を見直し、下期の改善に生かすということはできないではありませんか。民間企業ではまさに当たり前のようにはるか以前からやっていることであります。行政の場にこのやり方を導入できないものかと思うのですが、市長はこの点についてどのようにお考えでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 2 行財政改革と経営改善について

このご質問ですが、民間のよいところは積極的に取り入れていくということからも、考え方は非常に素晴らしいと思います。私もそういうところは素晴らしいと思っています。行政は利益を生まない永続的なサービスが主体であるために、中間決算という数字上の報告は私はちょっとなじまないのではないかとこのように思っているところであります。しかし、議員もご存じのことと思いますが、例えば現在もですね、南魚沼市財政事情の作成及び公表に関する条例というのがあります。これに基づいて上期、下期の予算の執行状況については公表し、各議会定例会では四半期ごとの行政報告をしている、そういう形であります。ご理解をいただきたいというふうに思います。

また、人事の考課制度の中では、全職員からみずからの担当業務について目標を立てて、計画的な業務の執行に取り組んでいます。10月には前期の業務内容について中間を振り返りを行って、上司との個別面談による状況確認を行いながら、後期の残り半分の事務改善に役立てています。この取り組みに相当程度の事務の見直しや業務改善が図られているというふうに考えるところです。

なお、企業会計の病院事業会計と水道事業会計においては、中間決算を行って下期の経営改善に役立てている、そういう状況であります。ご理解をいただきたいと思います。

○議 長 9番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 2 行財政改革と経営改善について

今の答弁でおおむね市長の考え方、あるいは市行政の中のその内部での、改善、改善また改善と、下期に向けてどのように検討しているかということがわかりました。我々議員のほう、議員側からその姿がなかなか見えてこないということでこんな質問をしたのですが、例えばリアルタイムで市行政の予算の使われ方に議会が関与するということはないわけでありまして。予算委員会、3月の時点で予算委員会にかけられるあの予算書、あの本ができてしまえば私はもうもはや手遅れなのかなと、そんなふうに思ってしまうくらいしっかりしたものができるとは思いますが、その前段として議会が方向性だけでも関与できる、そういう機会というものがあるべきだと。そんなことで、年間の年度の間においても、議会なりの意見を述べる場というものがあってしかるべきではないかなと、そんなふうに思った次第であります。

私の質問は、市行政の流れの中ではなじまないという市長答弁がありました。何かのコマ

ーシャルに、進化は常に非常識から始まるというような言葉もあります。あるいは、今までなかったことが新しい常識になるというようなテレビコマーシャルもあります。そんなわけで常識に捕らわれず業務改善といいたいでしょうか、ぜひお願いしたいと思います。

### 3 原発再稼働に対する考え方について

では、次へまいります。原発再稼働に対する考え方についてであります。

1つ目、原子力発電所の危険性と有事における放射線拡散の危険性について、どのように認識しているかについてお尋ねします。

私は安全安心な原発など世界のどこにもありはしないと思っていますが、仮に原子力発電が絶対安心であるとそのように仮定しても、どうしても解決できない問題が残ります。高レベル放射性廃棄物が出るからであります。捨てる場所さえない、捨てる場所さえいまだに決められない放射性廃棄物。私の手元に原発のプロ中のプロが書いた本があります。このページの中に放射性廃棄物の中で高レベル放射性廃棄物と呼ばれるものが、安全に最終処分することが最も困難なものであると。長期間にわたって大変危険だという文面の次に、どれくらいの期間危険なのか。10万年以上ですと、そのようにあります。

人によっては病院で放射線治療というようなことをしているわけで、医療に放射線を使っているくらいだから放射能などそんなに怖いものではないのだと、そう言う人たちもいるわけです。市民病院の医者に聞いてみましたら、エックス線とかああいう類は、1秒の100分の1の時間を当ててレントゲン写真を撮っていると。わずかな時間だから、我々はこれをやっていける。四六時中放射線を浴びることがどれほど危険か。それは言うまでもないことだと、そんな話をしていました。そんなことで、その危険性についてどのように認識しているかお尋ねします。

○議 長 市長。

○市 長 登壇します。

### 3 原発再稼働に対する考え方について

勝又議員の3番目のご質問、原発再稼働反対の考え方の1番、原子力発電の危険性と有事における放射線拡散の危険性についてのご質問であります。認識は同じだと私は思っていますが、まず、原子力発電は大量の電力を供給できて、発電時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素を排出しない。そういうところはあるのですが、今最も問われているのがその反面、災害やその他の要因による事故が発生した場合に、放射線や放射性物質が拡散する可能性がある。まさしくそれが起こったわけでありまして。自然災害とは違った影響が生じるものというふうに認識しています。

そうした場合、主に人体への影響として放射線や放射性物質による外部被曝や放射性物質を体内に取り込んで身体の中の器官、組織に蓄積して生じる内部被曝を要因とした放射性障害が起きるものと考えます。また、先ほどの話にもありました、半減期が長い放射性物質が放置されることによる生態系などへの影響や広域避難、または立入規制等による社会生活や経済活動への制限など、その拡散の仕方によっては大変広範囲かつ長期間にわたり大きな影響を与える

ものと、そういうふうに認識をしています。

○議 長 9番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 3 原発再稼働に対する考え方について

市長の今の答弁を聞いて、認識がほぼ一致しているということで安心しました。

では、2つ目の質問に移ります。現状での再稼働については反対であると聞いていますが、「現状での」という意味はどのような意味でありましょうか。状況が変われば原発の再稼働にも賛成するのかなど、そんなふうにも受け取れるような公約の文面でありましたが、誤解のないようにしたいので、ひとつこの議場でご答弁いただきたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 3 原発再稼働に対する考え方について

おっしゃるとおり、この選挙の中で現状での再稼働については反対であるというふうに話しましたし、また、書かせてももらいました。その気持ちにまだ偽りはございません。

現状でのということですが、私はこれは福島での原発事故の検証や分析が、まだ適切に行われていないというふうに思っています、そういう意味であります。再稼働の前に事故の十分な検証が必要ではないかという考えがあります。

もう一步進んで言えば、極めてこの現状でのということを変えていくには、大変高いハードルがいっぱいあると思います。実は私の叔父に当たりますが、新潟県の職員として東京事務所長を勤めてまいりました。この福島の事故のときには新潟県の知事にかわって現地を度々訪れて、なかなか口にはできないさまざまなことを見てきたということでもあります。私にもその経験をいろいろ話してくれました。

この当地が、やはり季節風によって、例えばこれから向かう冬、こういうところでそういう事故があってはなりません、あった場合にどういふふうな甚大な影響を与えるか。さまざまあります。避難の手順等もまだまだ全くなされていない。私は検証ということにはそういうことまで全て含まれるというふうに思っています、本当に安心安全——その議論は私はちょっと避けたいと思いますけれども、国・県、国の問題だと私は思いますが、そういうことが全てクリアできる大変な高いハードルだと思っています。そのことがない限り、市民の皆さんの生命、財産を守る、それが第一義の仕事である市長としてこれを反対するのは当然のことだと私は思っているところです。

○議 長 9番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 3 原発再稼働に対する考え方について

この件についての市長の答弁をいただき、私の考えとそれほど違わないということでありまして、安心した次第であります。

さあ、では3つ目に行きます。原子力防災に関する知識の普及、啓発及び教育訓練についてはどのように考えているかお尋ねします。これについては私は全く不十分であると思っていますのですが、新市長はいかがお考えでありましょうか。

○議 長 市長。

**○市長 3 原発再稼働に対する考え方について**

原子力防災、大変高度な内容のご質問だと思いますが、原子力、放射性物質、放射線について正しく理解して、原子力発電とはどういうものなのか。事故が発生した場合どのようなことが起こるのか。どのような対策がとられるのか。みずからは何をすべきかという啓発や教育を行っていく必要があるというように認識しています。現在国の原子力災害対策指針では、これはちょっと私もそう細かくわからなかった部分もありますけれども、原子力発電所からの距離によりPAZというのでしょうか、5キロ以内。それから、UPZ、5キロから30キロ圏内。そしてUPZ、それより遠いという意味です。30キロ圏外ということだと思います。これらに区分されてそれぞれにおいて緊急事態区分や緊急時の活動レベル、運用上の介入レベルでの対策が示されているということでもあります。それらの対策をもとに、国、県と連携して各自治体で啓発教育を行っていく、そういうことでもあります。

当市ではUPZ、先ほど申し上げた30キロよりも離れている区域、一部ここにかかっている集落もあります。ありますが、その30キロメートルよりも遠いところにある地域であります。平成27年12月に全戸配布しました南魚沼市の地域防災計画概要版に原子力災害発生時の対策を記載して啓発しています。平成27年でありますので、その後こういうものは繰り返し、繰り返しやる必要があると思ひまして、そういう認識の上に今、立っているところですが、実際は1回行っている。今後はその30キロ圏外の対策を含めたそういう啓発を、我々の地域としては避難者が来るとか、では、こちらからそれを迎えに行くとか、いろいろなことが考えられるのだと思うのです。そういったことにつきましてもきちんと考えていく必要があるというふうに思っています。そして我々の、市民の皆さんの安心安全を守る、そういう啓発を行っていく必要が引き続き当然あると思ひています。

教育の部分では平成26年度から新潟県が進めている県の防災教育プログラムというのがあるというふうに聞いています。そこで作成された防災教育の教材に原子力災害を加え、今全小中学校にも配布をしているということだそうです。この教材を活用して各学校では原子力災害も含めた防災教育を進めているという報告を受けております。以上です。

**○議長** 総時間残り10分を過ぎておりますのでよろしくお願ひいたします。

9番・勝又貞夫君。

**○勝又貞夫君 3 原発再稼働に対する考え方について**

市長の答弁の中に、注意事項を書いた紙を全戸配布しているというお話がありました。それで、防災ラジオというものが行政区ごとに配置されているのですが、配置しているから、だからやることはやっているのだというような考え方もあろうかと思ひますけれども、実際の現場では段ボールの箱に入ったまま引き継ぎを受けて、そしてまた段ボールの箱に入ったまま開けることなく次の村の役員に引き継いだというような話も聞いています。また、実際私は自分の目で、ある部落で実際に箱に入ったままのものを見たのですが、さあ、配布したからだからもうそれでいいのだというような考え方ではいけないのではないかなと、そんなふうに思った次第であります。

それで、先日あるホテルの業者さんと話をしたのですが、原発で何らかの大きな事故が起きれば、ホテル業界は真っ先に影響を受けるし、地元の魚沼産コシヒカリもはかり知れない風評被害を受けるであろうと言っていました。柏崎の原発が稼働していないから、そして50キロ以上離れているからといって安全安心なわけではなく、その日の気圧配置で我々南魚沼市にも風が吹く可能性があるわけでありまして。そうなれば、我が市にも大きな混乱が起きる可能性ありと思われまして。風が吹いたから想定外で運が悪かったのだと、運で済ませる問題ではありません。

それはどうあれ、放射能についての知識の普及や教育訓練は、全く不十分であると思っております。ホテル業界そのものに当然防災ラジオというものを置いてあると私は思ったのですが、聞いてみたらどのホテルにも置いていないと。そんなものがあるのだったらもらいたいなねというような話をしていました。こういうところからその原子力防災、原子力に限らず防災意識を高めていくということが必要なのではないかと、私はそんなふうに思うのですが、いかがでありますでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 3 原発再稼働に対する考え方について

区長さんとか区の役員さんに私は配られているものだと思います。それは多分ご存じだったと思いますが、そうなのです。確かにそういう話もあるのかもしれませんが、有効に私は機能している部分もあると思います。

もう1つは、あとで詳細はちょっと担当部課のほうから話をしますが、携帯でいろいろなことがあると鳴るシステムを市はやっていると思います。これの加入率。私は防災ラジオも大事ですが、この携帯の——今ほとんど皆さん持っているわけで、この加入率を上げていくということが、まさに勝又議員のおっしゃる方向性に近づくのではないかとこのように思っています。不断の努力の中で、やはりやっていくことだというふうに思っていますが、詳しくは担当部課長から答えさせます。

○議 長 総務課長。

○総務課長 3 原発再稼働に対する考え方について

まず、防災ラジオの関係ですが、市長がおっしゃったように、行政区あるいは民生委員の方、消防団、学校、医療関係、そういったところへ合計数としまして2,200以上の数を配布しているところでもあります。それから、毎月1日に緊急試験放送というのを流しまして、自動起動するというので毎月行っております。それから防災訓練、南魚沼市では7月の第一日曜日が総合防災訓練の日ですが、このときにも防災ラジオの起動試験訓練、それからFMゆきぐにからの緊急放送を行っているところでもあります。行政区長様にも春と秋にあります行政区長会において、この起動訓練をするので電源の確保をきちんとしておいてくださいと。あるいは停電時の乾電池によるものがありますので、電池の確認、こちら辺もお願いしているところでもあります。

それから、今市長がおっしゃった緊急情報メール、これにつきましても一般の方、消防団、あるいは職員はほとんどですが、8,700人以上の方がこれに加入しているということでもあります。

また今後、ご存じかと思うのですが、携帯電話のキャリアが発信します緊急速報メール、これらも整備されていきますので、来年度の総合防災訓練ではこれも含めた訓練を計画しているところでございます。以上です。

○議 長 9番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 3 原発再稼働に対する考え方について

市長の答弁にありましたように、学校関係の防災訓練は非常によくやっていると、私はそう思っています。この春に一般質問の準備で防災関係の情報収集をしたときに、保育所では毎月避難訓練をしていると。学校では学期ごとに、場合によっては抜き打ちでやるというようなお話を聞いていました。そんなわけで、今、市長答弁がありましたように、学校関係では非常によくやっていると。一般社会人の世界といいましようか、学校以外の世界ではまだまだ心もとないと、私はそんなふうに思っています。防災ラジオに限ったことではなくて、おしなべてまだまだその防災意識の醸成といいましようか、訓練が不足していると、私はそんなふうに思っています。以上で終わりますが、市長の答弁をお願いします。

○議 長 市長。

○市 長 3 原発再稼働に対する考え方について

これは終わりがいい啓蒙、そして訓練ですね、防災、これについては終わりがいいことだというように思っています、学校現場にも学びながら、大人の世界も頑張っていかなければならないというふうに思います。先ほど総務課長が申し上げたとおり、さまざまな試みをやりながら、よりよくその伝達経路等が、整備されていくようにこれからも頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議 長 質問順位3番、議席番号17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 県内20の市があるわけでありましたが、2番目に若い市長ということで、これから、今の質問にもありましたけれども、前例とか既成概念にこだわらない、そういったやはり思い切った施策に邁進していただくこと。よく幸運の女神は前髪をつかめというふうに言われますが、女神は常に目の前を通っていきます。市長は豊かな前髪があるものですから、ぜひ、女神と会い、前髪を取り合いながら進んでいただきたいと、そんなふうに思っています。

### 1 水道事業の広域化・民間活力導入に本腰を入れよ

2点通告しておきましたが、まず、水道事業の広域化、それから民間活力導入に本腰を入れよと、こういう形で質問させていただきます。

この水道事業の広域化が前向きに検討された、これは私は非常に歓迎すべきことだと思っています。これは6月議会、市長がまだこの議席におられたときに、私も一般質問で取り上げさせていただいたわけでありましたが、それからだと思ひますね。こうしてこの南魚沼市だけでなく、この水源をどういふふうに使ったらいいかということが、担当部署からも聞かれるようになりました。やはり、観光にしる、それから定住自立圏にしる、もはや合併は終わったにしても1つの自治体だけで自己完結するという時代ではなくなりつつある。

けさの新聞にもありましたが、例えば自動運転の自動車、これにしても世界中の車のメーカ

一が12社、プラスIT関係が15社これに加わりまして27のもう本当に横断、縦断の形で、まあ車の自動運転という非常に高度な技術に向けての取り組みが行われているということでありますから、ましてや、こうして人口が私どもの市でもいずれは3割減っていく。それにつれて水道の使用料は4割減っていくと、こういう高齢化の時代を迎えるわけでありますから、それに見合った今の設備、それから、これをどう生かしていったら金利も含めた中で、広い範囲でのコストダウンができるか、安定した供給ができるか。これについての私は取り組みがそろそろ始まるいい機会ではないかと思っています。

6月の前市長の答弁にもありましたが、これについては香川県では16の市町村で平成30年4月から統合に向かうと。そして、埼玉県秩父市では、この市と周辺の4町で平成28年4月から実施されていると、こういうことであります。また、私どもがこの5月の末に視察研修に行きました岩手県の紫波町を中心とした岩手中部水道企業団、あそこでも取り組んでいるわけでありまして、もう時代はそういうふうに向かっているわけであります。

これにつきまして、難しい話ではありますが、まあ直近の水道料の減免、これも大事でありますけれども、こういう中期、長期に関する市長のお考えを伺いたい。以上で壇上の質問を終わります。

○議 長 昼食のため休憩といたします。再開時刻は1時10分といたします。

[午前12時48分]

○議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

[午後1時10分]

○議 長 中沢俊一君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 1 水道事業の広域化・民間活力導入に本腰を入れよ

それでは、中沢議員のご質問、水道事業の広域化・民間活力の導入に本腰を入れよ、この質問にお答えをしたいと思います。水道事業の広域化につきましては、国はこれに積極的に協議を進めることと、その協議を県が主導するよう求めています。また、広域化による国の有利な財政支援の要件は、3者以上の水道事業体の事業統合が前提となっています。昨年からの担当者を交えまして、定住自立圏の2市1町の担当で協議を行っております。魚沼市、湯沢町とも老朽化による施設更新など、それぞれに将来の財政需要に対する不安があるようですが、現時点では簡易水道の補助制度や過疎債などの優良債があることから、広域化へのかじ取りは今現在は困難な状況となっています。

また、施設能力に余裕のある当市、我が市の畔地浄水場から魚沼市、湯沢町への給水についての意見も伺ったところでありますが、魚沼市、湯沢町ともに水質のよい豊富な地下水を水源としており、現時点では当市からの水道水を購入することは考えていないということでありました。しかしながら、簡易水道については、国が上水道への統合や補助制度の打ち切りなどの方針を示しているために、引き続き国や県の動向を注視してまいり、協議を継続してまいりたい、そういうふうと考えているところであります。

民間活力の導入につきましては、複数社からの提案が実はあります。県内でも導入した事例があることから、視察による情報収集を行い、提案された事業内容や概算の費用、導入した場合のメリットやデメリット、これらの具体的な検証を進めています。とにかく現状のままでは活路を見出せないという思いでありまして、水道事業の将来を見据え、ご指摘のありました広域化や民間活力導入に積極的に取り組んでまいり、そういうつもりでございます。

なお、参考であります。民間からの提案としましては複数社あると申し上げました。ある会社からは地域別配水方式、深井戸掘削を含め全面的に事業者がこれを行って、市は事業者から受水する方式、こういう提案もあります。また、現在浄水場の運転管理を委託されているそういう会社からは、運転管理のほかに小修繕、小さい修繕、また水質管理までの委託手法を今、協議中ということもあります。県内の見附市で設計、施工、維持管理を一括してやる方向、D B O方式というのだそうですが、これらによる契約を済ませているところもあります。見附市では総額 110 億円で浄水場建設や運転管理を委託している。ただし、運転管理費は当市よりも割高であるというような報告も受けております。複数社の提案があるということでありまして、今のところの答弁は以上とします。

○議 長 17 番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 1 水道事業の広域化・民間活力導入に本腰を入れよ

今の市長の答弁は、6月議会で前市長から受けた答弁、これに沿うものがありまして、ある程度私も納得できました。それはこれから例えば打診をした隣の市町、してみれば待っていましたなどというところはまずないわけですし、それなりの水源もあれば、とりあえず補修修繕をしなくていい、そういうこともあるかもしれません。

しかしながら、おっしゃったように、平成 32 年をめどに国のほうも簡易水道への補助を打ち切るという方針を出しているわけでありまして、そうした場合、例えばこの簡易水道にお隣の市が出している補助金ですが、売上 2 億 7,400 万円に対して 2 億 8,000 万円余りの一般会計からの繰り入れがあるということ。これはどういう財源をどうなっているかということは、これは推して知るべしだと思っています。

こういうことも含めまして、簡易水道の今おっしゃった水源、これの再確保ですよね。かなりの数の簡易水道があるわけですし、これに対してのやはり私どもも話を持ちかけるほうとしてみれば、また県のほうのそういう相談をこれからまたお願いするほうとしてみれば、よくよく調査した中で、ウィン・ウィンの方法になるべく近づくような形で再度検討してもらいたいと思っていますが、改めてこれから姿勢を伺いたいと思っています。

○議 長 市長。

○市 長 1 水道事業の広域化・民間活力導入に本腰を入れよ

中沢議員のおっしゃるところに私も同感でありまして、そういう努力。必ずこれは水をたくさん使うということで、水道料金の引き下げという問題につながっていくだろうと思いますし、現在の過大な設備という問題もそういうところから発生しておりますので、これは努力を続けてまいりたい。今の、冒頭申し上げました 3 者以上の水道事業者の事業統合がこの広域化の要

件になっているという中では、必ずそういう方向に進んでいこうというふうに私は予想して、注視してまいりたいというふうに思っています。努力もさせていただきたいと思っています。

○議 長 17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 1 水道事業の広域化・民間活力導入に本腰を入れよ

それから、それがそういう話がどう動くにしろ、今、畔地浄水場が現にああして100億円からのまだ残債がある中で、これからの検討をしなければならない。やはり、これをまるきり能力を無視した、全くこの借金が残っているのを無視したこれからの計画というのは、私は解せないと思っています。

さっき民間の企業の中で地下水を使いながらというお話がありました。なるほどそういう方法もあるかもしれませんが、後で話をします我が市のその地下水条例の改正も含めながら、実際の及ぼす影響もさることながら、市の姿勢として、やはりもう1回大量の水を上水道として使う以上は、まあまあ再検討も交えながら、今の浄水場を上手に使っていく方法、これをいかにしたら改修コストを抑えながらこれからの水事業に合ったような規模で改修できるのはいか。その辺のところの再検討、再々検討、これのひとつお考えがあるかどうかお聞かせください。

○議 長 市長。

○市 長 1 水道事業の広域化・民間活力導入に本腰を入れよ

そういう方向で私もやりたいというふうに、今、思っています。もう1つ、先ほどちょっといいそびれているところがありまして、前市長もこの会議場でよく話をしていたと思いますが、やはり、水を使う需要を増やす。この中ではなかなかこれまで難しいところもあったかと思いますが、私は企業関係の皆さんの水利用というのが、非常に大きな点があると思っていて、今進めている例えばさまざまGITパークの問題や、これから後段話も出てくるかと思いますが、さまざまな企業の誘致と、これらの中でそういった関連の中で、水を使う、そういう工場等の立地、これらについても十分考えてまいりたいと思っていて、その中であって必ずこの問題を前進させたい、そういう気持ちであります。

○議 長 17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 1 水道事業の広域化・民間活力導入に本腰を入れよ

もう、うちの水道料が全国的に見ても、もちろん県内で見ても相当な高い水準にあることは、承知の上であります。普通まあ企業体というふうに——公営企業というふうになっていきますけれども、企業という形がつく以上は、やはりお客さんにとってどの辺が落としどころの値段であるかと、まずはそこから始めるのが本当の企業経営ではないかと思っています。積み上げ方式でこれこれこうすれば、ここを直せば、こういうふうに人件費をかければこうなってしまうからのんでくれやと。こういう格好ではうまくないと思っていて、あくまでもかなりリスクが、例えば何百年に1度のその大雨であるとか、いつくるかわからない何十年、何百年先になるかわからないような大地震とか、そういうことまでリスク負担をした上での体制でなけ

ればならないのか。その辺も含めながらまた考えていかなければならないと思うのですが、これについての市長のお考えもまた伺いたと思います。

○議 長 市長。

○市 長 1 水道事業の広域化・民間活力導入に本腰を入れよ

先ほど申し上げました、常に不断の見直しをかけていくということは当然だと思ひまして、そこまでのあまりその先、なかなか起こり得ない——災害の問題等は、考えておかなければいけない問題だと思います。思いますが、それらも踏まえた上での常に見直しをかけ、想定をしながらやっていくということはおっしゃるとおりだと思いますので、そういう方向性を持って臨んでいきたいと思っております。

○議 長 17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 1 水道事業の広域化・民間活力導入に本腰を入れよ

全国的にこれはかなり、水道管の老朽化も含めまして大きな課題になっていくことは確かです。しばらく前にあったテレビ報道で、これは岩手県の矢巾町というところですが、例に載っていたのは、住民からやはりモニターを選んで、ああいった日当を払ってまで水道の現況について実態を知ってもらおうと。それで、今、私が申し上げたような万一のとき、ではどういふそのバックアップ体制が取れて水が供給できるのか。地域ごとにその優先順位を、町民皆で考えながら、ここはまあほかの方法で水を配ろうよねと、そこまでやっていかないととても町が破たんしてしまう、水道事業のおかげでと。大げさかもしれませんが、そういうことまでも考えなければならぬ時代だと思っております。

でありますから、余計に、例えば民間活力を利用するような場合。日本の水企業はかなりの海外実績もあるものですから、いろいろな日本みたいに万々全な体制を取れない国がいっぱいあるわけです。日本ほどにはいかないけれども、まずまず間違いないと、こういう形で取れば供給に間違いないというあたりのことも、聞くところによればノウハウとして持っていると思ひますので、その辺も含めながらまた新しい観点から民間活力のそういう活用は、考えていただきたいと思ひますがいかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 水道事業の広域化・民間活力導入に本腰を入れよ

そういう観点を持ってやってまいりたいと思ひます。

○議 長 17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 1 水道事業の広域化・民間活力導入に本腰を入れよ

そんな形で、それでは多角的な方面から検討をお願いしたいと思っております。

2 「地下水条例」改定には合わせ技を駆使して

2番目に移ります。地下水条例。前市長からのこれは何て言ひますか、置き土産と言ひたら変な言ひ方になりますが、来年9月までに条例改定をすると、こういう方針が出ました。なるほど、私も地盤沈下と地域沈下、これは本当に比べてみながら進めていかなければならぬ。ただ、市長もこうして市内をくまなく回ってみておわかりと思ひますけれども、例えば空き家

の問題、高齢化の問題、私どもの町に限ったことではないわけですね。その辺のことをどう比べるかというのは、これは難しい問題ですけれども、よくその辺のことを判断しながら。前回も——実は市長が議員を辞職されてからの9月議会で申し上げたことですが、一旦そういうじわじわと、もし、災害が進んでくるような環境になってしまった場合は、それこそくしの歯が抜けるような形でまた町の中も寂しくなってしまうことを考えるわけですし、その辺の見極めというのは本当に難しいと思っています。

総量をまず規制するという、その総量規制の何て言いますかね、ハードルがまだまだ具体的に私はそのときの雪の降り方、それによってある程度決まってくるような形になりまして、本当のところの総量規制と申しますか、その辺のコントロールがまだまだ私は難しい状態ではないかなと思っていますが、その辺の現状についてももしお考えがありましたらお聞かせください。

○議長 市長。

○市長 2 「地下水条例」改定には合わせ技を駆使して

はい、お答えします。すみません、総量のこと、その辺のところは、なかなか私の今の認識の中ではあやふやなところがちょっとあります。このことにつきましては担当の部課長から答えてもらいます。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 2 「地下水条例」改定には合わせ技を駆使して

総量規制という考え方でありまして、これは非常に難しい。おっしゃるとおりの考え方でありまして、何をもって規制をするか。あるいは1時間、あるいは1年間で取水できる総量を頭打ちで決めるという方法もあります。しかし、これを計測する方法は非常に難しい。

我々が考えておりますのは、地盤沈下を引き起こす危険水位、水位低下でありますね。ある一定の水位まで下がってしまうと今度はその水位が回復しない。また、それにつられて沈下する地盤が回復しないという現象が起こるわけです。これが地盤沈下の一番の問題点でありまして、逆に言いますとその危険ラインまで行かなければ有効利用が可能であるということが言えます。これは大学の先生方のご意見でもありまして、要は危険ラインに到達する前にどれだけ抑制できるか。それに到達する時間をどれだけ遅らせるかということが、総量規制の一番の眼目になるだろうと思っています。

何トンとか何立米という数字でもってあらわすことがなかなか難しい問題でありますけれども、その中でやはり総量規制を有効に行うためには、もう節水しかない。徹底した節水方策しかないというふうに考えておりまして、その方策を今現在いろいろな降雪感知器の問題でありますとか、共同設置の問題でありますとか、その方策の有効性を今、考えているというところでございます。

○議長 長 17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 2 「地下水条例」改定には合わせ技を駆使して

全くそのとおりだと思っています。例えば豪雪の年には、今言ったその水位低下だけに絞ってみても、例えば15メートル以上低下する日が1か月のうち、もう6割、7割をいってしまう

と。18メートルを割る日も、もう4割もいってしまうという年がやはりあるわけです。そういう中でこれから、じゃあ井戸の本数を認めながら増やしていった場合、私はもう1点お願いといたしますか聞いてみたいのは、深さを80メートルにするのか、水をくみ上げる高さを80メートルにするのか。水をくみ上げるポンプの位置ですよね。私はそれかなり取り方によっては、80メートル掘っても途中で水を抜いてしまうとか、くみ上げてしまうとか、そういうことになるとなかなか今市が考えているような、ある意味緩和させるということが少し難しくなってくるのではないかと考えています。そのまずはくみ上げる水位がどの辺にあるのか。80メートルなのか、それともそれより上になることが考えられるのか。その辺について考えをちょっとお聞かせください。

○議 長 市長。

○市 長 2 「地下水条例」改定には合わせ技を駆使して

これにつきましても担当部課長からお話をさせます。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 2 「地下水条例」改定には合わせ技を駆使して

おっしゃるとおり、井戸を80メートル掘ったからといって、ポンプがどこにつくかという問題ではないわけですが、我々が今考えておりますのは、どの層から取水するかという問題であります。80メートル掘ったから、80メートル下のそこに帯水層があると限ったものではないわけです。その中で今は40メートルより上でもって取水しなさいという規制になっていまして、その下の層でもって取水をしてもらいたいという考えです。80メートルラインというのは、その下の層まで、第2帯水層まで行くだろうというのが大体80メートルラインであるということです。

問題はそこにストレーナーをどこの位置に入れるかという問題になってくるかと思えます。80メートルなら80メートルの一番下のほうでもって水が出るとは限らないわけですので、井戸を掘ったその場所、場所によって帯水層がどこにあるのか。一番取水できる第2帯水層の位置を決めた上でそこにストレーナーを入れるという形になろうかと思えます。それに合わせてポンプの位置も決まってくるというふうに考えますので、これは一概にその80メートルより下にポンプを入れるという考えで今は考えてはおりません。

○議 長 中沢議員にお願いしますが、通告どおりに質問をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 2 「地下水条例」改定には合わせ技を駆使して

それでは順に、申しわけございません。(1)から質問させていただきますが、降雪感知器、前者の質問にもありました。この感知器であるとか、それから共同所有——井戸の共同所有、これについて誘導策、それからこの誘導策についての補助金であるとか財源ですよね。これが1つ大きな課題になるわけですが、お考えがありましたら聞かせてください。

○議 長 市長。

○市 長 2 「地下水条例」改定には合わせ技を駆使して

今ほどの高性能の降雪感知器、また、新設井戸の共同所有等への誘導策及び財源というご質問であります。勝又議員の答弁でも申し上げましたが、節水に勝る地盤沈下対策はないと言われていていると思います。高感度降雪検知器などの節水機器の設置により、効果的な節水を模索してまいります。地盤沈下が著しい例えば規制区域と、そのほかのその他区域を大きく2つに分け、まずは規制区域内の新規の掘削井戸には節水機器の取り付けを義務づけたい。一方、規制区域内の既存の井戸につきましては、その他区域の既存井戸と新規掘削井戸には、同様機器の取り付けを推奨するという取り組みを、まず考えなければならないというように思います。

多くの方に節水機器を取りつけていただくことこそが市全体の節水につながりますので——議員のご指摘のとおりなのです。その誘導策が肝要であると思います。現在、午前中にもお答えしておりますが、地盤沈下対策研究会これらを中心に、庁内で、また外部の皆さんからもお加わりいただく中で専門チームをつくっていききたいということではありますが、その方策を検討しており、一定の補助金制度が必要という認識をしております。そのことや額、その額等については推奨する機械等がさまざまあるというふうなことも聞いておまして、それぞれが確定してから決めてまいりたい。現段階ではそういう状況であります。

お話が井戸の共同設置に及びました。これにつきましても、何らかの推進策が必要と考えておりますが、例えば所有権や利用権の問題をどういうふうクリアするか、相続とか売買などの問題が発生しないか、それらにも考えをめぐらさなければなりません。法的な関係性を整備する必要があるというふうに認識をしております。他市町村においてそれらの事例があるのかどうか。まずはその調査研究をしてまいります。もし事例がない場合においても、我が市が全国初のモデルとなれるような、そういう気構えでこれらをつくりあげてまいりたい。そういうふうにご考えているところです。

○議 長 17 番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 2 「地下水条例」改定には合わせ技を駆使して

降雪感知器、これについてはまだ性能が定まらない面もありますから、重々研究した中で進めさせていただきたいと思っております。

次ですがね、これは沈下区域内の既存の大型店。9月でも申し上げましたが、かなりこれは、今までどおりの雪対策でやっていただくということについては、初めにこちらへ出てくるという大型店の説得がかなりまた難航した中でのこういう今の状態ですから、これについても協力を得られるような形で進めてもらいたいと思っております。心構えだけといいますか、この方針をもう絶対崩せないということが前提になるわけでありましょうし、その辺の心構えだけひとつ聞かせてください。

○議 長 市長。

○市 長 2 「地下水条例」改定には合わせ技を駆使して

議員のご質問、既存の大型店、区域外の大規模事業者への協力をどういうふうにごやっていかと、取りつけていくかということだと思っております。地盤沈下区域内の大型店舗、大型事業所に

つきましては、現在ボイラー融雪とか機械除雪等で対応いただいているわけでありまして。ご存じのとおりです。これらが全て地下水の消雪ということになった場合には、やはり先ほどからお話の出ている甚大な水位低下を私は招く恐れがあるというふうに、これは皆さんと等しい見解だと私は思います。従来どおり地下水以外の方法で対応いただきたいというふうに考えております。

地盤沈下区域外、外の大型店舗につきましては、可能な限りの機械除雪等をお願いするとともに高性能降雪感知器、先ほどから申し上げている道具ですね、それらを設置を要請してまいります。それらについて意識を持っていただくということが一番肝要なことかと思っております。大型店舗、大型事業所につきましては、引き続き厳しい規制を行わざるを得ませんが、事前説明等を通じてこれは絶対に説明責任を果たしまして、理解を取りつけることができる、そのように考えているところであります。また、それできなくてはいけません。

○議 長 17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 2 「地下水条例」改定には合わせ技を駆使して

次に移りますが、流雪溝の水源、これについては前2者からの質問もありました。なかなかこの水利権というのが難しい。またそれが通ってからのまた準備ということになると、5年も6年も先になってしまうと。この十二沢川の二次的な取水権です、水利権ですね。これは市長、ちょっと前者の答弁の中で言いよどみもしましたが、全く別の発想でこの水源を確保するというふうにおっしゃいました。私もここまで待たなければならぬのであれば、そういう方法も決してないとは思っていませんから、ぜひ、積極的な形で取り組んでほしい。また、それをぜひ、可能な方法で詰めてほしいと思っています。それについてのまた意気込みを、できましたら。

○議 長 市長。

○市 長 2 「地下水条例」改定には合わせ技を駆使して

私もあの——ちょっとだけ誤解をされては困るので、この問題は大変な問題だと思います。まずはやはり午前中にありました十二沢川からの取水これによって、現在のまだ数年先になるわけですけれども、これをまずはやり遂げる、それが第一義だと思います。午前中に申し上げました別の水源等の問題は、これは本当に大きな課題だと自分で受け止めていまして、これはまだ必ずやるということは当然ここで申し上げることはできませんが、そういうことも将来的には想定しながらということも、やはりいつも忘れることなくやっていくべきだと思ひまして申し上げております。まず先にやるのは、今、予定をされている、県の認可を受けてその後取水が可能となるであろう十二沢川からの水の取水、これをまだ緒についたばかりでありますから、これをどうしてもやり遂げてまいりたいと思っています。

○議 長 17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 2 「地下水条例」改定には合わせ技を駆使して

今の答弁で結構でございます。ただ、次に書いておきましたが、雪の投入自治組織が、既存の組織でもそうでありましょうし、これからのまた課題でもあると思っています。なかなか高

齡化も進みましたりして難儀しているのだがなという声もやはりちらほら聞かれるわけであり  
ますね。新しい発想、新しいその組織化の中でどのようなお考えがあるのか、この辺もう一つ  
聞かせてください。

○議 長 市長。

○市 長 2 「地下水条例」改定には合わせ技を駆使して

現在供用を開始している六日町駅東の地区、上越線より東側の地区を5つに区分したゾーン  
ごとに管理運営組合が組織されています。先ほどご説明申し上げたとおり。管理運営組合は流  
雪溝の堰板の制御や通水監理を行う業者への委託、また投雪時に設置する注意喚起用のカラー  
コーンの購入と、これらを組合費と市からの補助金により実施しています。

これらの区域では六日町駅通りや国道 291 号線の沿線などで商業家屋などの取り壊しによる  
空洞化が非常に目立つようになってきた。また、高齢化により、議員ご指摘のとおり流雪溝へ  
の投雪作業が非常に困難な組合員やお年寄りの皆さん、逆に融雪設備などをもう既に設置して  
これらに加わらない、流雪溝を必要としないという組合員も増加しているというふうに聞いて  
おります。私も見てまいりました。組合費の徴収に難色を示す事態が実は増加しつつあるとい  
うふうにも伺っているところであります。

高齢者世帯や空き地の増加などで住宅前や道路の路肩部分に積雪、残雪といいますか、雪が  
多く残っている箇所が増加していることも目の当たりにしているところであります。皆さんも  
ご存じのところだと思います。住宅密集地ですので交通安全や防災面からも非常に好ましいと  
はとても言えない状況が、今、生まれてきています。今後これらの問題の解決に向けて流雪溝  
管理組合や地域づくり協議会などとも、自助と共助と公助の観点から協議を進めてまいりたい  
と思います。想定される内容としては、例えばそれらのお年寄りができないところを補完する。  
ボランティアに頼るのかどうなのかわかりませんが、そういう団体等の創設等も、今後、今の  
高齢化の進展の中では十分考えてまいらなければならない問題ではないか。このように考えて  
います。

市の課題としては、実はこの組合の組合費です。流雪溝管理組合、6つあると申し上げまし  
た。この1戸当たりが5,300円。やはり参加しない人が増えていくということは、イコール市  
の補填という形のものに裏返ってくるということでありまして、これらどうしてやっていくの  
か。大変大きな課題だなというふうに思っているところであります。

○議 長 17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 2 「地下水条例」改定には合わせ技を駆使して

大体の方針といいますか、姿勢がわかりました。そうした中で、先般行われました住民、市  
民に対してのアンケート調査がありました。まだあの時点では、8月末の委員会の結果が出て  
いなかったものですから、まあまあ場所を変えて、深さを変えて井戸を深いところから掘れば  
まあ大丈夫だというような認識の市民が大半だったわけだと思っています。そうした中でアン  
ケートを見ていると、結構不同沈下がうちもあった、うちもあったというアンケート調査の  
結果が、申し出があるわけですね。原因はわかりません。わかりませんし、それほど簡単に、

私も不同沈下がそういう個人建物の中で起きるとも、私もどうも思えないような気がするのですけれども。じゃあ、これが条例が緩くなった、で、そういう例が出てきた。非常にこれは難しいケースだと思っています。これは9月議会に前市長にも質問はしたわけではありますが、なかなかその辺への対応というのは、これからの1つの大きな課題だと思っていますけれども、それについて市長の見解を伺いたい。

○議 長 市長。

○市 長 2 「地下水条例」改定には合わせ技を駆使して

民間、建物などで起こり得る、例えばこれは訴訟にもつながることになるかもしれない、そういうご指摘だと思います。その前に、先ほどちょっといい忘れていた問題があります。流雪溝の管理組合の6つの組織、それぞれ第1ゾーンからあるのですけれども、これらに参加している人数が、今687名の皆さんだということです。これをちょっとつけ加えさせていただきます。

民間建物等で起こり得る訴訟への対応。不同沈下、あつてはならないことではありますが、こられで例えば家屋などの損傷が発生した場合の訴訟等への対応ということだと思います。市が損害賠償の責めを負う場合は、あくまでも市が行った規制の緩和が原因であるというふうに証明された場合に私は限られるというふうに思います。その証明がなされれば市が賠償責任を負うことを、私は覚悟しなければならない。

しかし、先ほどアンケートでそういう方がいらっしゃるということでありましたが、一応今のところの見解は、当市の地盤沈下は広範囲で緩やかに起こっている。よって、専門家からも、一般住宅1軒当たりの面積において地盤沈下の影響が出ることは考えにくいという指摘があります。しかし、アンケートの結果はそういう細かい不同沈下があるのだということも答えられている方がいるということは看過できない問題だとは思っています。原因の特定は非常に困難ではないかというふうにも考えるところであります。

ただし、そうだからといって市がこれを逃げていたわけではなくて、影響の有無につきましては、市として責任を持って観測し続けていく、そういう義務があると強く認識しているところであります。アンケート調査に基づいて不同沈下の影響が懸念される住宅の現地調査も行っておりますので、行っているところであります。その経年変化につきまして今後とも計測をずっと継続して実施していきたい、そういうふうに考えているところであります。そういったところについては調査を行っているということでもあります。

○議 長 17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 2 「地下水条例」改定には合わせ技を駆使して

今、市長答弁にあったように、いわゆる地盤沈下ということとそういう不同沈下ということの関連性ですよね。この辺をしっかりと理解していただいた中でこれをやっておかないと本当に、毅然としたという、委員会での担当課の答弁もありましたけれども、しっかりその辺の自分たちのほうで準備をした中で取り組んでいただきたいと思っております。

最後に水循環基本法ということをあげておきましたが、質問の第1項目でもちょっと申し上げ

げました。前市長のおっしゃるほどの南魚沼全体が一つのすり鉢というふうには私は考えておりませんが、ただ、大変大量の水を市の責任の中で、市の事業の中でたとえ周辺からであってもくみ上げるというのは、少し市民の理解も得にくいこともあるかなと思っています。それこそ地下のことが全部、我々が解明できているわけではありませんから、そのことも慎重に、ほかの事業との関連も見極めながら進めていただきたいと思います。これについてのまた転ばぬ先のつえということで市長の考えを伺います。

○議 長 市長。

○市 長 2 「地下水条例」改定には合わせ技を駆使して

水循環基本法であります。この法律は単に地下水の保全を目的とするものではなくて、その収支に見合った有効利用を進める意図を持った法律だというふうには私は理解しているところです。この基本法に基づいて国が策定をした水循環基本計画においては、持続可能な地下水の保全と利用の推進というのがうたわれています。帯水層の構造、地下水の挙動、地表水と地下水の関係、地下水採取の影響、これらについて観測、調査、データ整備・分析を進め、地下水のモニタリングにより地下水の実態把握を行うことが求められています。

まさに今、南魚沼市が取り組んでいる内容だと。地下水の収支状況を的確に把握をして、雪国という特殊状況において持続可能な地下水利用が可能となるよう、先ほど来出ておりますが、総揚水量の規制と地下水の涵養にも努めてまいりたいと思います。さまざまなアイデアも持ち込まれていることも事実です。これら全てを含めて、この地域にとって恐らく未来永劫切っても多分なくならないこの大きな課題について果敢に取り組んでまいりたい。一生懸命電波も張りながら、あの手があるか、この手があるかも含めて頑張ってみてまいりたいと思っております。8月1日が水の日だということも、この法律ができて制定されたということも、ついこの間まで知りませんで、ちょっと恥ずかしい思いもしておりますが、そうなのだそうです。一生懸命頑張ってみてまいりたいと思っております。

○議 長 17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 2 「地下水条例」改定には合わせ技を駆使して

この地盤沈下は、これは災害、公害と言ってもいいのでしょうか、だそうです。私はもう7年も8年も前になりましたでしょうか、中越沖地震のときに柏崎のほうにボランティアに行きました。市の職員の方にちょっと伺った話だと――前にもここで話したことがありますけれども、中越地震で下水管がかなり大規模に破損して60億円をかけてやっと直した。今回この地震で200億円かかるかもわからないと、こういう話をしていました。ただ、それは地震という、病気と言えば盲腸炎みたいなもので、そのときちゃんと手当をして切っただけでいいわけではなくて、1回のそのある程度の修繕で済むわけでありまして、ところがもしこの地下のほうでゆっくりと糖尿病的に進んでいるのであれば、これはなかなか長期にわたるし、今度はここ、今度はあそこというようになってくることも考えられますので、そういうずっと先のことになってきますが、市長は選挙でも訴えましたが、本当に若者がずっと帰ってきて、ここでちゃんとした生計を立てて家族を養っていけるという、長い長い目で見たその地盤を、またここでしっかり

確保していただきたい。このことも指示しながら本事業に果敢に取り組んでいってほしい、そんなふうに期待しまして質問を終わります。

○議長 長 質問順位 4 番、議席番号 2 番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 新米議員で初質問ということで大変緊張しております、何とかうまく質問をさせていただきたいと思いますが、よろしく願いをいたします。

通告にしたがって一般質問を行わせていただきます。最初にですが、市長このたびは当選、大変おめでとうございます。市政発展のため、また公約に掲げられた若者が帰ってこられる、そして住み続けられる南魚沼市、この実現には私としても大いに期待するところであります。

さて、私の最初の質問に入ります。私の質問は複合式ということで行わせていただきますので、最初に私の質問全て申し述べさせていただきます。

### 1 水道料金の引き下げについて

では、最初の質問に入りますが、先ほどの住み続けられるまちづくりとも関係しますが、市長も所信表明で触れられていた水道料金の引き下げについてであります。

まず 1 点目は、南魚沼市の水道料は県下一の高さです。これは皆さんも触れられているところですが、隣の湯沢町や魚沼市の約 2 倍、糸魚川市に比べると 3 倍の高さとなっています。私が申し上げるまでもなく、水は人間が生命を維持していく上で欠かすことのできないものです。また、1 日たりとも欠かすことができないものです。その水道料の高さを異常だと感じられているか、まずその点の認識を伺います。

次に今回の産業建設委員会の調査報告にもありますが、料金の引き下げは難しいとの結論になっています。この高料金の一番の原因は過大な初期投資にあるわけですが、今の浄水場が計画された当時は三国川ダムの建設と合わせて全てが右肩上がりで成長していくことを前提に計画が進められ、国も旧 3 町——塩沢、六日町、大和ですが——もそれに乗って現状のような規模の投資になったわけで、そのつけを将来にわたって市民が水道料として負担し続けなければならないというのは、あまりにも理不尽ではないか。私はそういうふうに思っていますが、市長はいかがでしょう。

私もずっとここに住んでいますから、あまり抵抗もなく支払ってきた水道料ですが、ほかからこの南魚沼市に越してきた人は、ほとんどの人が水道料が高過ぎると、こういうことを言っています。これでは市長の所信表明にもあった若者が住み続けるまちづくりには逆行するのではないのでしょうか。

次に 3 点目と 4 点目を合わせて質問をさせていただきます。今でも高料金対策等で一般財政からの繰り入れもしているわけですが、その中身というのは水道会計を破たんさせないための最低限の繰り入れではないかというふうに感じています。そこで、先日水道からいろいろ話を聞かせていただきましたが、例えば今はマイナス金利の時代です。これは国が誘導しているわけですが、住宅ローンなどは金融機関が借りがえ合戦と言ってもいいくらい借りがえを進めています。どんどん安い金利に借りがえさせていますが、では、この水道財政の借金を借りがえさせてもらえるかという、それは国は認めないという話でした。私が昨年度、平成 27 年度末

の借入金残高で試算したところ、今でも3%台、4%台という金利の借入れが結構あるのですが、この金利を1%に引き下げると、年間約9,600万円の金利負担が減るという、私の計算が出たのですが、それも国は認めないということでした。

それならば、今ある財政調整基金ですとか、合併振興基金58億円あるわけですが、この一部で高利の部分を一括返済するということではできないのかということ、聞かせていただきましたが、それも国は認めないということでした。もう、これは国の姿勢を変えていくしか可能性がないというわけで、それで私の質問の4点目に書いておきました、国に交渉するしかないという結論に至ったわけで、市長はその点をどういうふうに考えているかお伺いをしたいということでもあります。

次に質問の大きな2点目に移りますが……。

〔「ここまでで、あとは自席で」と発言する者あり〕

○議長 長 中沢道夫君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市長 中沢議員の質問にお答えしたいと思います。

### 1 水道料金の引き下げについて

水道料金の引き下げ。南魚沼市の水道料は異常に高いと思うが、市長の認識はということでもあります。「異常」という言葉にはひっかかる場所は実はちょっとあるのです。高いという認識は同じです。当市の水道料は県下ワーストワン。一番高く、料金が高いという認識は議員と全く同じであります。ちなみに10立方当たりの水道料金——先ほどお話が出ましたが、当市では2,415円、魚沼市では1,263円、湯沢町は1,296円、新潟県平均で少し高いのですが1,438円、全国の平均は1,535円であります。異常というところまで言えるのかどうか分かりませんが、この高いという認識は私も全く同じでありまして、今回この引き下げに向けて、どのところまでできるかということはまだ数字としてきちんとあらわすことはまだちょっとお時間をいただきたいと思いますが、必ず水道料金の引き下げに向かうということは公約でありますので、この同じ認識に立ったものとお考えいただきたいと思います。

2つ目、産業建設委員会の報告によれば引き下げは難しいとなっているが、過去の過大な投資のつけを市民に転嫁し続けてよいものか。し続けてよいと思っていないので、今回考えております。合併前の広域水道企業団による投資が、議員おっしゃったとおり、現在の水道事業の大きな負担となっていることは先ほどご指摘のとおりであります。しかし、水道事業は公営企業であり、独立採算を基本原則としていることから、過去の過大な投資であっても借金——起債の元利償還金、これは水道事業経営の中で自助努力によってまずは返済しなければなりません。このことが結果として市民に大きな負担を強いていることは事実でありますので、私から議会初日の所信で申し上げましたとおり、料金値下げの検討を既に市の担当には指示しているところであります。具体化はこれからであります。決して現状をよしとしているわけではございません。市民負担の軽減を図るべく努力をしております。

3点目、これまでも一般会計からの繰り入れもあるが、思い切った対応が必要ではないか。

これまで議場でも私も議員として経験してまいりました。さまざまないろいろな議論があったことはその都度聞いてまいりました。もっと多くの繰り入れもということもありました。思い切った対応策としては現在策定中の経営戦略、この中で畔地浄水場を廃止することによる経常的な維持管理費の削減と、将来の施設更新費用の削減を検討しています。しかし、これがなかなか難しいということをご存じだと思います。先に申し上げましたとおり、まずは独立採算の基本原則、水道事業の自助努力を最優先とすべきと考えておりますが、同時に市民負担の軽減を図るべく一般会計の財政部局との調整も現在開始しているということをご理解いただきたいと思えます。

4点目であります。高利の借りかえが必要だが、市は国と交渉する考えはないかという質問であります。高利既発債の借りかえによる効果は大変大きいというふうに考えています。平成19年度から平成21年までの3年間、利率5%以上の高利債について補償金免除の繰上償還が認められた。このことにより水道事業では85件、65億円の繰上償還によりまして、議員の訴えられている15億7,000万円の利息軽減が図られたということであります。しかしながら、利率が5%未満の借り入れにつきましては、いまだ補償金免除の繰上償還が認められていません。国との交渉につきましては、まずは日本水道協会、私もまだちょっとそこを詳しくないのですけども、それがあがるそうです。全国簡易水道協議会、これらを通じて関係省庁に最重点項目として要望を続けている、そういう状況であります。交渉をしているというふうにご認識ください。

○議 長 2番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 1 水道料金の引き下げについて

異常とまではいかななくても高いという認識なわけで、そういう点では下げる努力をあらゆる面ですべてしていただきたいと思えます。料金の問題で私も本当に素人だったもので、今回いろいろな水道料金を調べていて1つ気がついたことがあるのですが、先ほども湯沢町と魚沼市の料金を言っていただきましたが、これは10立方メートル使ったときの料金なのですよ。それで、湯沢町も魚沼市も基本料金というのは水道管の口径で料金が決められていまして、湯沢では基本料金が1,080円だそうです。魚沼市では13ミリで、大体一般の家庭はこのサイズだと思うのですが、魚沼市では756円。これにあと使用料で1立米から料金が加算されるという料金体系になっているのです。私もこのことを調べるまではよく知らなかったわけですが、南魚沼市はともかく水道管がつながってさえいれば2,415円の基本料金という料金体系になっているわけで、そういう点では湯沢町や魚沼市のような料金体系を仮に導入すると、10立方以下の人は救済されるということができるとは思いませんか。仮に10立方2,415円を変えないとしても。その辺は市長はそういう料金体系を変えていくというような考えはおありでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 水道料金の引き下げについて

いろいろなやり方を考えていきたいというふうに思っているのです。細かいところにつきましては、やはり水道事業管理者がおりますので、答弁をさせますのでよろしくお願いします。

○議 長 水道事業管理者。

○水道事業管理者 1 水道料金の引き下げについて

水道料金の設定方法ということですが、今ほど話があったとおり、私どものところは従量料金制というようなことを採用しておりますし、それから湯沢町、魚沼市については口径別の料金設定というようなことで、日本全国その2種類で水道料金の設定がされているわけです。私どものところでも口径別の料金設定ということを検討してまいりましたがけれども、今の水道事業の状況を考えると、基本料金をぐっと下げて従量料金をぐっと上げなければいけないということになりますので、水量が少ない人については非常にいいというふうに思いますけれども、ある程度水量をいっぱい使っている人については負担が重くなってしまうというようなことがあります。なかなかそこに今の段階では踏み切れていないというような状況であります。以上です。

○議 長 2番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 1 水道料金の引き下げについて

基本は上げなくて1立米241円はそのまま据え置いても、口径で幾ら、1立米幾らで10立米使ったら2,415円になるという設定ならば、いっぱい使っている人は今までどおりですけども、10立米以下の人にはそれなりの救済措置——最低限の話ですけども——はできるのではないかと。それでも料金は当然、収入は減りますけれども、それは大したことはないのではないかと。でも、10立米使わないような人たちは、相当やはり質素な暮らしをしている人だと思いますよ。そういう人はそれなりの恩恵が受けられるのではないかと。そういうところはちょっと考えてもいいのではないかなという私の質問です。その点はどうですか。

○議 長 市長。

○市 長 1 水道料金の引き下げについて

冒頭申し上げましたように、いろいろな方策を今模索中というふうにご理解をいただきたいと思っております。必ずその料金を下げることによって下げる、光を当てたい人というのは想定してありますし、その方々について確実に下げていくということはもう目指してまいりますので、その中で議員のおっしゃった提案も含めて考えてまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議 長 2番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 1 水道料金の引き下げについて

ぜひ、いろいろな方向で検討していただきたいと思っております。4番目で触れた国の姿勢、何十年も前の話なので誰も責任を取る人がいないと思うのですが、国も一緒になってこの水道事業、三国川ダムをはじめとする事業を進めてきたわけで、やはり国にも今の状況に対するそれなりの責任を取ってもらうということで、この問題はこれからも真剣に取り組んでいただきたい、ということで、では私の一番目の質問は終わらせていただいて、次の2点目に入らせていただきます。

2 TPPへの参加認識について

2点目の質問ですが、TPPへの参加についてということで質問をさせていただきます。先日、国会で参加の承認と関連法が成立しました。TPPは原則関税撤廃で多国籍企業のもうけを保証するものだと思います。今回承認された内容は農産物5品目を例外とするとした国会決議にも反する内容だと思いますが、市長の見解はいかがでしょうか。

2点目は、仮に発効した場合は、本当にこの地域経済にも重大な影響を及ぼすというふうに思っていますが、農業をはじめとするこの地域への影響などの試算は行っていないのか。その点を伺いたいと思います。

それから、3点目は、アメリカの次期大統領はTPPからの撤退を表明し、2国間での交渉を進めると言っているが、これまでもアメリカには日本は譲歩を重ねてきているわけです。国会で承認されたことによって、その内容を基準に譲歩を迫られることになり、アメリカの要求を認めざるを得なくなると思いますが、市長の見解はいかがでしょうか。よろしくお願いします。

○議 長 市長。

○市 長 2 TPPへの参加認識について

中沢議員2つ目のご質問。TPPへの参加認識について。まず1点目は、TPPの原則は関税の撤廃であり、国会決議にも反すると思うが、見解はどうかということであります。

ご指摘のとおりTPPは原則として関税を全て撤廃することとされております。農林水産業や農産漁村への打撃、食料自給率の低下、食の安全安心が脅かされる。国民生活にも大きな影響を与えることが懸念されているところであります。国会では15項目の関税を維持する聖域の確保などを求めた8項目からなる国会決議を行いました。

しかしながら最終的には米については当初3年間で5万6,000トン、その後は段階的に増加し、13年目以降は7万8,400トン、この輸入枠が追加設定されました。このため国では総合的なTPP関連政策大綱を策定し、輸入量の増加が国産主食用米に与える影響を遮断するために毎年の政府備蓄米の運営を見直し、攻めの農林水産業の実現に向けた新たな政策を決定しています。

TPP協定を国全体として考えた場合、他国との関税障壁が下がる、あるいはなくなれば輸出産業を中心に大きなメリットがあつて、新たな持続的成長が見込めるという政府見解について理解することはできます。しかし、南魚沼市の基幹産業である農業を考えた場合、政府の経済効果分析が、農林水産物の生産減少額は約1,300億円から2,100億円、米の影響額はゼロ円としていることについては、疑問を持っているところであります。市としましては、南魚沼産コシヒカリをはじめとする市内の競争力を有するブランド農産物、さまざまあると思います。これらの魅力を一層高める努力を農業者の皆さん、そして関係機関と続けるとともに、国の提唱する攻めの農林水産業政策を有効に活用させてもらって、より一層の農業振興を図っていきたいというふうに考えているところであります。

2つ目のご質問、農業分野での影響の試算。これについてであります。TPPへの参加における農業分野への影響については、国は農林水産物への生産額の影響について、これは試算と

ということですが、として主要 19 品目の農産物の影響の試算を行っております。それによれば当市において最も影響が懸念される米、米について枠外税率の維持や国別枠の輸入量に相当する国産米を政府が備蓄米として国が買い入れるなどによって、国産主食用米の影響は見込みがたい、ないとしています。

また、県では、流入する輸入米と主に競合する業務用米、例えば外食する等のお米だと思えます。業務用米の価格差に注目して影響額を試算していて、県では最大に見積もって県内でマイナス 92 億円の影響としています。逆に T P P による関税の撤廃などで高価格米の輸出が伸びた場合には、プラスに転ずると見込んでいる。同様に南魚沼管内の試算としてマイナスの場合には、最大で 4.4 億円、あるいはプラスに転じる可能性もあるという状況であるということです。いずれにしても、今後なされる国の対策とか政府が推進する農産物の輸出の成果、これらによってはマイナス、プラスのどちらに影響が出るのか、非常に難しい問題であるというふうに思っています、一概にどのようになるかという見込みは困難なものと私は考えております。

3 点目のところであります。アメリカ大統領が撤退を表明した。2 国間交渉を進めると言っているが、日本は承認した内容で譲歩を迫られることになれば、譲歩せざるを得なくなると思うけれども、市長はどういうふうに考えているかということでもあります。

アメリカの次期大統領が T P P 協定に反対していて、就任初日に離脱発表をする、あるいは今後は 2 国間貿易取引交渉をすると発言されていることは、報道などによりまして承知しているところであります。しかし、就任前のことであって、現実はどうなるかということは、そのときになってみなければわからない。私はそれが正直な思いであります。ここで論ずるのもなかなか難しいのではないかと思います。

ただ、現実にならなくなった場合、その場合に非常に危惧されるのは、2 国間交渉の際に T P P 協定の内容が交渉のスタートラインになってしまうのではないかと、そういうところだと思います。協定が国会で承認された以上は、この可能性は非常に高いのではないかと、これは、やはり疑う余地がないところではないかと思います。さらに農業分野での譲歩は、南魚沼市の農業にとって大きな悪影響を与えるとやはり考えてしまいますので、万が一の場合はあらゆる機会を通じて反対をすることも、やはり考えなければならないというふうに考えているところであります。以上であります。

○議長 長 2 番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 2 T P P への参加認識について

T P P の影響に関しては、結構国の試算というのは私から言わせると甘いのではないかと。何らかの手当によって、その影響というのは回避できるというような見方が多いわけですが、私はかなり重大な打撃を受けるのではないかと、この地域というのは、中山間地、そんな大規模、規模拡大と言っても限界があるわけで、そういう点では逆に輸出が増えて経済的にはプラスになるなどということは、到底考えられないのではないかと、これが私の思うところですが、その辺市長は率直にどうでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 2 TPPへの参加認識について

希望的にはその逆であってほしいけれども、なかなかそうならないのではないかということ  
は、私は感じています。議員と同じ考えではないかなと思います。

○議 長 2番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 2 TPPへの参加認識について

そういう立場で今後の、それこそアメリカの出方等々もあるわけでどうなっていくかという  
のもありますが、ぜひ、この地域産業を本当に守っていくためにも、そのときどきで最良の立  
場、方法をぜひ講じていっていただきたいと思いますので、市長にはその点はぜひそういう立  
場を堅持していただきたいと思います。

### 3 住宅リフォーム事業の継続と拡大について

次に3点目の質問に移らせていただきます。次に住宅リフォーム事業の継続と拡大について  
であります。この制度は始まった当初から建築関連業者、結構大工さんだけでなく、板金  
屋さんとかペンキ屋さんとかいろいろな方から大歓迎されていますし、私も民商の事務局とい  
うことでこのリフォーム事業にはいろいろ携わってきた経験もあって、本当に多くの業者の方  
から喜ばれてきて、大変歓迎されている制度であります。

ことして7年目になるわけで、この間に7年間で5,599件の申請があつて、4億4,244万5,000  
円の補助金が出されたと。建築総額で言いますと、55億9,575万1,000円の総工事費というこ  
とで、単純に計算すると12.6倍の経済効果があつたという、こういう事業だったわけです。本  
当に今もなかなかこの地域の景気がよくなっていないわけですので、ぜひ、来年以降も継続し  
ていけないかということで、まずその点をお伺いしたいと思います。

それから、2点目に商店街リニューアル等々の制度を導入できないかということでもあります。  
隣の湯沢町では事業用の施設リフォーム助成制度ということで、ちょっと三、四年前から実施  
をしていると思いますが、県内でもほかには新潟市で店舗・商店魅力アップ応援事業というこ  
とで、商店街の商店のリニューアル等にも使える事業を実施しています。私が調べましたら、  
全国でその商店街リニューアル的な制度を実施している自治体が55に今、広がっています。確  
か最初は高崎だったと思うのですが。まあ、ここだけではなくて全国どこでも商店街が衰退と  
いう状況が進んでいるわけで、そうしたところでは非常に歓迎されていますので、ぜひこうい  
う方向にも事業を拡大していただけないかということで、市長のお考えを伺いたいとい  
うふうに思います。

もう1点は、先ほど最初に話をしましたが、実施して7年が経過をしたわけですが、私がち  
よっと市のホームページを調べましたら、延べ5,599件というのは大体持ち家住宅のもう4割  
近くになっていると思うのです。ダブったり、10万円いかないで2回使っているという人もい  
ると思うのですが、約4割で活用されたというふうに思っていますので、再度の活用を認めて  
はどうかという提案です。私もこの制度を活用して下水のつなぎ込みを行いましたし、それに  
合わせて一部住宅リフォームをしたということがありますが、私自身まだ直したいところはい

っぱいあるわけで、そういう方が大勢いるのではないかなというふうに思います。ぜひ、2度目の活用も認めてはどうかと思いますが、市長の見解を伺いたいと。以上です。

○議 長 市長。

○市 長 3 住宅リフォーム事業の継続と拡大について

中沢議員の3つ目の質問、住宅リフォーム事業の継続と拡大についてお答えしたいと思います。

まず1点目、建築関連事業者に歓迎されている制度なので、次年度も継続できないかということでもあります。この住宅リフォーム事業は、中小商工業者に対する緊急経済対策として実は平成22年度に事業創設をされ、現在まで事業を継続的に実施してきたものです。市民の皆様や商工業者から大変高い評価をいただいているということは、私も議員と同じ認識であります。

平成22年度から平成27年度までに——先ほどちょっと数字が、平成27年度までですね。これで5,091件の利用がありまして、平成28年度においては申請受付件数が585件、補助予定金額が4,565万円、申請工事の総事業費は7億182万円となる見込みで、先ほど議員もおっしゃったいわゆる経済波及効果は、この15.4倍というふうに評価しております。

しかし、この事業における特定財源として充当しておりました、実は社会資本整備総合交付金、国土交通省の住宅局所管のこの交付金であります。事業要件が非常に厳しくなった。平成28年度以降においては特定財源が見込めないという状況に今あります。このことは6月議会、まだ私もおりました6月議会で、田村眞一議員の一般質問に前市長が回答済みというふうに思います。

実施件数は平成22年から平成25年度までは年960件程度であったのですが、平成26年度、平成27年度は少し減りまして650件。今年度は585件とちょっと減少しているというのが実態です。この傾向から7年間事業を実施したことにより、ある程度の需要にできてきたのではないかと考えているところはあります。これは実態の部分かなと思います。

しかし、実施件数は減少傾向でありますけれども、継続要望が非常に高いということも十分承知しているところであります。新年度は現状でいきます。当たり前の考え方をしますと予算を減額し、そしてせざるを得ない、そういう状況にあるというふうに思います。しかし、重要な経済対策という思いもあり、何とか事業継続をしていきたいというふうに考えているところです。

その後につきましては、市民ニーズや市の当市の財政状況を見極めながら地域経済情勢なども考慮し、これは経済対策、本当に大事な部分だと思っておりますけれども、適切に事業実施の判断をしていかなければならない。そういう面もあるのだということをご理解いただきたいと、思います。

先ほどお話をいただきました件数の問題。住宅リフォーム事業の実施件数は5,599戸。これ実際今市内の世帯総数は1万8,750件あるのです。この中で持ち家は1万4,220戸なのです。なので先ほど議員がおっしゃった40%相当であります。そういう状態です。

2つ目の実施から7年が経過したけれども、事業用施設のリフォームとか商店用リニューアル

ルなどの新たな制度に発展させる考えはないかということでもあります。できたらいいなということは当然思うわけでもあります。当初緊急経済対策として事業を始めて、現時点ではその目的はかなり達成されているという認識はしていますけれども、近年はいろいろある中で、この商業用リフォーム、そういう声もたくさん聞いてまいりました。

市では住環境の向上と別に産業の活性化を図るという観点から、昨年度、市内での創業を促進することを目的としまして、南魚沼市創業——創る業、始める業ですね——創業支援補助金を創設して事業所の増改築や改修に対する経費を補助しています。これは創業時だけに受けられる、そういう支援でありますので、という点はあるのですが、今後は店舗を改装したことにより雇用の創出を図ることにつながる事業を研究し、創業時のみではなくて二次創業などに対応した補助制度を検討する必要があるというふうに認識をしています。

商店街のリニューアル事業につきましては、現時点では創設を考えていませんけれども、中小企業基盤整備機構の——これはちょっと難しい名前、集積区域整備事業、商店街の改造とかですね。それから共同施設事業、これらの高度化融資制度とか、国の中小商業活性化支援事業、県の商店街振興組合連合会がやっています地域商店活性化事業これらなどの商店街のリニューアルに利用可能な制度がいろいろあるということでもありますので、これらの活用も検討していただきたいというふうに考えているところです。

なお、事業者に関しましては、有利な制度融資等も利用可能だというように私は思います。商店街のリニューアルにつきまして——失礼、地域住民、商店街を構成する店主などの合意がその場合には最も必要でありまして、商店街関係者や地域住民の皆さんの活動を通してあるべき姿、方向性などを検討いただいてその皆さんの合意形成がなされた場合には、関係機関等と協力して市もサポートしていきたい。そのように考えているところであります。

湯沢の話が出ました。これは実は事業所のリフォームにつきましては、今ある制度の国の交付金事業の対象外なのです。湯沢がやっているのは、あそこは観光関係施設がたくさんあります。そういう中で要望も非常に多かったということがありまして、町の単独費としてやっている事業で、うちの市と比べるとはなかなかちょっと難しい問題があるのかなと、事情があるのかなという思いがあります。

3点目のところであります。1度使った方からまた使いたいという声。私も非常にいっぱい聞いてまいりました。再度の活用を認めてはどうかということではありますが、要望があることは承知していますけれども、先ほど申しあげました特定財源の見込めないという状況の中で、予算の減額が見込まれる。今の時点ではこれは避けられないところです。一度も利用したことのない方を優先に事業を実施していきたい、そういうふうに考えているところであります。やりたいのはやまやまですけれどもということをお酌み取りいただきたい、というところでもあります。あとは皆さんとも、例えば本当にやるべきだということになれば、新たな財政支出も含めて考えるということは余地は残されているというふうに思っています。

○議 長 2番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 3 住宅リフォーム事業の継続と拡大について

それこそ最初の平成 22 年に創設したときには、前の井口市長に本当にこれは緊急経済対策なのだということを口をすっぱくして言われたのを私も覚えています。今の市の経済的な状況というのは、決してよくなっているというふうには私は思っていないので、本当にまだそういう経済対策が必要な状況に変わりはないというふうには私は認識しています。減額ということで今話がありましたが、できるだけそれは少なくしていただいて、本当に実施を継続していただきたいと思いますというふうに思っています。再度使えないかということで、それはやっていない人を優先だということですが、申請件数とかを見て確かに段々減ってきていますよね。それは当然新規の人しか受けつけないということも大きな理由だと思うので、その辺は平等といういろいろな観点もあるかと思うのですが、先ほども言ったように 4 割近い人が利用しているという時点では、その再度の利用というのも考えていただいてもいいのではないかと、再度ちょっとお願いしたいと思います。

○議 長 市長。

### ○市 長 3 住宅リフォーム事業の継続と拡大について

本当に先ほどから私が声を強めて言っている部分を、おくみ取りいただきたいのです。現時点では、と言っているのです。まだ就任間もないものですから、なかなか全部にわたってみんなと話し合いを、全部にわたってしているということではないのです。なので、これは必要に応じて、先ほどから申し上げているとおり、今の市内の景気状況、そういったものを加味する中で、この制度はやはり非常に皆さんから認められているということは十分承知しています。それらについてこれから検討を開始したいというところも含めて言っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議 長 2 番・中沢道夫君。

### ○中沢道夫君 3 住宅リフォーム事業の継続と拡大について

そういうことであれば、本当にこれからもぜひ、研究をしていただいて、市内の業者が本当によりよい制度だというような制度にしていってもらうように、最後検討していただくように申し上げて私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議 長 ここで休憩といたします。

2 時 45 分再開といたします。

[午後 2 時 31 分]

○議 長 休憩を閉じて会議を開きます。

[午後 2 時 45 分]

○議 長 議席番号 3 番・広田公夫君。

○広田公夫君 もう、おはようございますではありませんけれども、皆さん、こんにちは。傍聴席の皆さん、傍聴ありがとうございます。林市長も 1 年生、私、広田も 1 年生です。選挙後、市長とは高校時代の仲間と共通の友人がいたということを知りました。しかし、きょうは一生懸命やりますのでよろしく願います。

### 1 市職員の意識向上を（職員の意識改革）

まず、大項目として3項目質問いたしますけれども、まず大項目の1について質問いたします。

私、市職員の意識向上を、職員の意識改革というように大変な項目を選んでしまいました。しかし選挙のときからこういうことを言って、私は選挙をやってきましたので、質問させていただきました。4点あります。

市職員は給与に見合った仕事をすべきと思うがどう思うか。2点目、職員研修成果の見える化をどう考えるか。3点目については、勤務成績評定の公開と給料の昇給額への反映をする計画はあるか。4点目、職員の月例給・期末勤勉の手当引き上げ総額の3,264万円をやめるべきと思うが、どう思うか。以上の4点について新市長にお伺いしたいと思います。

○議 長 広田公夫君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは広田議員のご質問にお答えいたします。

### 1 市職員の意識向上を（職員の意識改革）

まずは市職員の意識向上を、職員の意識改革。第1点目の市職員は給与に見合った仕事をすべきと思うがどうかという質問にお答えいたします。

まず、原則からお話をさせていただきたいと思います。公務員の給与は職務給の原則とし、職員の給与は職務と責任に応ずるものでなければならないということ。また、均衡の原則として職員の給与は生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の事業者の給与その他事情を考慮して定めなければならないということ。これらに基づきまして決定されておりまして、国家公務員では労働基本権制約の代償措置として、人事院による給与勧告が基準となっています。原則論を述べました。

ここからが南魚沼市のお話になります。このことから人事院による民間事業所の実地調査を踏まえ、当市では従来から国家公務員に準拠して給与改定を行ってまいりました。地域の実情と合っていないというご指摘があるかと思えます。人口15万人未満の市町村は人事委員会を置くことはできませんし、仮に独自で実態調査を行うとしても、これまで議会でもいろいろな話が出てございました。仮に独自で実態調査を行うとしても、調査費用や所要時間、また、正確な調査結果などを考慮しますと、現在行われている調査実態に合理的に対抗できる手段を私は持ち得ないというように考えております。市もこの姿勢でありました。このため人事院勧告による国公準拠としてきたものであります。

他の企業との比較の話が通告文の中にありましたのでちょっと答えたいと思います。その中に大光銀行と比べられているというものがございました。議場の皆さんはちょっとわからないかもしれませんが。大光銀行との比較の話ですが、職員の平均額の比較ですので、構成される年齢層も違い、職務内容も異なって仕事ぶりを測るものさしがまずはない、そういう点があると思います。したがってお答えのしようがなかなかみつからない。しかし、私も市民の多くの、少なくない方々が、広田議員がおっしゃっている同様の考えを持っているということは、この選挙戦を通じて十分に見聞きしてまいりました。なので、所信表明で申し上げましたとおり、私

は自分の姿勢としまして、これからの市役所の職員の進むべき方向として、みずから稼ぐ、また市民の先頭に立つ、そして攻める、そういう自治体を目指して、支払われる給与に見合う、またはそれ以上の働きをするよう、職員の意識改革や行政、市政の変革を進めてまいりたい。これが念願であります。

2点目の職員研修成果の見える化をどう考えるかというご指摘でした。ご質問。職員が参加する研修につきましても、大別をしますと——ちょっと細かくなります——全国市町村研修財団の市町村アカデミー研修、県自治体研修所や県総合事務組合が主催をしている階層別研修や専門研修、また当市の人事担当課が主催している研修、職場内研修や自己啓発研修、または各部局が担当業務にかかる研修に参加している各課研修などが、ちょっと長くなりましたけれどももあります。

延べ受講日数や費用については後程担当部課長に答えさせますけれども、各種研修の受講生が講師として行うという研修は開催していません。しかし、人事担当課が主催する職場内研修では、各部の職員が講師を務めていまして、担当する職員が偏らないように毎回初めての者が講師となるよう、そういう工夫もされているということでもあります。人事評価への結びつき方につきましては、評価に直接加点をするような仕組みはありませんけれども、業績評価の積極性とか、また能力評価の知識、技術力とか、企画力、工夫力、そういうことの中で評価に反映されているというふうに考えておるところであります。

3番目の勤務成績査定と給与の昇給額への反映をする計画があるかという質問であります。地方公務員法の改正によりまして人事評価の実施が義務づけられました。なので、今議会定例会、関係条例の議決をいただいた後には、人事評価を給与、また分限などの人事管理に活用させてまいります。人事評価の結果公開につきましては、公表する内容の範囲、給料表の級別での公表とか、部別の公表等を現在検討しています。

なお、評価結果の給与・手当への反映につきましては、今までの6月分の勤勉手当にのみ反映していたものを、6月分に加えまして12月分の勤勉手当にも反映させ、昇給についても反映させることとしています。

4点目、最後のご質問。職員の月例給、期末勤勉の手当引き上げ総額の3,264万円をやめるべきではないかという質問であります。先ほども申し上げましたとおり、公務員の労働基本権を制約する代償措置として人事院勧告があります。先ほど申し上げたとおりであります。これに基づく給与改定であります。例えば市内の倒産件数が著しく多くなるとか、著しく求人倍率が低下をするとか、あるいは大規模な災害が発生した、また市が非常事態を迎える、そういうことがあれば市長としてこれを判断しまして、職員の理解を得た上になりますが、給与改定を見送ることも考えられます。こういうことが以前この市にもあったわけでありまして、今はその判断に及ばない状況だと私は判断しておりまして、そのように考えているところでもあります。

○議 長 総務課長。

○総務課長 1 市職員の意識向上を（職員の意識改革）

では、延べ受講日数などをお答えいたします。平成27年度延べ受講日数は、1,340日であり

ます。ただ、この数字の中で国や県主催の各課で研修に行っているのがありますが、それは1回当たり日数は一定ではありませんので、それ以外の研修実績で延べ日数により換算をした数字でございます。

また、研修にかかる費用につきましては、平成27年度決算におきまして383万円ほどになっております。内訳的には講師の謝礼とか費用弁償、あるいは消耗品費、研修の委託料、それから研修会の負担金などとなっております。この中に研修の旅費も含まれているわけですが、公用車で県庁などに行く研修などもあります。そういったものはこの金額にはガソリン代、高速代は含まれてはおりません。以上です。

○議 長 3番・広田公夫君。

○広田公夫君 1 市職員の意識向上を（職員の意識改革）

市長より、細かな説明をありがとうございました。以前の市長に比べたらはるかに具体的に答えていただきましたので、ありがとうございます。私はそう思っています。はい、すみません。

1点目の市職員は給与に見合った仕事をすべきと思うがどうか。私は決して給与を下げてくれと言っていないのです。先ほど市長から大光銀行さんの例を言っていただきましたけれども、実際市の職員はこのように市報にちゃんと載っています。ですから、皆様方から、市の方から見たら、常に広報にちゃんと載せていて、市のことに関しては皆さんご存じのはずだというように言われてもしょうがないのですけれども、でも私自身が2年前こちらに帰ってきて高齢者の方にいろいろお話を聞きますと、やっぱり市の職員の給料は高いのだよねと言って、でも仕事してもらえばいいのだよねと。こういう受け答えが多かったのです。

ですから、具体的にという、ここに書いてあるように550万円、給与費、人件費と746万円と。そうすると、ある議員の方に聞いたら、先ほど市内の会社の平均賃金など出せませんよというお答えがあったのですが、でも、えいやあで言ったら2倍から2.5倍ではないのと。要するに市長が、若者が帰ってくるのにたくさん就職口がありますよと。でも、私がハローワークの資料を見たら、パートの人だと17万円から20万円、正社員でも20万円から27万円。もし、これが平均とは言わないけれども、今の募集の金額だとすれば、そういうものから比較してみたらもう2.5倍どころではない金額になるわけですよ、今の金額でやってしまうと。

そういうはるかに実態と合わないような、それが国の施策とかいろいろの関係でありますけれども。そうは言っても最後に市長が緊急時だと。過去に5%下げた実態があるということも考慮されていますので、そういうことについてとやかく私が言うことではないと思います。けれども、でも職員自身が、私がえいやあで換算しますと、人件費746万円を12か月かける20日かける8時間で時給幾らだとえいやあで算出しますと、3,885円です。私、会社に入ったときに広田君の給料は1時間幾らか。1分間幾らか。最後に1秒間幾らかと、こういうふうに総務部長に問われました。え、1時間幾らならえいやあで言えるけれども、1秒間幾らか。そうしたら、その総務部長が言われるには、広田君、トヨタさんに行きなさいと。彼らは1動作、1動作、1秒間の動作をどれだけ縮めるかに工夫をしているのですよというようなお話をしまし

た。

そういうお話から比べると、3,885 円の時給ですよ。これがどんな時給なのか、本当に市の職員の方は考えられたことがあるのか。職員だけではなくて、ここにいる幹部職員の皆様がそういうことを常日ごろから職員に教育されてきたのか。そういうことについて私は少し疑問に感じております。ですから、私はそれに見合った成果を上げるべきではないかと。でも、この成果を上げるには相当いろいろな工夫、協力し合わないといけないと思います。今のように3年単位、ローテーションとかいろいろ問題はあります。でも、そういう中でどうやって工夫していったら、こういうことにより近づけると。市長が困らないように、そういうことにならないようにやっていただきたいと思います。1点目はこれで終わります。

2点目の職員研修成果の見える化をどう考えるか。ここで1,320日という研修を受けられました。これも1日と換算したら、かける8とか同じような数字で出すと金額に換算できるわけです。ですから、それだけの投資をしたのであれば、それをどうやってその投資を回収するのかということも1つの視点だと思います。先ほど市長の回答の中に、グループ内ですか、そういうのはちゃんとリーダーをつくってやっていますということがありましたから、そのグループ内だけでもなく、国の研修だとか大きな研修がありましたら、その研修を受けてきた人がまた関連した人を集めて研修するということまで拡大するのがいいと思います。それについてやっていただきたいと思います。その辺についてちょっと市長のお考えをお聞きしたいです。

○議 長 市長。

○市 長 1 市職員の意識向上を（職員の意識改革）

おっしゃることはよくわかりました。ちょっと先のほうの質問に答えるかもしれませんが、なかなかその簡単な定義づけの、数字の置き方の非常に高い時給というのは、そういったことはちょっと非常に危険もあります、そういう数字がひとり歩きするのは。その辺は、議員としては、私はちょっとよくよくご注意いただきたいというふうに思っています。

そして、今ほどの研修の件。これは本当におっしゃるとおりだと思ひまして、私もまだ本当にどういったものがきちんと行われているのかというのを、つぶさに見たこともなくて、これからこの庁舎に私は毎日通ってくるわけなので、いろいろな形で職員の皆さんのそういうことにつきましても関心を示しながら、有効な研修が行われ、それが一人一人の職員の皆さんに、きちんと有効な形で変わっていくと、そういう形をとっていきたいと思っていますので、これからきちんと見てまいりたいというふうに思っているところであります。

○議 長 3番・広田公夫君。

○広田公夫君 1 市職員の意識向上を（職員の意識改革）

3番目の勤務成績評定の公開と給料への昇給額への反映をする計画はあるかということについて、私が質問した内容に答えていただいております。私がある資料をネットで調べたのですが、地方議員セミナー、公務員の人事評価の現状と課題。2013年2月12日に講師が関西大学・山中俊之——としゆきさんと読むのだと思いますけれども——俊之さんが述べられた中をちょっと読ませていただきます。

大阪市の人事評価制度。大阪市は相対評価をすることを条例で決めている。相対評価とは評価される成績の上位に対して上位5%をS、これを何か5だとかと南魚沼市では言うのだと思いますけれども、順に5から25%が4、例えば4としましょう。25%から75%が3、75から95が2、5から100が1。ということはそういうことの中で、また大阪市では局長、部長級など管理職を登用する場合は、外部の専門家の意見を入れるとなっている。この制度を予算化してアセスメントの会社選定に入っている。大阪市教育委員会会議は、市内公立小中学校、府立学校で教員の人事評価に生徒や保護者の声を反映させることになっている。

このような文章が出ております。ですからこれは文章のレベルであって、これが実際大阪市内で行われているかどうかはちょっと私は確認していませんので、その真偽は今後わかると思います。

でも、こういうような形で5段階評価でやっているのですけれども、先般やられた総務文教委員会でこのように同様の質問をしました。要するに何段階に分かれて、例えば2と1の人が何人いるかと言ったら2と1の人が3名しか——いや数名、失礼しました、数名ですよというお答えでした。ですから、こうやって学校の成績などは相対評価で、私がいたころの小学校・中学校は5段階評価で通知表に書かれていて、上が何%、このような形でやっているのですけれども、南魚沼市のその勤務評定はどのようになっているのか、この階層別の割合等をちょっとお答え願います。

○議 長 市長。

○市 長 1 市職員の意識向上を（職員の意識改革）

この件についてはご質問の内容が詳細に至っています。担当の部課長から答えさせます。

○議 長 総務課長。

○総務課長 1 市職員の意識向上を（職員の意識改革）

南魚沼市の人事評価制度につきましては絶対評価ということで、それぞれのランク、先ほど言われました5が一番いいのですが、5から1の中でその段階に何人という決めはございません。あくまでも人材育成ですね。人材育成が主目的であって、その結果においてこのたび上程しています給与条例の改正が可決していただければ、本格運用ということで給与に反映していくということでもあります。

ただ、上限があります。一番上の5の評価、これを20%以内。これはどうしても理論的に全員が5評価を得ることも考えられます、理論的には。そうした場合、予算の関係もございませぬので、上のほうの制限はかけております。ですが、それ以外はかけてありません。以上でございます。

○議 長 3番・広田公夫君。

○広田公夫君 1 市職員の意識向上を（職員の意識改革）

私がなぜこんなことを調べたかといいますと、南魚沼市職員の給与に関する条例、ちょっと古くて悪いのですけれども、平成16年11月1日の条例。今は変わっているかもしれません。すみません、この時点では第3条の2、市長は何々かつ予算の範囲内で職務の級別定数を制定

し、または改定することができる。8のところでは職員の昇給は予算の範囲内で行わなければならない。次に職員の昇給は規則で定める日に同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて行うものとする。5、前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の号級数は同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号級数を、4号級とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。このようになっております。

今どうなっているかはちょっとわかりませんが、そんなに大幅には変わっていないと思います。そういうことを前提として、今のご回答ですかを見ると、一番上の方は20%。下は決めていないよと。先ほどの私の質問で2、1に相当する人は数名しかいません。となると、全員が優良な成績となるのではないかと私は考えるのですけれども、市長いかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 市職員の意識向上を（職員の意識改革）

先ほどの条例、今、このとおりで実はやっています。後段のほうにつきましては、少し私の間違ってもうまくないと思っていますし、そのことにつきましてはまた担当の部課長に答えさせますので、よろしくお願いします。

○議 長 総務課長。

○総務課長 1 市職員の意識向上を（職員の意識改革）

1点訂正をお願いいたします。私、最高位の5が20%と申し上げましたが、失礼しました。4と5でした。申しわけありません。

今まで6年間、この評価制度を実施してまいりまして、繰り返しになりますが、それぞれのランクでの人数は上位は別にしまして決めてはおりません。ですが、そのほとんどといいますかが3、標準といいますか中間の成績と。この間、総務文教委員会で申し上げましたが、2と1はどのくらいだということで、昨年の評価では1はおりませんでした。2のランクで若干名。ほとんどが3に収まっている。ただ、それが各部によって、評価者も違いますので、部ごとの単位で考えているので、そこら辺がちょっと差異が生じるかもしれませんが、そういった状況でございます。以上です。

○議 長 3番・広田公夫君。

○広田公夫君 1 市職員の意識向上を（職員の意識改革）

私も全てを調べて聞いているわけではありませんので、そういうちゃんと評価をするということに市長が努めていただければよろしいかと思います。

次に4番。職員の月例給、期末勤勉の手当引き上げ総額の3,264万円をやめるべきと思うがどう思うか。これは総務文教委員会でも諮られたのですけれども、反対したのは私1人だけでしたので、議員の皆さんの大多数の方がこれを認めているというふうに考えております。でも、私が言いたいのは、給食費を払えない児童をなくするように給食費無料化の原資にするとか、あるいは水道料金、国民健康保険が高いと市民が困っている状況で、職員1人当たり年間4万5,000円の増額は市民感情としては許せないのではないかとというような観点から、再度市長にお考えをお聞きしたいのです。よろしく。

○議 長 市長。

○市 長 1 市職員の意識向上を（職員の意識改革）

そのご質問であります。前段最初の私の答弁の中で、うちの市が国公準拠という形でやっているという話を申し上げました。その中でということでもあります。これらについてはなかなか答えにくい問題で、多分、これは職員にこのことを聞いても、自分のことですからなかなか言いにくいと思います。それに見合った、きちんとした前を向いた行政、その中での仕事ぶりを市民の皆さんから理解いただくということ以外に、私はここでなかなかお答えする言葉が見つかりません。その方向に向かって進んでいくことで頑張ると。そして、市民の皆さんの理解を得ていこうと、そのことに尽きるのではないかというふうに思っていますので、十分な回答かどうかわかりませんが、お聞きをいただきたいと思います。

○議 長 3 番・広田公夫君。

○広田公夫君 1 市職員の意識向上を（職員の意識改革）

今、市長からそのようなご回答をいただきましたので、市の幹部職員の皆さんが市長の意に沿ってやっていただいて、市長が困らないような状況にしていきたいと思います。

2 新潟県で一番高い水道料金の是正を

それでは次に2番目の質問事項ですけれども、新潟県で一番高い水道料金の是正を。これは今までの質問の中に相当数回答がありますので、おおまかに市長から回答いただくとありがたいです。こんな言葉を使ってはいけません、失礼いたします。市長の思いをお聞かせください。

○議 長 これは（1）番から順番にやっていただきたいと思います。

○広田公夫君 すみません。同じことを聞いて申しわけありませんでした。

1、水道料金の高い原因と思われる水利権、償還金、水道の漏水、水道料金の未収金の4点について市民が理解できるようにすべきと思います。これも市民が理解できるように、非常に難しい説明をするのは簡単ですが、簡単に説明するのは本当に難しいですけれども、それについて、質問の要旨については私もう提出してありますので、これは読みませんけれども、その点を踏まえて上でご回答お願いいたします。

○議 長 市長。

○市 長 2 新潟県で一番高い水道料金の是正を

これは登壇します。広田議員の新潟県で一番高い水道料金の是正を、ということでありまして、水道料金の高い原因と思われる4点、水利権、償還金、水道の漏水、水道料金の未収金の4点であります。私のほうからおおまかなつかみの部分を述べさせていただきます。先ほど簡単という、大まかでいいという話であります。ただやはりこれは話をしますとなかなか長くなるのです。なので、水道事業管理者のほうから私の答弁の後に若干補足の説明をしてもらおうと思います。大枠の説明になります。

まず、当市の水道が高料金である要因の多くは、ご指摘のとおりと認識しております。水道事業の現状や課題、財政計画などにつきましては、議会産業建設委員会や水道審議委員会で説

明してまいっております。また、市民の皆様には毎年水道事業の決算内容などを全戸配布でお知らせしているところでもあります。今後も市民に向けての現状や課題、経営改善の施策などをわかりやすい内容でお知らせし、水道事業の経営状況を理解していただけるように努力してまいります。

この中では、これから市長として、私としては前市長もやっていた市政懇談会とか、その名称とか内容は変わるかと思えます。私なりの考え方を持って臨みたいと思っておりますが、そういったところで直接皆様にお会いする中でも、きちんとこの市の課題については皆様に説明をしてみたいというふうにも思っています。

それから、水道料金の減免のこと。このことは、私の公約の大きな部分でありますので、ちょっと述べさせてもらいたいと思えます。水道料金の減免につきましては、現在福祉減免を行っているのです。65歳以上の高齢者のみの世帯で、かつ同時に市県民税の非課税世帯を対象に、先ほどからも話が出てまいりましたけれども、基本料金2,415円を1,155円として1,260円の減免を行っている。ことしの10月の時点でこの世帯が幾つあるかといいますと、764世帯ということになります。

福祉減免の拡充につきましては、高齢者世帯の非課税要件の撤廃や、できれば中学生までの子育て世代への減免を検討していきたい。財源の問題もあることから一定の条件を付しての実施になることは当然予想されておりますが、それらを実施していきたいというふうに思っています。ことし6月現在の使用水量が、先ほどから言われているいわゆる基本料金以下、10立方メートル以下の契約件数は6,782件、こういうふうになっているところでもあります。以上でございます。この後は水道事業管理者から答えさせますので、よろしくお願いいたします。

○議 長 ちょっと2番まで行ってしまいましたので、大変申しわけございません。

○議 長 ちょっと待ってください。

水道事業管理者。

## ○水道事業管理者 2 新潟県で一番高い水道料金の是正を

それでは、広田議員の詳細部分の1点目であります。水源についてということでお答えいたします。今現在、水道事業が有しております水利権であります。日量7万6,000立方メートルというふうであります。平成27年度の実績を申し上げますが、平成27年度の1日当たりの最大取水量につきましては、3万3,820立方メートル、率にしまして44.5%というふうになっております。

一方、1日当たりの平均取水量であります。2万1,742立方メートルで水利権の29%ということになっております。水利権によります水道事業の負担であります。三国川ダムの建設費、あるいは維持管理費の4.9%の負担率ということになっております。ちなみに平成27年度の4.9%の負担金であります。平成27年度決算では2,051万円でありました。それから、使用をしていない水利権の返還ということでもありますけれども、今現在国のほうと話を進めておりますが、水利権の返還は不可能ではないということでもありますけれども、水利権の返還をしても、先ほど申し上げました三国川ダムの維持管理負担金の負担率の4.9%については変更が認

められないということでもありますので、水利権の返還をするメリットが全くないというような状況で、返還はしていません。

それから、水利の転用というようなことではありますが、近隣自治体への配給、それから消雪利用、水力発電施設等について検討を進めているところでございます。

2点目であります。償還金についてということですが、塩沢町を編入しました平成17年度から平成27年度までの利息の償還額につきましては総額で57億9,890万円ということですが、平成17年度の水道の起債の残高であります、210億4,398万円でありましたが、平成27年度末では118億8,699万円となっております。企業債の補償金免除の繰上償還でありますけれども、平成19年度から平成21年度までの3年間について認められたということで、利息が5.0%から8.1%のものについて2.4から2.45%に繰上償還、借りかえを行ってその利息の軽減額であります、15億7,432万円ということになっております。

次に3点目ですが、水道の漏水についてということですが、南魚沼市の有収率であります、平成27年度では率が78.01%ということになっております。これに対しまして、新潟県内20市の平均の数値では85.16%ということになっておりまして、南魚沼市の数字は新潟県20市の平均よりも7%ほど低いというような状況で非常に漏水が多いというような状況になっております。

この漏水の原因であります、水道管の老朽化ということですが、排水管では塩化ビニール管、こういったものが非常に破損をして水道の漏水が多いというような状況になっております。漏水につきましては職員が自前で深夜、漏水調査を行っておりますし、一部交通量が多い路線、あるいは市街地では非常に水道課の職員では難しい部分がございますので、一部は専門業者のほうに委託をして実施しております。

水道の漏水量であります、平成26年度実績ではおよそであります、年間で150万トンというような格好になっております。平成27年度ではこれらが大幅少なくなりまして、平成27年度の実績では119万トンということで減っております、修理あるいは布設がえ、こういったものが進んでいるということでもあります。

最後になりますが、水道料金の未収金についてということですが、水道料金の未収金につきましては、平成26年度末の数字は1億1,552万円です。平成27年度末では1億303万円ということで平成26年、平成27年の比較では、1,248万円の減となっております。収入があるのに払っていただけない未収金の額ということでもありますけれども、収入の有無による未収金の額については水道課では把握をしておりますけれども、未納者につきましては、未納者のところに訪問をしまして本人と面会をするということで、どうしても生活苦等で支払いが難しいという場合については、本人から納付誓約書をいただいて分割の納入ということでお願いをしてくれているところであります。それでもまだ払わないという場合については、やむを得ず給水停止という場合もございます。

料金の収納のということですが、未収金を含めて全て民間業者に委託をしているところであります。昨年8月から民間業者に委託をしているというところであります。本年平

成 28 年の 11 月末現在の未収金の収納額であります、3,267 万円ということになっておりまして、収納率であります、31.7%という数字であります。以上です。

○議 長 3 番・広田公夫君。

○広田公夫君 2 新潟県で一番高い水道料金の是正を

詳しい説明でした。水道料金の未収金についてですけれども、今、水道関係はほとんど外に出されている、こういう言葉でよろしいのでしょうか。その中で市の職員自身が未収金についてどれだけ意識を持っているかということに私はちょっと疑問を感じておるのです。一番難しい業務を外に出して、本来ならば市の職員がそういう問題を的確に把握して、正しく判断した形での回収をします。こういう税務職員に似たような形になるのだと思いますけれども、そういうような形で本来あるべき姿とは違うのではないかと私は思います、市長はいかがでしょう。

○議 長 市長。

○市 長 2 新潟県で一番高い水道料金の是正を

そういうご指摘、もしそれが、そのとおり全部外だということであれば、私は広田議員のおっしゃるとおりだと思うのです。ただ、これは回収とか、料金にかかっている部分で、市のほうではこちらの水道事業のほうをやっている皆さんがそれを把握していないということでは全くない、というふうにご理解をいただきたいと思います。完全に把握をしながら、料金回収とかそういった部分の、お金に触れている部分ですね。その部分については外部委託をしているというような認識でいます。そういう形だと思っています。

○議 長 3 番・広田公夫君。

○広田公夫君 2 新潟県で一番高い水道料金の是正を

今の市長のご回答だと、市の職員が主導して依頼された会社と一緒にやっていると理解してよろしいでしょうか。はい、市長、お願いいたします。

○議 長 市長。

○市 長 これにつきましては、水道事業管理者のほうから答弁させます。

○議 長 水道事業管理者。

○水道事業管理者 2 新潟県で一番高い水道料金の是正を

市の未収金であります、全て市の職員が把握をして、市の職員の指示によって民間業者が収納しているという状況であります。

○議 長 3 番・広田公夫君。

○広田公夫君 2 新潟県で一番高い水道料金の是正を

詳しく説明していただきましたので、次に移りたいと思います。

水道料金の減免についてもすべきと思うがどう考えるか。先ほど市長のほうから何度も説明していただいているのですけれども、私が考える中に高齢所帯や所得の……子育て世帯の基本料金を、10 立方から 5 立方に引き下げをするというような形で市長が、公約と言っているのかちょっとわかりませんが、そういう形で言われております。そのほかに私自身の母親が

ひとり暮らしをしておりましたときを見ますと、5立方から6立方くらいしか使っておりません。ですから、先ほど6,785件あるというふうに回答いただきましたので、この10立方以下のところが6,785件。この点についても市長、もう一步踏み込んだ形で検討していただきたいと思います。市長の回答をお願いいたします。

○議 長 市長。

○市 長 2 新潟県で一番高い水道料金の是正を

私もこの件はずっと選挙期間中に言っておりまして、就任後既に、水道企業の皆さん、その担当者の皆さんと、そういう方向でどうしても取り組んでもらいたいという話をしました。一番の意味は、私は三様の方がいらっしゃると思っております、1つはそういうお年寄りの世帯です。こういった皆さん——福祉減免に当たっていない人もいるかもしれません。そういった皆さんですね。

それから、子育ての皆さん。これはどうしてもどこかで線を引かなければなりませんけれども、できるだけできる限りその対象者を増やしていく努力はしながらやりたい。

もう1つはこの地域、南魚沼市は実は持ち家率が、多分全県下で一番低いです。だったと私は記憶しているのです。要するにアパートが多いということですね。この中で我が、私どものこの市が、ほかから迎え入れよう、または単身赴任者の皆さんもたくさんいたり、大和地域においては学生の皆さんもたくさんアパートに入っています。医療関係者の皆さんも入っておられるところも多い。六日町地域もいろいろな官庁関係の、皆さんもいらっしゃると思います。そういう意味でアパート関係が非常に多い。

この中でできるだけその方々にも、基本料金以下の皆さんはたくさんおられますので、この方々に南魚沼市は住みづらいところだと——本当は全部一律に引き下げたいというのがやまやまですけれども、私は三様の皆さんに特に先に光を当てていくことだろうと思っております、今回そういう答弁をさせていただきたいと思います。この方向に向かって現在数字を出して、実施できるかどうかということは今詰めているという、その緒についたというところでありませぬ。

○議 長 3番・広田公夫君。

○広田公夫君 2 新潟県で一番高い水道料金の是正を

今までの回答の中に私の思いと同じようなところがたくさんありましたので、次の点に移らせていただきます。

3 子どもたちに豊かな未来を

3番目の子どもたちに豊かな未来という表題で大項目をあげさせていただきました。5つあります。そのうちの1点目の総合支援学校の活動を広く市民に知らせる方法についてどのように取り組むのか。実は私、さわらびの演奏会、市民ホールでのあのコンサートを含めた、ちょっと会合の名前を——フェスティバルですかに参加をし、そのとき市長も来られていたのですが、非常に総合支援学校の皆さんが音楽活動その他についてたくさんやられていることを、申しわけありませんけれども、2年間かけてきて1回も見えていませんでした。もう非常に

感激しました。

そのときに細川佳代子さんですか、元総理大臣夫人が教育長のことを評して、日本一の教育長、確かにこれだけのことを、ましてや着物ショーまでやると。それも児童と一緒にやるというすごいアイデアをやられていると。これは教育長だけではなくて、市長をはじめ取り組まれた皆さんの成果だと思います。

ですけれども、その上にまた私自身が、図書館でのカフェを介護施設でもできないのか。いろいろ問題もあります。問題はありますけれども、そういうことをどう考えているのか。演奏会を小学校・中学校の全校で年1回、それは人数もまた問題ありかもしれませんが、そういう方向で取り組まれたらいかがかと、あとは活動資金の寄附の仕組みをつくり移動時のサポートボランティアの募集等をして、そういう活動が円滑にかつ安全に進めるように、教育長というか市長がどのようにお考えになっているのかお聞かせ願います。

○議 長 市長。

○市 長 3 子どもたちに豊かな未来を

広田議員の3番目の質問。子どもたちに豊かな未来をとということであります。私も支援学校の皆さんのあの活躍ぶりに非常に感激いたしましたし、高い評価を得ているということ、前からも聞いていましたけれども、就任後本当に自分で実感しています。力強い共生社会に向かって、やはりやっつけようという本当にそういう思いでいます。

ただ、ご質問の内容は教育部門のところがたくさんありますので、これよりは教育長に答弁させます。また、もし私がしゃべりたくなりましたら、最後につけ加えることもあるかもしれません。どうぞよろしく願います。

○議 長 教育長。

○教 育 長 3 子どもたちに豊かな未来を

それでは子どもたちに豊かな未来を。まさに我が南魚沼市の教育委員会が目指す課題であります。まず、1点目の質問についてのみお答えします。

総合支援学校の活動を広く市民に知らせる方法について取り組んだらどうかということあります。このことについては既に取り組んでいる内容についてご説明しながら、次の細かい質問についてお答えしたいと思っています。

総合支援学校はバスを仕立てて市内全域をキャンパスとしておりまして、年間300回を超える市内における活動をしております。それで、市民に広く知らせる方法としてまず1点目がありますが、学校日より、スクールニュース100部を毎回、毎月1回から2回発行して、近隣区へ回覧し配布しております。

2点目です。ホームページを平成28年2月に開設しました。週1から2回の更新を行い、現在のアクセス数は2万5,000となっております。

3点目です。校外学習やMSGフェスタなどのイベントを開催しております。先ほど広田議員の言われたさわり、それから市民会館での活動などあります。そういう学校でありますから、今年度、新聞やテレビ等に数回取り上げられております。4月1日から12月13日まで

新聞では 34 回の掲載。テレビでは 1 回の放映であります、その活動を取り上げていただいております。

そして、先ほども言われましたように、12 月 3 日、市民会館で総合支援学校の文化祭MSG フェスタを行いました。これがほかの学校と違うのは、市各団体、福祉団体を含め事業所などが協賛、協力をさせていただいて、来場者人数が延べ 1,300 人でした。先ほども言われたのですが、市長から突然駆けつけていただいて、ともに感動し、ステージの最後までいていただきました。なお、「勇気の翼」の代表、細川佳代子さん、去年来られて南魚沼市を気に入っていただいて、今回も駆けつけていただきました。

それでは、ここから広田議員の詳細の質問についてお答えしますが、図書館で行っているカフェについて介護施設等であるということですが、既に 12 月 8 日、高齢者向け住宅、「悠々の杜 石打」において開催しておりますし、7 月 16 日にはほくほく線を活用してカフェレストランという企画もやっております。

それから、演奏会を小学校・中学校全校へ出向いてという話がありますが、この件に関してはちょっと日程調整等が難しいことがあります。ということで、総合支援学校の主催する今回のMSG フェスタ、文化祭等にお声がけをして参加できる学校は来てもらい、一緒に交流するという方向でまいりたいというふうに思っております。

それから、最後に活動資金の寄附の仕組みづくりと移動時のサポートボランティアの募集についてです。まず、活動資金については、学校後援会の設立準備を進めております。申込書を各所に配り、設立準備委員長から学校後援会設立について 12 月 3 日おいても説明させていただきました。現在、会員を募集中で 3 月 10 日に設立総会を開催する予定でございます。それから移動時のサポートボランティアの募集について、現在は学校の体制で対応できておりますが、今後児童・生徒の状況が増えてまいりますもので、地域の方にご協力をお願いする体制を真剣に検討してまいりたいというふうに思っております。以上です。

○議 長 総時間残り 10 分を過ぎておりますので、よろしく願いいたします。

3 番・広田公夫君。

○広田公夫君 3 子どもたちに豊かな未来を

教育長から詳しい説明をいただきありがとうございました。最後の移動時のサポート、これについてですけれども、私、実はヘルパーとしてそういう講習会を受けていまして、研修を終了したというレベルでそれができるといってはいませんが、たくさんの行動援護だとか、あるいは精神障がい者の何とかとか、いろいろそういう資格があります。しかし、この資格はなかなか講習会が少なく、活動されている中で困っている方が多いような資格なのですけれども、私は実際その研修を 3 日間ずつくらい受けたのですけれども、非常に大変だと。これは相当訓練を受けないと大変なので、そういう意味でサポートボランティアをどんなふうに応用するかをまた考えていただくとありがたいと思います。

次に 2 点目、3 点目、4 点目は同じようなことを聞いておりますので、タブレット教育について。私自身はタブレット教育を教育課長とか教育部長にお聞きしまして、非常に進んでいる

ことだと思えます。よくやられていると思えます。ただ、資料を見せていただいたら、定性的な言葉が多すぎたので、ちょっとその辺を定量的にどのように進んでいるかご回答いただきたいと思えます。市長よろしくお願ひします。

○議 長 市長。

○市 長 3 子どもたちに豊かな未来を

この点につきましても教育長から答弁をさせます。

○議 長 教育長。

○教 育 長 3 子どもたちに豊かな未来を

小中学校のタブレット教育についての取り組みをお答えします。南魚沼市はタブレットを早くから導入、活用して県内外から注目を浴びてはおりますが、まだまだ課題はあります。引き続き計画的な環境整備が急務と考えておりますもので、今後も取り組んでまいりたいと思っておりますが、その取り組みの主な趣旨としては、教育活動の幅を広げることとさせていただきます。

今、2020年から文部科学省が教育指導要領の改訂ということで教育の考え方を考えております。今までの教師主導の考え方から、学ぶ生徒の授業へということで進んでおります。それは学ぶ者の頭の中の活性化を図るような教育のやり方に向かっております。まさにそういう面でこのタブレットは、ツールとして文部科学省が目指すアクティブラーニングという方向への変更に向けて、有効であるというふうに考えております。

それで、質問の中に学力、学習意欲の向上にはどうかという質問がありました。タブレットを使ったから効果が出ているとは一概には言えませんが、タブレットを使って児童・生徒がみずからさまざまな情報を仕入れたり、ソフトを率先して使ったりする姿から、学習意欲の向上に大きく貢献し、少なからず学力向上の一因になっているのではないかと手ごたえを持っております。

もう1点、広田議員からは、自宅での学習対応の環境整備にこのタブレットを活用したらどうかという提案があります。提案としては教育効果は大であります。多分に生徒と教師の間、それから評価についても的確に上がるものとは思っておりますが、家庭、家庭の中でそれを用意できないという格差と、市が各家庭まで触れてそういう投資ができるかどうかということが、かなり負担的に問題でありますから、今のところはこの件についてはかなり難しい状況ではないかと。その状況に似たような形の対策を、今後学校とともに考えてまいりたいというふうに思っております。以上です。

○議 長 3番・広田公夫君。

○広田公夫君 3 子どもたちに豊かな未来を

ちょっと4番目の教師、ICT指導者、児童へのサポート要員を育成して授業時間の拡大に対応してどうかということに対して回答をいただきたいと思えます。

○議 長 市長。

○市 長 3 子どもたちに豊かな未来を

この件につきましても教育長から答弁申し上げます。

○議 長 教育長。

○教 育 長 3 子どもたちに豊かな未来を

市長がかわってもまた同じような失敗をしてしまいました。市長から言われましたもので、私のほうで答弁させていただきます。

I C T支援員の導入により、I C Tを活用した授業に大変大きな効果が出たものと考えております。南魚沼市がI T C支援員を導入してここまでできました。ご指摘いただいたように、さらにサポート要員の育成についても検討していくべきということは考えております。しかし、統制のとれる質の高いサポート要員を、長期にわたり確保し続けることは、かなり難しい状況であるということ認識しております。今後、学校現場等を含めて、また財政部局とともに十分今後検討してまいりたいというふうに思っております。以上です。

○議 長 3番・広田公夫君。

○広田公夫君 3 子どもたちに豊かな未来を

今、ご回答の中に「難しい」という言葉が出ましたけれども、確かに難しいです。でもせっかくこれだけI C T支援要員の方が拡大して、もっと進めるために難しいことではありますけれども、ちょっとその関係部署が相談し合って、どういうふうにできるのかというような形で検討していただきたいと思うのですが、市長いかがでしょうか。

○議 長 市長。簡潔にお願いいたします。

○市 長 3 子どもたちに豊かな未来を

そのような方向でまた教育の皆さんと一緒に頑張ってまいりたいと思っています。

○議 長 3番・広田公夫君。

○広田公夫君 3 子どもたちに豊かな未来を

5番の自宅での学習対応。私は何を言いたいかというと、こういうような教育については、すごく興味を持った子とか、優れた子とは突然というか多くを期待しているのですが、せっかくうまく伸びているところを——確かに自宅にもものがある、ないとかいろいろ格差はあると思いますが——その中でもどうやってそういう伸びた子たちを育てていくか。今、市ではI Tパークとか言われていますよね。私が思うに、私もそういう業界にいましたけれども、今は私がいた時代の40年前の時代と変わらしまして、I T企業では本当に優秀な方しか採用しません。あとは製造部隊は全部海外に出している企業が、大企業ではほとんどです。私が所属した企業でもインドとか中国とかそこに出して、そこで製造部門をやっております。

そういう意味でそういう仕事をやるに当たっては、小学生のころからそういうことに抜きんでた人が教育を受けて、ちょっとこれが差別と言われるかもしれませんが、逆差別ですよ。できる人を何でそんなに手厚くやらなければいけないか。ただし、私どもの南魚沼市ではこの総合学園、ここにすごい力を入れているのです。何て言ったらいいか、そういう方たちもちゃんと力を入れています。伸びるべく伸びる子をより伸びるというような教育も、力を入れていると。そしてまた全般的にも力を入れていると。

非常に難しい言葉で言って申しわけありませんけれども、そういうふうなところを私はやら

れたほうがこれからの南魚沼市の未来のために、子どもたちのために。そして、子供たちは市長が言われていましたけれども、500人のうち100人しか残らない。外へ行く人たちについてもそれだけの技術、力があれば外に行ってできます。外へ行ってできた力を、ITパークに帰ってきて仕事をする。このような循環型の教育ができれば私はよいと思いますが、市長の考えをお聞かせ願います。

○議 長 1時間過ぎておりますので、簡潔にお願いします。

市長。

○市 長 3 子どもたちに豊かな未来を

議員はもうご存じのことだと思いますけれども、昔の形と教育委員会のあり方が変わって、市長が教育長を任命し、という形になっている。その市長と、市長部局とまた教育とか一緒になってこういうことをやっていこうということでもあります。その中において私は、教育、総合教育会議が1月だったでしょうか……（「1月です」と叫ぶ者あり）1月にもう開かれるのです。そこで初めて私も出てまいります、そういったところでも、いろいろな思いを皆さんと共有しながら、一緒に今言われたことも重々わかるつもりでありますので、進んでまいりたいというふうに考えております。

○議 長 3番・広田公夫君。

○広田公夫君 3 子どもたちに豊かな未来を

初めての質問でいろいろ細かいところまでご回答いただき、よかったです。ただ、これからこういうような定量的にものごとを答えるというような形でしていただくと、市民の皆さんもわかりやすいと思います。定性的な言葉ではなくて、定量的に数字をあらわしてグラフにするとか、そういうような形で市民がわかる。もう、本当に情報公開で市報が出ています。

私が一番感じ入ったのは、議会事務局が出されている議会報、申しわけありませんけれども、今まであまり読んでいませんでした。もう議事録だけオンリーで読んでいました。今改めて感じるのですけれども、その議会報とかああいうちゃんとインデックスがついて、内容があって、それで議事録のところと。前回議会検索システム等を検討されて、今、保留になっていると思いますけれども、ぜひともそういうのも利用してできるような形でやっていただきたいと思います。以上で広田の質問を終わります。

○議 長 質問順位6番、議席番号21番・阿部俊夫君。

○阿部俊夫君 それでは、通告に従いまして一般質問いたしますけれども、林新市長、大変ご苦労さんです。この間からいろいろ聞いていまして、そつなくやっておられるなというふうに評価をしております。

### 1 水道料金値下げによる水道事業運営について

そういったことで、きょうは初めての市長のいろいろな基本的な考えを伺いたいということで通告をいたしました。水道事業のことについては続けて3人、私で4人目ということになるわけです。そしてまた水道事業管理者からも、非常に微に入り、細に入りの質問をいただきましたので、本当は取り下げればいいのですけれども、一応通告してありますので、水道事業の

ことも少しダブるかもわかりません。前任者の井口市長にも同じようなことで、昨年の12月の議会に一般質問を水道事業のことについて行いました。

それぞれ指摘がありましたけれども、水道料金が高いと。これは他の自治体と比較をしてもと先ほどからも話がありました。これはいつももう言われていることですが、やはり建設当初の非常に高い投資。それによって昭和44年に大水害に起因をした三国川の洪水、調整ダムと。その三国川のダムに水道事業の水源を求めてきたと。そして当時は本当に昭和45年、水害の次の年には、高速道路の基本計画が決定いたしました。昭和47年には上越新幹線の工事が始まった。先ほどからも話がありましたけれども、右肩上がりのかく人口は増える、観光客も増える、高速時代が来る。そういったことで過大の投資ということが今日に至っている。これは去年もそういう話をいたしました。

企業債の償還で非常に苦しんできているのが、やはり水道事業のアキレス腱になっております。見通しの甘さを今さら悔やんでもどうすることもできませんけれども。決算で企業債の元利償還金と利息を合わせると、給水収益を、平成25年度はあれですけども、平成26年、平成27年と償還金と元利を合わせると上回っている。事業収益は確かに単年度の純利益を出しておりますが、これは一般会計からの高料金対策、あるいは水源開発、広域化対策等の目いっばいの繰入金を入れての数字であります。

この3か年の決算を見ても、平成25年度は3億7,580万円も繰り入れられている。平成26年度も2億3,533万円。それから、この間、9月決算で平成27年度の決算を行いましたけれども、これも2億2,000万円以上の繰り入れが行われております。もちろん、これはルールにのっとった繰り入れですが、企業債のそれより、企業長からも説明ありましたけれども、これは返還、償還が進んできているので、繰入額は年々これからは減少してくる。ことしの予算でもルール分繰り入れは20%減だ。こういったことで春の3月の予算では、そういうふうな報告を受けております。

平準化債、これは20年償還ということだそうですね、これに頼りながらの予算編成を余儀なくされております。私は給水原価のこの指標値の基準は知りませんが、給水原価は高料金対策繰入基準の要件になっていることだと思いますが、そのこともちょっと確認をさせてください。

市長が言われる基本料金の1,000円値下げ、これは公約で話をしましたが、ただこれも先ほどの前者3人の説明の中でいろいろ各担当課と相談をして、こういうことだそうですねですけども。仮にこれをそれこそ子育て世帯だとか、単身世帯、そういった件数等もどれくらいになるのかということを知りたいと思ったんですけども、これは先ほどいろいろ話が出ましたのであれですが、答弁の中にあつたらしていただきたいと、こう思います。そういったことが給水収益にこれで下げた場合にどれくらいの影響が出てくるのか、そういったことも試算をしてあるようであつたら教えていただきたい。

それから、仮に1,000円値下げということをやった場合に、いろいろな数字が出てくると思うんですけども、総務省が高料金対策の対象外になるというようなことはないのか。1,000

円値下げによるいろいろ収益計算をした場合に。そのことも教えていただきたい。それから、高料金対策の動向によって、今年度予算も予算編成で頼りとするのは平準化債。これをやはり頼りとした予算編成を組んでおりましたけれども、これの平準化債への影響というのはどういふふうになるのか、それも教えていただきたい。

それから、先ほど話もありましたし、通告文の冒頭にも書きましたけれども、厚生労働省が心配する老朽管の問題も、昨年12月に質問いたしました。耐用年数はおおむね、大体全国40年ということで、全国的には今がピークということですから、昨年以前市長の答弁では、南魚沼の浄水場の建設工事は平成元年ですから、全国よりも15年くらいは遅くなる。南魚沼の場合には大体そういう心配はないから、2050年ころに更新のピークがくるというような答弁をいただいております。漏水量は142万トン。そして、水道料に換算すると4,000万円、そういった数字も出していただいております。

昨年水道事業運営についての中で、市の場合にはまだ管路の更新はそういう需要は低いというような認識でしたけれども、配水量が増えているにもかかわらず有収水量が減っている。こういうことは地下の、我々の見えないところで、老朽化が深刻に進んでいるのではないかと。こういうふうには普通は考えるわけですが、特にまた六日町地域は、地盤沈下の深刻な地区でもあります。そういったことで老朽管に対する認識についても伺いをいたします。

## 2 土地開発公社より取得の財産の運用について

それから、2番目。土地開発公社より取得の財産の運用についてということで通告いたしました。第125号議案が総務文教委員会にこの間、付託をされました。これが今議会、可決をされますと公社所有の財産は全て処分される。市の所有とこういうことになります。法律で規制を受ける自治体にかわって、利用目的を持った土地を公社が先行取得をする。そして自治体が簿価で買って、その利用目的のこをを行う。こういう手法で国が1970年代、南魚沼郡の場合には公社は4町で昭和47年でしたかね、昭和47年12月に設立をされました。当時はそれこそさっきの話のように、右肩上がりの時代で企業誘致等で公社の果たした役割は、相当大きなものでした。しかしながら、時代の推移とともに、本来は自治体が利用目的を持って公社に先行取得をさせたはずですが、その役割を果たせず塩漬けとなって非常に困った自治体が全国に相当ありました。

5年前にこの公社のことで質問したことがありましたが、当時、奈良市のことをここで話した覚えがあると思うのですけれども、簿価が214億2,200万円。実際の実勢価格が幾らか。26億円、とんでもない数字で奈良市でも取得の当時の状況。今の東京都ではありませんけれども、そういったことが取得の責任ということで、大分問題になったことがありました。

全国のいろいろな事例を見ても、公社の果たした役割は大きいものもたくさんありましたけれども、今は役目は終わったと、こういう気がいたします。他の自治体と比較をすると我が市の公社所有の財産は少なかったとは思いますが、しかし、これを早めに市の一般財産として全て取得をした。これはやはり簿価等を考えると賢明な判断だったと、こういうふうには評価いたします。

しかし、この公社からの所有の用地も、市民の大事な財産でありますから、これをいかにその運用をするかと。これはまた市の大きな責任でもあります。今、一番の問題になっているのは、地方の人口が減る。人口減少が一番の問題です。国を挙げて地方創生、人口減少対策をうたっているわけですが、我が市も合併前の平成9年、3町の人口は6万5,700人でした。現在は5万7,000人台。予想をはるかに上回る勢いで人口は減っております。人口減少の最大原因は、東京へみんな行ってしまふ。それもしか10代、20代、30代そういう若い人たちが、みんな東京へ集中している。少子高齢化で医療でも福祉でも年金でも、あらゆる分野で支える世代より支えられる世代が大きくなってきた。非常に厳しい時代を迎えたわけですが、高齢化がますます進む中で市長が言う、まずは雇用の場の確保、産業振興。とにかく若い人たちが帰ってくるような環境づくり、これは大切だと思うわけですが、この取得財産で相当そういったことをやはりやるべきだと思いますけれども、その運用についての市長の考えをお伺いしておきたい。壇上からは以上ですが、よろしくお願ひします。

○議 長 阿部俊夫君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 阿部議員のご質問にお答えしたいと思います。

#### 1 水道料金値下げによる水道事業運営について

まず1点目。水道料金値下げによる水道事業運営について。非常に難しいテーマであります。どうしてもこれに取り組みたいと思うところでありまして、全部私が答えきれないかもしれませんが、できればその後に、そのところは水道事業管理者のほうから補足をしてもらいますのでよろしくお願ひします。

先ほどから、午前中から3名の皆様からこの件についてご質問をいただきました。阿部議員のご指摘のとおりであります。全国の中小水道事業者は、経営の悪化がやはり懸念されていまして、当市につきましても状況は同じであるという認識であります。しかし、水道料金が県下1位の高料金であるという指摘、そのとおりでありまして、一般会計からの繰り入れを財源として高齢者世帯や子育て世帯を対象とした料金の値下げ、減免を検討開始しているところであります。現行の福祉減免対象、高齢者のみの世帯で、かつ非課税世帯。先ほどから何回かお話をしているとおり、こういう世帯は10月現在で746世帯であります。これから以下、各要件での減免について試算額を申し上げたいと思います。試算額であります。

1点目、現行福祉減免制度の非課税要件を撤廃した場合の高齢者のみ世帯。こういうふう置き換えた場合は、約3,600世帯となりまして、基本料金を一律1,000円減免した場合の減収額は、およそ4,300万円というふうに見込んでいます。

2つ目、子育て世帯、これは定義として例えば中学生以下の子供がいる世帯を想定しておりますが、その世帯数は約4,500世帯。全て一律に基本料金を1,000円減免した場合の減収額は、およそ5,400万円というふうに見込んでおります。

3点目であります。単身世帯、これは5,255世帯、全て一律に基本料金を1,000円値下げした場合の減収額は、およそ6,300万円というふうに見込んでおります。このうちで65歳以上を

除く単身世帯というのが2,857世帯でありまして、これを一律基本料金を1,000円値下げした場合の減収額は、およそ3,500万円というふうに見込んでおります。また、先ほどご指摘にありました料金値下げを実施した場合の高料金対策繰入金、これについては算定上の影響はないというふうに伺っております。これらまた不足のところにつきましては、こののち水道事業管理者から補足をさせます。

## 2 土地開発公社より取得の財産の運用について

2つ目のご質問。土地開発公社により取得の財産の運用についてというご質問でございます。今12月定例会に上程をしております、長森総合野外運動広場用地、これにつきましては、公社からの買い戻しの同意議決を経た上で、平成24年度から土地賃貸借契約を結んでおります、地元企業への売却交渉を進めていきたいというふうに考えております。相手があることですので時期的なことは申し上げられませんが、できるだけ早い時期に、具体的なお話し合いができるように進めてまいりたいと考えているところであります。

当市が土地開発公社から平成26年度に取得した水無原公共用地につきましては、例の大和スマートインターの近くであります。この好条件を有効に活用すべく、企業立地推進員の方へ情報提供を行っております、企業誘致等を含めた検討をしております。

同じく平成22年度に取得をしました野世ヶ原公共用地、これにつきましては宅地化としての条件はあまりよくない。私も議員になりたてのところ、何度か行かせてもらいまして状況をわかっているつもりであります。宅地化としての条件はよくありませんが、その地理的条件、また自然環境を生かした事業等の誘致ができないかどうか、各分野に情報提供をしているところであります。継続をしてまいります。

なお、ほかにも2件の市有地、下薬師堂ですね、城内の下薬師堂。それから、六日町地域の旧阿部産業隣接地これらがあります。これらにつきましては、企業立地推進員に情報提供しているというところでございます。

また、ほかに普通財産として保有する土地につきましては、用地測量が完了しているなど、売却の条件が整ったものは、市報、南魚沼市報またウェブサイトによる公募等で売却を進めているところであります。今年度は省エネルギー実験を行った、旧上町エコ住宅、旧上町エコ住宅について10月に公募を行いまして、売却の予定というふうになっているところであります。今後普通財産の処分等につきましては、個々の物件について売却が可能なのか、また継続保有するかを整理した上で進めてまいりたいというふうに考えております。処分後の有効活用が図られるように、利用計画の提出を求めるなど売却先などの決定については、適切な判断をしてまいりたい、そういう姿勢で臨みたいと思っております。以上でございます。

○議 長 水道事業管理者。

### ○水道事業管理者 1 水道料金値下げによる水道事業運営について

それでは、1点目の水道事業について3点ほど補足をさせていただきます。まず1点目ですが、ルール分の高料金分につきましてはの要件であります、これにつきましては給水原価と資本費という2つになっております。そのうち給水原価につきましては、総務省のほうで

もって毎年数値の変更がございますので、場合によってはこの給水原価の要件が外れるということも想定をされるということでもあります。

2点目でございますが、料金値下げによります資本費平準化債への影響というようにお話でしたが、平準化債につきましては、減価償却費と起債の元金の償還額の差でありますので、料金を値下げすることによって平準化債の額に変更があるということはありません。

それから、老朽化の更新の状況、需要ということで、漏水が進んでいるのではないかとということですが、これにつきましては先ほど申し上げましたけれども、平成26年と平成27年の実績を申し上げますと、総配水量とそれから有効水量、無効水量というのがあります。有効水量というのは、基本的には料金に結びついている水量であります。それから無効水量というのが、全てではありませんが、9割以上が漏水によるものというふうに判断をしております。平成26年度ではこの無効水量が150万トン——1年間でございますが150万トンという数字であります。平成27年度の実績を見ますと、119万トンということで、減っておりますので、少なくとも漏水の修繕あるいは布設がえ、そうしたもので減っているものというふうに認識をしております。以上です。

○議 長 21番・阿部俊夫君。

#### ○阿部俊夫君 1 水道料金値下げによる水道事業運営について

ありがとうございました。給水原価、これは高料金対策やそれから平準化債に影響がないようにやはりやっていただかないと、それぞれ担当課でいろいろ研究をしてするはずですけども、この点はぜひ、そういうふうにしていただきたい、こう思います。

先ほど前者それぞれ3人の方の答弁でいろいろ聞いておりますのでこれは結構ですが、それから、給水人口も相当減っておりますので、この点も非常に深刻だと思っておりますが、市長が言うように人口が増えるようにしないと、これも決算の給水人口を見ると平成24年から平成25年、567人減っている。平成25年から平成26年は508人、平成26年から平成27年は600人以上も減っている。非常にやはり給水人口の減少というのは深刻だと思っておりますので、これが料金に影響を及ぼすと思っております。その点も給水人口が増えるように、ぜひ市長から頑張ってください。お願いします。

それから、土地開発公社のことですけれども、平成22年に野世ヶ原公共用地、それから六日町郵便局跡地、これを約5億2,400万円で市の財産に入りました。もとの原価は3億6,300万円。1億6,000万円以上のやはり利息、諸経費、簿価こういうふうになったわけです。それから、平成26年にも下薬師堂、水無原、それから平成27年には天王町の公共用地、それぞれ1億6,553万円、5億2,060万円、こういった額で買い戻しをしております。平成5年に野外総合スポーツ施設として長森運動公園は公社で買ったわけですけども、情勢の変化。これは野球場を中心としたスポーツ施設をつくるということだったのですが、これは情勢の変化で、八海醸造さんが本当にこれを買っていただいて、半分も買っていただいて、また借りていただいているということは、本当にありがたいことです。

この土地開発公社の用地は、もう簿価とかそういったことにこだわると、とてもではないけ

れども、この公共用地は処分などできないと思うのです。市民の大事な財産ですから、高く売るに越したことはありませんけれども、これを処分することによっていろいろな企業が来たり、固定資産税が入ったり、あるいはそこに雇用の場ができたりすれば、それは十分将来展望が立てると思いますので、そのところ簿価にこだわったことではない、そういったことはあまりよくないことかもわかりませんが、将来をにらめば、そのほうがいいのではないかなと思うこともあるわけですが、その認識を伺わせていただきたい。

○議 長 阿部俊夫君の再質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 1 水道料金値下げによる水道事業運営について

私も議員のときに阿部さんと一緒に、この土地開発公社の会議に出させてもらいまして、いろいろ細かく、それこそご指導もいただいた中でやってまいりました。今、阿部議員がおっしゃっているとおりだと私も思っていて、そういう判断をしながらやっていきたいというふうに考えているところであります。

○議 長 本日の会議時間は質問順位7番までとしたいので、あらかじめ延長いたします。

○議 長 ここで休憩といたします。再開は4時35分といたします。

[午後16時18分]

○議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

[午後16時35分]

○議 長 なお、佐藤剛君より資料配付を求められておりますので、お手元に配付をしてありますのでお願いいたします。

○議 長 質問順位7番、議席番号6番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 では、発言を許されましたので早速通告に従いまして、今回は大項目1点の質問であります。

### 林市政が進める行政姿勢の変革と若者雇用

林市政が進める行政姿勢の変革と若者雇用であります。若者の地方から大都会への流出は、今に始まったことではないわけではありますが、さらに産業、経済循環、人口の大都市圏一極集中が進みまして、地方からの若者の流出に歯止めがかからないのが現状であるというふうに思っております。しかし、発展的な将来像を描くためには、若者が住み、生活する地域であることが当然望まれることであり、そこで国も地方創生を進めまして、各自治体は総合戦略を策定しながら、人の流れと経済循環を地方に取り戻そうと、生き残りをかけて知恵を出して取り組んでいるところであるというふうに認識をしております。

議会初日の所信表明では、南魚沼市の基盤づくりを進めた井口市政の後を受けて、「若者が帰ってこられる、住み続けるふるさと・南魚沼」を基本にしました持続するための市政運営に、若き市長の意欲が感じられました。その林市政の主導に当たりまして所信表明の中で私が特に期待する2点についてお伺いをしたいというふうに思います。ただし、就任間もない最初の議

会でありますので、市長の就任に当たって、基本的なこと、基本の基の部分質問いたしまして、細部については聞くつもりはありませんので、新市長の思い、市長の思い、そして決意を聞かせていただきたいというふうに思います。

1点目であります。市長の考える職員の意識改革と行政姿勢の変革とはについてであります。合併から12年を経まして、合併特例の終了に加えて人口減少、高齢化が進む中で、財政運営については、私はある種首長の覚悟というものが必要だというふうに思います。その1つとして所信表明にあります、新たな時代にふさわしい職員に、意識改革と行政姿勢の変革については大きな期待を寄せるところであります、どのような改革、変革を考えているのか、まずお伺いをしたいというふうに思います。

次に議長の許可を得ましてお配りした資料をちょっとご覧いただきたいと思いますが、表面の下の方の表であります、これはちょっと説明不足でありましたが、全国の地方公共団体にアンケート調査をした資料でありまして、出典はそこに書いてあるとおりであります。それにありますように人口流出の一番の要因は、良質の雇用機会が不足しているというふうに答えた自治体が約9割になっておりますので、その雇用の部分についてを中心に、若者が帰ってこられる南魚沼市のその雇用について、まず2点目としてお伺いいたします。その中の第1番目としまして、井口市長が進めた若者の雇用確保のための事業の継続と進展の方策といえますかについてであります。

所信表明で示されました井口市政の基本姿勢、若者が帰ってこられる、住み続けるふるさと南魚沼を目指して、さまざまな幅広い取り組みを進めるとあります。そのために高校生が地元就職に興味を持つ仕組みと、大学卒業者等がふるさとに帰って就職できるための情報提供と仕組みづくりを進めたいともしているわけであります。しかし、このような地元企業の認知不足の問題もありますが、若者がふるさとに帰らない、帰れないのは若者の希望に合う仕事がないために、大学進学で大都会に出た若者が、卒業後ふるさとに帰りたくても帰れないという若者が多いのだというふうに思います。それだけ地方には働く場が少ない。また、仕事があっても求職希望と求人とのミスマッチが生じているというところだというふうに思います。

このことは当然把握しているわけでありまして、井口市政においても現状の若者の雇用のミスマッチということで、特に若者の就労機会に期待を込めましてメディカルタウン構想、そしてまた南魚沼版C C R C、グローバルI Tパーク構想に着手をし、進めてきたわけですが、それらの構想もそれによる成果も、まだ道半ばというところだというふうに思います。これらの事業の継続と今後の進展の方向を、まずお聞きをしたいというふうに思います。

2点目でありますけれども、総務省の「お試しサテライトオフィス」の採択のチャンスをどう取り組むかということでもあります。一般質問で取り組みを提言いたしましたサテライトオフィス誘致について、これも先ほどの資料を見ていただくとありますように、総務省のお試しサテライトオフィスの全国の10の採択団体に選ばれました。ここで現実性を帯びてきたというふうに感じております。採択されたポイントはそこに書いてありますが、グローバルI Tパークとの連携、そしてまた国際大学との連携というふうに書いてありますけれども、私もまあそう

いうことだというふうに思います。

今、サテライトオフィスも競争激化の時代でありまして、私ら会派も行って研修をしてきました、徳島県の神山町やほかの先進地の横展開では必ずしもうまくいくとは限らないようでありまして、失敗例も多いようであります。しかし、今の時代では、やり方、進め方によってはやはり大きな可能性もありますし、雇用のミスマッチという中ではこれを好機として捉えて、このお試しの1年間でこの地でのサテライトオフィスの優位性を、この機会に示さなければならぬと思います。どう取り組むかお伺いをいたします。

次に、今言ったこれらの動きを最大限に活用して、林市政独自の若者雇用対策として産業雇用につなげる考えはあるかということであります。井口前市長が進めてきました先ほどの3事業も、このサテライトオフィスも、若者の関心が高いICT関連の産業雇用に結びつく可能性が大きいと思いますが、南魚沼市の情勢はそういう先ほど言いましたように良質な雇用機会、また産業をつくり出す好機を迎えていると私は思います。しかし、それを成功させるにはほかの資源も利活用しながら、それぞれ相乗効果を生むような連携の仕方をとることが私は大切であるというふうに思いますので、地方に人の流れと雇用を生む——私はその資料の中に南魚沼モデルというふうにしりましたけれども、ほんの私案ですけれども——そういうような形をつくりながら進めていったらどうかというふうな思いでありますのでお伺いをしたいというふうに思います。以上で壇上にての質問を終わります。答弁によっては再質問をさせていただきます。

○議 長 佐藤剛君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 佐藤議員のご質問にお答え申し上げます。

#### 林市政が進める行政姿勢の変革と若者雇用

林市政が進める行政姿勢の変革と若者雇用。まず、1点目の目指す職員の意識改革と行政姿勢の変革というご質問であります。所信表明でも申し上げましたとおり、人口減少、高齢化の問題は、我が南魚沼市が喫緊に対応すべき最も重要な問題だと考えています。南魚沼市が生き残っていくためには、若者が帰ってこられる環境、移住・定住の場所として選んでいただけるような環境を整備していかなければならないと思います。そのためにどのような意識改革が必要かにつきましては、本日午前中の勝又議員の答弁でも申し上げましたが、職員一人一人が南魚沼市という地域を経営する会社、その社員であるという意識を持つことが重要だと思っています。

民間では当然であります。コスト意識、スピード意識、サービス意識などとともに、いかにお客様に商品を選んでいただけるかという商品開発能力も重要な要素であります。これもきょういろいろなところでお答えしている内容であります。社長に当たる市長である私自身が、トップセールスマンという自覚を持って、先頭に立って行動いたしますが、そういう覚悟であります。社員である職員みずからが、南魚沼市という会社を発展させていくために、今、何をすべきなのかを積極的に考えていくような意識改革を進めてまいります。職員の意識改革が進

むことによって、おのずと行政姿勢の変革にもつながるものというふうに考えているところであり、おおまかな答弁で申しわけありませんが、そのように考えているところでもあります。

2番目の井口市政が進めた若者の雇用確保のための事業の継続と進展の方策というご質問でもあります。

市内の中学校を卒業した高校3年生、17歳から18歳に当たる皆さんの数は、500人程度で推移しています。選挙期間中、あらゆるところでこの話を、例を出させていただきました。この500人が高校卒業後に市外へ流出する割合は85%。若干ずつ変わってくるかもしれませんが425人程度ということでもあります。そのうち市外の学校を終えてこちらに帰ってくるUターン就職する方の数は6%。ここで言いますと25名程度というふうに思われます。また、22歳前後の年齢で市内に在住している南魚沼市生まれの方の数は、高校卒業後すぐに就職した方と合わせて100人程度と推測されるということでもあります。

流出する85%の方に対して、これまでニーズ調査などは行っておりませんでした。しかし、若者の雇用のミスマッチを解消するためにも需要の調査などは重要であります。若い人たちがどのような職場や賃金などを希望しているのか、この点につきましても調査をし、地元企業、関係機関などにも協力をいただきながら帰ってきたいくなる環境を整えることが急務というふうに考えております。

選挙戦の中で多くのそれぞれの人に会ってきたというふうに自負をしているところではありますが、その中で企業の皆さん、そして、多くのそれらの皆さんを雇用されている事業所の皆さんとも非常にお会いしてつもりであります。この地域が、仕事がないから、うちの長男や兄は帰ってこられない。こういう話を、実は私も含めて、これまで地域のほとんどの方がそういうことを口にしてきたことはよく聞いてきましたが、この間、選挙期間中お会いしたそれぞれの企業や雇用事業者の皆さん、事業所の皆さんにお聞きしますと、全く真逆の話があるのです。人材が不足しているという話をされます。

一方で、我々は仕事がないからという話ばかりしてきました。人材不足。私はこれはそのまま第1点として、地元企業、事業者の皆さんの需要をきちんと把握することから始めるべきだという話を、選挙戦でも訴えてきて、この所信の部分でもそういうことに触れたかというふうに思います。調査の結果をもとにしまして、スピード感を持って対策を検討したいというふうに思います。今後、地元企業、関係部局と協議をしながら、徐々に環境を整えながらですが、市役所庁内に担当を置かせていただいて推進組織の設置なども検討していきたい。長期的な展望を持ちながら進めていきたいと思っております。その先頭に立たなければならないのが市長だという話をずっとしてきたつもりです。そのとおりに頑張っているつもりであります。

グローバルITパークにつきましてはお話がありました。構想では大変大きな構想が掲げられています。2030年に350社、その集積を目指して事業を推進していくということでもあります。CCRC構想についても事業化に向けて協議を進めている段階であります。いずれにしましても成果も結果も道はまだ半ばどころではない、始まったばかりということであると思っております。メディカルタウン構想の実現に向けた1つのまたステージとしましても、各事業を連動させな

がら推進することによりまして、若者が働きたい職場が増加する、そういう努力をしてまいりたい、そういうふうに考えているところであります。

2つ目の総務省の「お試しサテライトオフィス」の採択のチャンスをどういうふうに取り組むかというご質問であります。佐藤議員が述べられましたように、総務省のヒアリングではこの本申請が採択されたポイントにつきましては、まさに国際大学との共同研究とグローバルITパークとの連携だった旨の説明があったということでもあります。

この事業の推進に当たり、国際大学やグローコム——これは国際大学の中に設置されている研究所だと思えます——とのITテクノロジー研究をその核として、核として知識や人材がこの地に集積するような取り組みを進めていきたいというふうに考えています。そのためにも日本のIT企業を4社誘致するということを目標としています、このお試しサテライトオフィス。国際大学の会議室を改修させていただきまして、お試しサテライトオフィスをあそこに設置をしたいということでもあります。

今後は高速交通網の利便性と豊かな自然環境をPRしながら事業を進めてまいりまして、国際大学やITパークなど、国際的なIT人材が集積する地域として発展させたい。そういう意気込みでございます。

3番目、これらの動きを最大限活用して林市政独自の若者雇用対策として産業雇用につながる考えはあるかということではありますが、まずはさっきのお試しサテライトオフィスで誘致した企業の皆さんに来ていただく。そういったことにつきましては、そのお試しの期間の終了後もCCRC施設との連携や他の遊休施設等に移動していただくなど考えてまいりたいというふうに思っているところです。

また、最近では都会の大企業に勤める社員、そういう皆さんの中で地方での副業といった従来のスタイルとは異なる、2つの地域、二地域就労というのだそうですが、そういうスタイルや本業の仕事で培ったスキルを生かした社会貢献を希望するという方もいらっしゃるということでありまして、こういった社員を支援する企業も出てきているというふうに伺っています。このような方々へのアプローチも合わせて、今回考えてまいりたいというふうに思っています。

ITパーク、お試しサテライトオフィス、CCRC構想、国際大学、この4者の相互の連携や協働による相乗効果などによりまして、これらIT人材とか企業が集積する、議員のおっしゃっていらっしゃる南魚沼モデル、私もそういうことを目指しましてつくることができれば、市内の産業の発展と若者の雇用の場を創出することができるというふうに考えています。努力してまいりたいという思いです。

短期間で結果を出すことは非常に難しいと思えます。しかし、今、私は市長に就任してまだ間もないわけでありましてけれども、きょうに至るまで既に担当の皆さん、それぞれ担当されている皆さんには、私のほうからも、思い切りやってもらいたい、思い切りやれと。そしてどんなささいなチャンス、このほかにもさまざまなチャンスがあると思えます。こちらにいろいろな企業を持ち込む、また、発展性を見つける。いろいろな私は人のつながり等の中でこういったものはなっていくというふうに思っておりまして、これらのことについては、もし、ささいな

ことがあっても私に直接伝えてほしい。そして私もどんなことでもだめもとでいいので、それぞれ出掛けるべきは出掛け、折衝するものは折衝し、必ずそういうチャンスを生かしていきたいという話を、職員の皆さんにはさせてもらっております。

あらゆる施策を組み合わせる新たな雇用の場を生み出すことで、私は冒頭から申し上げました繰り返しになりますが、若者が帰ってこられて、住み続けることのできるふるさとづくりに、南魚沼にしていきたいというふうに強く思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上でございます。

○議 長 6番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 林市政が進める行政姿勢の変革と若者雇用

市長に大事なところを発言していただきました。人材不足。そしてまた求める人の雇用のミスマッチ。ここの相反するようところが今一番やはり問題なのです。私はこのことについて言いたいですけれども、順を追って再質問させていただきます。

まず、職員の意識改革と行政姿勢の変革というところを一括といいますか、一緒ですので順序が逆になるかもしれませんが。一番ここで大事なところは市長が言っています「新たな時代にふさわしい」というところです。私もその新たな時代ということはどう捉えるかによって、その捉え方で、職員意識の方向も、行政姿勢の変革の方向も私は違ってくるというふうに、私の中では思ひがあるのです。その新たな時代というのをどういうふうに考えておられるのか。そこのところだけとりあえずちょっとお聞きしたい。

○議 長 市長。

○市 長 林市政が進める行政姿勢の変革と若者雇用

前から本当は言われていることかもしれませんが、必ず頑張る自治体とか、頑張る地域が全部ならしの中で例えば国が面倒をみるとか、そういったことがあった時代と全く変わってくるという時代というのを私は想定しています。

そして、雇用のことについては、ちょっとふさわしい答えかどうかはわかりませんが、これまでいろいろなところでも言っているのですけれども、子供たちが出て行った先は全部わかります。帰ってこさせるという努力をこれまでしてきたかということについては、甚だ疑問があります。これまでここが若者たちを流出してきた地域、それをここで断ち切るということが新しい時代の一番のことであるというふうに私は思っています。若者をずっと流出した地域をここで断ち切るのだという覚悟、これを私は新しい時代というふうに。ちょっとおぼろげな言い方で申しわけありませんけれども、私はそういう強い思ひがあります。

○議 長 6番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 林市政が進める行政姿勢の変革と若者雇用

多分、大筋は同じようなことですが、行政の首長として、そしてまた所信表明の中で新たな時代にふさわしいということと言うならば、私はこの単にね、首長がかわったとか、節目の12年が終わったとかということ、もちろんそういうわけではないというふうに思ひますね。そして、人口減少、そして少子高齢化という社会情勢に合わせて、当市の、我が市の場合

のことを言えば、合併特例期間が終わって今後は今までにない厳しい財政状況を強いられるわけです。そういう中で行政姿勢も変革していかなければならない、職員の意識も変わっていかなければならないというところを私は期待しているのです。そういうことであれば、行政姿勢の変革ということになれば、私はそういう財政事情の中では今まで施設整備を中心に行ってきたけれども、今はそれができないというのはちょっと語弊がありますが、それよりもむしろソフトな部分も含めて住民の暮らしやすい、そういう方向に行政姿勢を転換していくのだと、というようなことを新たな市長としてこの新しい時代というのは、そういうことを捉えながら進めてもらいたいという思いが私はあるのですけれども、その辺をちょっとお聞きしたい。

○議 長 市長。

○市 長 林市政が進める行政姿勢の変革と若者雇用

この点については佐藤議員のそういう認識とこれは財政を考えても、これまでの部分を考えても、全く私が違うという考えに立っておりません。若者が帰ってこられるという地域という中には、今おっしゃった安定的なきちんとした地域づくりが最も肝要だと思っています。財政と一緒に考えても、そのような方向に進むことは当然なことだというふうに思っていて、また、そういう意味でも新しい時代ということが言えるのかもしれませんが。

○議 長 6番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 林市政が進める行政姿勢の変革と若者雇用

そこを確認させていただきまして、次は職員のほうの意識改革の件でちょっと。先ほど違う観点で職員の意識改革の話が出ましたけれども、私は違う視点でまた質問をしてみたいのですが、総務文教委員会で2年前になりますか、福岡市の業務改善ということについて管外調査をしてきました。福岡市はDNA運動ということで全国に先駆けて業務改善に取り組んでいるところであります。このDNA運動、そしてまた業務改善とはどういうことかといいますと、ご承知だと思うのですが、現場の第一線の職場、職員の創意工夫で働きやすく、そして市民も利用しやすい業務への改善、提言をしていく、というものであります。

新潟県下でも広まりつつあるのですが、合併特例期間も終わりをまして、人口減少も進むという中で、財政的運営も厳しくなる中で、財源予算をそう今までのように使わないで効率的な行政運営をするには、職員のそういう業務改善みたいなそういう意識改革が、私は新しい時代の中で今、求められていると思うのですが、その点についてちょっとお考えがありましたらお願いします。

○議 長 市長。

○市 長 林市政が進める行政姿勢の変革と若者雇用

現在、業務改善運動というものに当たるものとして、行政改革大綱の体系に沿ってアクションプランを作成しています。よく佐藤さんが議場でもずっとこういうことを言っています。平成28年度は9つの事業について取り組みまして、内部での事業評価に加えて7人の外部委員で構成する行政改革推進委員会から外部評価を受けております。これらはまた評価結果とか委員会の議事録は市のウェブサイト公表しているところであります、ということです。

取り組み事業につきましては、年々減少しておりますけれども、平成29年度は少しでも多く取り組めるように、現在担当部署において事業を検討しています。こういったことも進めながらやはりやっていくということだというふうに思っています。

○議 長 6番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 林市政が進める行政姿勢の変革と若者雇用

最終的にはそうなのでしょうけれども、ちょっと違うのです。私が望んでいるのは、今この市でも大変なことをやっているのです。若い人たちが自主的にといいますか、各課の壁を越えて検討しながらこういう行政、事務運営がいいとか、こういうやり方がいいとかやっているのですよね、そういうことだと思うのです。そういう芽をどんどん広げていただくような、職員の意識改革を進めていただきたいということなのです。これについてはちょっともう、多分理解されていると思いますので、次に移りたいと思います。

次に今まで前市長が手がけました若者雇用の機会をするための幾つかの事業がありますけれども、その事業について今後の進め方です。それについて今、新市長が考えておられることを何点かちょっとお聞きしたいのですけれども。

まず、メディカルタウン構想についてであります。この件は何回も私は質問しているのですが、農地転用というところに大変大きなハードルがありまして、なかなか進まないというところもあるのですけれども、井口市長の最後のほうの答弁の中では、県の地域医療推進機構も、この地域に寄与する基幹病院ということを経後の計画の中に盛り込んでいく、というような答弁であったわけです。だけれどもメディカルタウン構想というのは、もともとは市の構想だというふうに私は認識しているので、その辺ちょっとどうなのかなというふうな気もいたしますが、ちょうどここで知事もかわりまして、市長もかわりましたので、県が進めている健康ビジネス連邦政策、そして南魚沼市が進めているメディカルタウン構想、それらを一緒になってもう一度、両者が新たになったところで進めましょうという話し合いを、私は早い機会に持っていたきたいのですけれども、メディカルタウン構想に関しては、その辺の考え方がありましたらお願いします。

○議 長 市長。

○市 長 林市政が進める行政姿勢の変革と若者雇用

私もその健康連邦の考え方は、ずっと会議にも出させてもらってしまして、非常に理解しているつもりです。一番なかなか最初から言うのは、まだわからなくて申しわけありませんが、私はこれから医療と観光の結びつき、あと健康とか、そういう視点が非常に大事であって、必ずそちらの方向に向かって施策を展開してまいりたいという地盤のもとになる気持ちがあります。そういう中では、それらはまだ今回すぐには言えませんけれども、必ずその方向を打ち出してまいりたいというように考えております。

医療観光という形が私はこれから南魚沼市が——私は過去、議員の時代も一般質問等でそういう話をしたことがあるのですけれども、それが最も求められる方向性だというふうに私は考えているところであります。

○議 長 6番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 林市政が進める行政姿勢の変革と若者雇用

メディカルタウン構想についても1点だけ、ちょっとお話をさせていただきたいのですが、これも、これは重要なことですので、ちょっと突っ込んだ話になるかもしれませんが。この件につきましては、大和病院の新たな運営が始まりまして1年がたちましたよね。その経緯的なこともちょっと気がかりなのですけれども、今後の大和病院の建物といたしますかというのも含めて、そして大和病院が新たな体制になって療養病床がなくなりましたけれども、その件。そしてまた小出病院も当初の計画どおりには、療養病床が進んでいない。そういう中で今療養病床関連のことが問題になっているのです。

そういうのも含めて、私はその大和病院の今後のあり方も含めて、メディカルタウン構想というのは、市で本当に積極的にこの枠の中でのあり方を考えていかなければならないというふうな思いがありますけれども、私はそういうところを期待させていただきたいのですが、そこら辺の考え方がありましたら。

○議 長 市長。

○市 長 林市政が進める行政姿勢の変革と若者雇用

私もそれは同感なのです。さっきからちょっと申し上げていますが、そういう中で進めてまいりたいという話をさせてもらいたいと思います。

ここでちょっといろいろ範囲を超えているところも私はあると思って、なかなか質問の内容を想定していない部分もあったのです。あったので、その点はおわびを申し上げますけれども、そういう方向性であることは間違いないというふうにお考えください。

○議 長 6番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 林市政が進める行政姿勢の変革と若者雇用

そういう細かなところまで通告していませんので、私のほうがちょっとやはりはみ出したのかもしれませんが。大変失礼しましたが、そういう意欲を感じさせていただきましたので、ありがとうございました。

では、CCRCについて1点だけお聞きをしたいと思うのですけれども。CCRCにつきましても、事業本体は別にしましても、派生的には起業や若者の雇用機会を大いに期待しているところの事業でありまして、先日アイデア募集の入賞者も発表になりましたし、連携事業者の協議パートナーも2社合わせて発表になりました。リスク分担等これからという重要な部分が残されていますので、私個人的には実は実現するかどうかという懸念も感じているところですが、この2社が実際に行うとすれば、その2社の構想の概要も見えてきたわけなのです。この根本的な内容の良し悪しは別にしまして、私はその構想の案から見まして、当初予定している若者の雇用機会の拡大というのは、なかなかその案の中から私はちょっと期待ができないのです。今、ちょっとCCRCも何かトーンダウンしたような形を私は受けているので、なおさらそうなのですが、そういう若者の雇用機会に結びつけられる、今まで市長の事業を受け継いで、そういうお考えをちょっとお聞きしたい。

○議 長 市長。

○市 長 このことにつきましては、最も前線でやっておる担当の者がおりますので、担当の部課長に答えさせます。

○議 長 地方創生特命部長。

○地方創生特命部長 林市政が進める行政姿勢の変革と若者雇用

今ほどの件でございますけれども、CCRCのほうは構想の説明資料等でも公開しております。その中で直接生まれる雇用と、そうでなくて議員が今回提出いただきました魚沼モデルですか、この中にありますように周りのグローバルITパークとそれからメディカルタウン構想等で、健康関連のビジネスが生まれる、そのことに移住された方の活躍の場として、生まれる雇用ということで、総合的な全体の連携が必要というような建てつけで進んでいるかと思いません。

CCRC本体の中では、若者の雇用としましては、これは会社名も出ておりますけれども、セントラルスポーツさんが、健康増進のプログラム、介護予防のプログラムをここで開発する、その拠点施設にしてくるといって入ってまいりますと、当然ですがそこにはインストラクター等の雇用も生まれますし、そのほかCCRCの中で機能として必要な機能がございまして、その従事者ということで雇用が生まれるという部分は、引き続き変わっていないというような状況でございます。以上です。

○議 長 6番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 林市政が進める行政姿勢の変革と若者雇用

私はCCRCの若者雇用というところについては、今、部長がおっしゃるとおり、当面の期待はあまり薄いのですけれども、これからまた述べますそれぞれの事業を連携した中では本当にこの大きな力にもなるというふうに私は考えていますので、そのところでまたお話をさせていただきたいということで、わかりました。

ITパークについて、これも1点だけちょっとお聞きしたいのですけれども。私は林市政が一番に掲げる若者の雇用創出に関しては、サテライトオフィスの誘致とともに、ITパークというのは大変期待をしている事業です。けれども実際は16社ブースをつくってまだ目標達成には至っていない。今後のそういう取り組みと申しますか、それを埋めていく方法とそれの1つの手段として、多分サミットが来年の1月か何かで開催される予定になっておりますけれども、ITビジネスサミットですかね、1月ごろ。それについて、ただビジネスサミットを国際大学で開催して終わりではなくて、先ほど言いましたようにITパークにつなげていく。そしてサテライトオフィスにつなげていくようなサミットでなければならないと私は思うのですけれども、このサミットの内容についてちょっと。これは通告にないのですけれども、申しわけありません。

○議 長 市長。

○市 長 林市政が進める行政姿勢の変革と若者雇用

2つあると思ったのですね。最初のITパークの件につきましては、就任後すぐにアダムイ

ノベーションの皆さんがやってまいりました。私も訪ねました。そして、確かに想定しているより今、入ってきている企業が少ないと。いろいろなことにぶちあたっているらしいです。やはり最終的なところに行くと、日本があまり開かれていない国だということに行き着くところもあったりもします。ただ、そんなことを言っているばかりでは前に出ませんので。

ただ、アダムイノベーションさんの話している内容は、私もそれで理解したつもりです。最初からきちんと入ってもらっていただければそれはありがたいことですが、一番は今入っている皆さんの、それぞれもう活動が始まっているということをお聞きしていただき、それは技術を持ったところと外部の企業と、やはり連携をして、もう既にそういうことを始めてきています、ということなのです。それらをきちんと実績を持って前に出すことが、次の皆さんの呼び込みになる。

非常に私は産みの苦しみをやっているのだろうというふうに理解しておりまして、数だけをここで云々ということではなく、まずは今来ている皆さんが、きちんとその仕事を最初の、初期の部分を達成する。そのためにも頑張っていきたいという話を力強くしてくれました。それに期待するところであります。

それからサミットの件につきましては、先般国際大学の学長さんに私も会いにまいりまして、今後の連携につきましては、また市長もかわりましたのでよろしく、ということも含めて行ってきたのです。そのときにもお話が出ておりました。この件につきましては担当の部課長に答えさせますので、よろしく願いいたします。サミットの件を。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 林市政が進める行政姿勢の変革と若者雇用

ITのビジネスサミットの関係でございますが、申しわけございません。まだ詳細な情報をいただけていないので、また、わかり次第ご報告させていただければと思います。申しわけありません。

○議 長 6番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 林市政が進める行政姿勢の変革と若者雇用

それだったらそれで結構なので。通告もしていませんし、ちょうど関連がありますので、もしわかったらと思って聞いてみたので。ではまた、わかったら教えていただきたいというふうに思います。

今まで井口市長が手がけた若者雇用に対してのその取り組みの今後の方針を、ちょっと深く立ち入ったところもあったかもしれませんが、聞かせていただきました。これは若者雇用について重要なことなので聞かせていただきました。

次に今、動き出していますサテライトオフィスについてでありますけれども、先ほどから言っていますように、このサテライトオフィス、お試しということで、総務省で10の採択団体の中に入りました。それは先ほども言いましたように国際大学との連携、そしてまたITパークとの連携ということでもあります。

今、全国のサテライトオフィスは、先ほど言いましたように、大変競争激化でありまして、

大学と企業が考えながらサテライトオフィスを進めるというのも、本当に多くあります。ただ、大学、国際大学という大学と企業で進めるというだけでは、やはり私はまだまだこの地でのサテライトオフィスの優位性といいますか、そういうのが導き出せないのかなというふうな思いがあります。

例えば今のサテライトオフィスで象徴的な画像というのが、徳島県の神山町の川の中に足をつけて、パソコン、タブレットを打ちながら仕事をするという、それはサテライトオフィスの象徴的な写真なのですが、そういうことだけで今、もうサテライトオフィスが成功するということはないと。大学との連携だけではなかなか難しい。私はいろいろの要素を組み合わせながら、皆さんに選んでもらうそのサテライトオフィスというようなことを、していかなければならないとなると、お話を聞くと大学の空きスペースを4ブース活用してとりあえずやってみるということですが、それはお試しですからそれでいいのかもしれませんが。

私はいろいろな要素を合わせてすると、例えば大和庁舎のITパークと合わせてやるとか、お話の中に出ているかもしれませんが、浦佐駅の中でやるとか。浦佐駅の周辺の空きスペースの、あいている場所ですよ、空き地を利用してやるとか。そういういろいろな利点になるようなところに、いろいろな利便を合わせながら進めるほうがいいというふうな思いもあるのです。その辺、もうこのお試しサテライトについては、国際大学ということですが、今後の先々の思いとしては、先ほども言いましたように、もうちょっと利便性というか皆さんがくっついてくれるようなところの要素で、浦佐駅周辺とかそういう考え方もあるのかというのをちょっとお聞きしたい。

○議長 市長。

○市長 林市政が進める行政姿勢の変革と若者雇用

その考え方はあるかといいますと、すぐというのはちょっと難しいと私は思っていますが、担当部課長にちょっと答弁をさせます。

○議長 産業振興部長。

○産業振興部長 林市政が進める行政姿勢の変革と若者雇用

先ほど市長の答弁でも申し上げましたように、このお試しサテライトオフィスが採択になった最大の要因が、国際大学とグローバルITパークとの、そのほかにもございますが、連携ということでございます。私ども佐藤議員さんからお配りいただいた裏の、南魚沼モデルにあるような、まさにそういうイメージを考えてございます。

補正予算の際にも若干説明いたしましたけれども、お試しサテライトオフィス、この事業自体は、委託調査事業ということで名目はなっております。首都圏の企業が地方に来たときにどういう問題があるのか。あるいはその問題を解決するにはどうすればいいのかというのを、調査研究する事業でございますが、私どもとしてはこれを有効に利用して、その後の展開に当然つなげたいという思いで手を挙げたわけでございます。採択になりましたので、まずは補正の予算でも説明いたしましたけれども、実際南魚沼市の魅力をどういうふうにアピールしていけば、それこそ首都圏から企業の方がサテライトオフィスをつくっていただけるのか、というよ

うなまずは戦略調査ですね。プラス全国の企業の中で新潟県に興味を持っていただけるような企業が、どの程度あるのかというようなニーズ調査。この2つの調査も同時進行ですることによって、私どもがこのお試しサテライトオフィスのお試しを取ってサテライトオフィスに展開していくためにはどうしたらいいのか。そういう戦略も合わせてつくっていきたくて考えてございます。

また、お話にありました浦佐駅の空きスペースの問題、それから、大和庁舎のほかの空きスペースの問題、あるいは近辺にありますスペース等もいろいろ考えてはおります。まずは今あるITパーク、それからお試しサテライトオフィス、これをいかにうまく連携させて、国際大学ですとか北里等もございますが、とにかく今手をつけたところをうまく回して行って、その後それぞれ使えるスペースを有効に使っていきけるような施策を打っていきたくて、そういうふうに考えてございます。以上です。

○議長 長 6番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 林市政が進める行政姿勢の変革と若者雇用

わかりましたし、市長が前段で言いましたように、今まで取り組んだその事業、そしてまたサテライトオフィス、それらを相乗効果が生まれるような——それを私がちょっと漫画的な絵を描きましたけれども——そういうようなモデル的なことに進めていきたくて。今、部長のほうもそんな話がありましたけれども、そこに尽きるわけなのです。

ただ、私はこれであえて、こんなの当たり前ではないかというふうな絵ですけれども、私は1つの思いを込めてつくりました。というのは、この各企業を連携してもらわなければならない。今までは、ある事業が南魚沼市の1つの資源があるからこれを売っていくことで、一本つながりで事業を進めてきましたけれども、なかなかうまくいかなかったのです。

私はそれはやはり視点が違うと思うのです。私がここで言いたいのは、下のほうにも資源の活用と連携とありますけれども、そうではなくて、今、南魚沼市にある資源の立場で、方向から見て、サテライトオフィスにはどういうこの資源は活用できるのか。そしてまたCCRCにはどういうふうにできるのか。ITパークにはどういうふうにできるのか。

となると、この資源の活用が広がりますよね。そして、その広がったのを合わせて、企業同士を結びつけると、非常にその企業同士の結びつきも私は強くなると思うのです。一本の企業でこの資源がだめなら、もう、何か見込みはないではなくて、この資源はいろいろ可能性があるのだと。いろいろ可能性がある中で、CCRCもある、ITパークもある、サテライトオフィスもある。それらを全部ひっくるめて若者の雇用確保につなげるのだ、というのが、ここで言っている私のその南魚沼モデルなのです。

だから、単純に一緒にやりましょう、ではなくて、そういう視点を変えて、この資源というのを本当に見つめ直して。だから私は、ずっとと言われることですがけれども、この地には資源があるけれども、なかなか活用しきれていないというのは、私はそこだと思うのです。資源のほうから見て、この資源は何と何と何にどういう方向で活用できるのかを考えながら、今進めている事業を進めていただいきたいと思うのですけれども、その辺のお考えを再度、しつこいよう

ですけれども確認をさせていただきたい。

○議 長 市長。

○市 長 林市政が進める行政姿勢の変革と若者雇用

ちょっと前の質問で、私がすぐに振ってしまっただけなんですけれども、今のお試しの中では、なかなかその場所の問題というのはちょっとまだかなと、最初の冒頭に、もう答弁をしているのです。それが終わった段階で遊休施設とか、それには佐藤議員がおっしゃった、例えば相手がありますけれども、JRの例えばあいう駅の中とか、さまざまところを考えていかなければならないということは、冒頭のちょっと答弁でももう言うてありましたので、ご理解をいただきたいと思います。

いろいろなことがバラバラという話。それはどうやってくっつけていくか。私も本当にその辺はそう思っていますので、これからぜひ、そういうことに向かってやっていきたいと思っています。この私案の形、このとおり私もそういうことでこれに取り組みたいという気持ちでありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議 長 6番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 林市政が進める行政姿勢の変革と若者雇用

はい、そのような形でしていただけるということで、簡単なことではないですけれども、そういう思いを持って、多分、若者雇用を進めていただくと、また今までと違う方向性といえますかが見えてくるのではないかというふうな思いがありますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

では、そういうふうに市長も担当部のほうも、そのような形で連携した中で、若者雇用を今後考えていこうと。そして実際につくり出していこうと、ということになりますと、お試しサテライトオフィスも1年間なのです。1年間だけ国際大学にいて、そして国際大学に残るのか、今言っていました浦佐周辺に出て広がるのか。そういう方向性を出して、我が市にどうぞ、サテライトオフィスの私がお勧めの地ですよ、という形をつくらなければならないとなると、市長が最初言いましたように、専門の担当部みたいなのを——部長が言ったのかな。市長が言っていましたね——つくりながら、進めたいというようなことですけれども、まさにそうだと思うのです。1年間の中でその優位性を全国にアピールする体制、このモデルをつくらなければならないとなると、私は専門的な、今、例えばCCRCはこの課、そしてまたサテライトオフィスは商工観光課とバラバラになっているのですけれども、これらの要素を全部一緒にまとめて進める、期間限定でもいいですので、そういう担当の、例えば人口問題雇用創出推進室みたいな、そういうのをつくりながら1年間みっちり集中的にやる。というようなことをしながら、私はその若者雇用というものに取り組んでいただきたいと思うのですけれども、この辺どうでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 林市政が進める行政姿勢の変革と若者雇用

私のほうが言った言葉であると認識してちょっと答弁します。庁内にそういう場所をつくら

うと言ったのは、ちょっと誤解されている部分があるのかなと思うのですよね。最初私はその企業の雇用されている皆さんからの聞き取りをきちんとして、それを持って出て行った先の子供たち、若者に伝えていく。そういう課をつくりたいというのが、最初のもとなのです。今おっしゃっていることも、やはりそうだなというところもあるのですね。今、ここでどこまで取り組むかということ、まだすぐにはちょっと言えませんが、そういう方向性でやはり新しい場所をつくるというのが、やはり一番いいかなというふうに今考えているところです。

きちんとまたその部署をつくらせていただいて、その中でちょっとまたいろいろ、今はもう地方創生でやっているところもあったりしますので、その辺のところの整合性を取りながらですが、そういう新しい担当の部分をつくって、どうしてもこれは進めていかなければならないと思っていて、やってみたいというふうに思っています。まだ、ここでは具体的なことはちょっと避けさせていただきます。

○議 長 総時間残り 10 分を過ぎておりますので、よろしく願いいたします。

6 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 林市政が進める行政姿勢の変革と若者雇用

市長のそういう答弁をいただきましたので、本当にこの若者の雇用の場確保というのは、市民アンケートでも常に一番のところですし、先ほど私も言ったと思いますけれども、良質の雇用、産業振興が今できるチャンスにあるわけですので、そういう機会を捉えて、今、言ったような体制で進めていただきたいというふうに思います。終わります。

○議 長 お諮りいたします。本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

本日はこれで延会いたします。

○議 長 次の本会議は明日 12 月 20 日午前 9 時 30 分、当議事堂で開きます。大変ご苦労さまでした。

〔午後 5 時 24 分〕